

(2) 所掌事務

【市災害対策本部各部の所掌事務】（令和7年4月現在）

部名	班名	所属課等	所掌事務
各部共通	各班共通	全所属課 共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 所属職員等の安否確認及び被災状況に関すること。 2 所管に関する被害状況の確認及び災害対策実施状況の取りまとめ並びに報告及び連絡に関すること。 3 各部所管施設の指定避難所等の開設及び運営に関すること。 4 各班の所掌事務に関する防災情報システム等への情報入力に関すること。 5 関係機関、関係団体との連絡調整並びに連携及び応援に関すること。 6 各所掌事務に係る災害時応援協定等の締結先との連絡調整に関すること。 7 各部、各班の職員等の動員、配置及び動員班への報告に関すること。 8 各部、各班それぞれの所掌事務計画の策定に関すること。 9 部内又は他の部、班との連絡調整及び連携及び応援に関すること。 10 その他本部長から命じられた事項に関すること。
防災総括部	総括班	防災危機対策局 デジタル自治推進課 秘書課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の設置及び廃止に関すること。 2 本部長の補佐に関すること。 3 本部長指示の伝達に関すること。 4 本部員会議に関すること。 5 災害対策の総括に関すること。 6 情報の分析に関すること。 7 国県等防災関係機関との連絡調整に関すること。 8 防災情報システム等による通信に関すること。 9 各種情報システムの管理に関すること。 10 避難情報の発令に関すること。 11 災害派遣要請・受入体制・撤収要請に関すること。 12 協定等に基づく応援要請に関すること。 13 国県等への職員の派遣要請に関すること。 14 その他本部秘書に関すること。 15 その他他の部に属さない事務の調整に関すること。

部名	班名	所属課等	所掌事務
総務部	広報班	総務課 広聴広報課 契約監理課 監査委員事務局	1 渉外に関すること。 2 災害関係の広報に関すること。 3 報道機関に対する情報提供、連絡調整に関すること。 4 市民からの意見、要望、問い合わせに関すること。
	動員班	人事課	1 職員の安否（安否情報のとりまとめ等）及び被災に関する こと。 2 動員計画（配備計画）による動員及び配置に関する こと。 3 配置に関する各部、各班との連絡調整に関する こと。 4 職員に対する防災教育に関する こと。 5 職員の健康管理に関する こと。 6 要員の雇用及び配置に関する こと。 7 県等への応援要請に関する こと。 8 他の行政機関等からの応援者の受入れに関する こと。 9 自治体応援職員への情報提供、活動支援等に関する こと。 10 災害時地区市民センター指定職員の指定及び派遣に 関する こと。 11 各部に属さない避難所派遣職員の指定及び派遣に 関する こと。
地域力創造部	情報班	未来政策課 地域創生課 公共・人づくり 推進課 公共交通課 文化振興課 スポーツ振興課	1 災害関連情報の収集、集約整理に関する こと。 2 災害関連情報の記録及び報告に関する こと。 3 各部、各班への情報周知に関する こと。 4 災害関連情報の問い合わせに関する こと。
地域連携部	地域対策班	住民自治推進課 人権政策課 同和課 多文化共生課 住民課	1 安否確認状況及び被害状況の調査、取りまとめ及び報告に 関する こと。 2 住民の避難状況及び避難所の把握の取りまとめ及び報告に 関する こと。 3 避難行動要支援者支援活動その他自治会、住民自治協議会 又は自主防災組織等が行う災害対策への支援の統括に関する こと。 4 各支所の統括及び災害対応職員の派遣に関する こと。 5 地区市民センターへの職員派遣の統括に関する こと。 6 地区市民センター防災配備体制マニュアル等の管理に 関する こと。 7 各部に属さない避難所への派遣職員の統括に関する こと。 8 ボランティアの受入れ、総合調整及び統括に関する こと。 9 その他公共秩序の維持、安定に関する こと。

部名	班名	所属課等	所掌事務
地域連携部	地域対策班	上野支所 伊賀支所 島ヶ原支所 阿山支所 大山田支所 青山支所	<ol style="list-style-type: none"> 1 支所管内の安否確認状況及び被害状況の調査、取りまとめ、地域対策班への報告に関すること。 2 支所管内の住民の避難状況並びに避難所の取りまとめ及び報告に関すること。 3 避難行動要支援者支援活動その他支所管内における自治会、住民自治協議会又は自主防災組織等が行う災害対策への支援に関すること。 4 支所管内の地区市民センターの統括に関すること。 5 地区市民センターへの職員派遣の管理に関すること。 6 地区市民センター防災配備体制マニュアル管理に関する周知こと。 7 各部に属さない避難所への派遣職員の管理に関すること。 8 支所管内のボランティアの受入れ及び調整に関すること。
		各地区市民センター及び各隣保館 ※災害時地区市民センター指定職員を含む。	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該地域における被災状況に関すること。 2 当該地域における住民の安否確認情報、避難情報及び避難場所の把握及び報告に関すること。 3 地区市民センターと隣保館の情報共有に関すること 4 その他当該地域における住民自治協議会及び自主防災組織、自治会等との情報共有に関すること。
財務部	管財班	管財課 資産経営課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市役所本庁舎の安全確保に関すること。 2 災害対応車輛の借上げ及び車輛の確保に関すること。 3 公用自動車の管理、配車及び運転手に関すること。 4 市有財産の被害調査及び災害対策に関すること。
	調達班	財政課 出納室	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係の予算措置に関すること。 2 応急・救援用資材、物資等の購入及び借受けに関すること。 3 食料品、生活必需物資、その他災害関係物品の調達及び配分に関すること。 4 見舞金、義援金の受領保管及び管理に関すること。 5 災害支援金に関すること。 6 災害経理に関すること。

部名	班名	所属課等	所掌事務
財務部	物資・被害 調査班	課税課 収税課	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域内輸送拠点（伊賀市物資拠点）に関すること。 2 災害応急用の食料品、生活必需品及び資機材の輸送に関する こと。 3 救援物資の受入れ、保管及び配給に関すること。 4 食料品、生活必需物資及び資機材の調整に関すること。 5 災害救助要員、避難者の輸送に関すること。 6 住家（非住家を含む。）及びこれらに伴う人の被害調査並 びにその取りまとめと報告に関すること。 7 避難・被災情報の収集（現地確認等）に関すること。 8 被災者台帳の作成に関すること。 9 り災証明に関すること。 10 災害減免に関すること。
人権生活 環境部	衛生班	市民生活課 環境政策課 廃棄物対策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 埋火葬等遺体の取り扱いに関すること。 2 市営斎場施設の災害対策全般に関すること。 3 被災地のし尿及び塵芥の収集及び処理に関すること。 4 災害がれきの処理に関すること。 5 災害時における環境対策に関すること。 6 動物救護活動に関すること。
	外国人支援班	多文化共生課	<ol style="list-style-type: none"> 1 外国人への情報提供・伝達に関すること。 2 外国人への避難支援等に関すること。
消防本部	消防班	消防本部 伊賀消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災警報及び火災注意報並びに気象情報に関すること。 2 水防、消防に関すること。 3 消防団に関すること。 4 危険箇所の警戒及び避難情報による避難の誘導並びに救助 救急業務に関すること。 5 火災に関するり災証明書の発行に関すること。 6 所管に係る災害通信に関すること。 7 緊急消防援助隊の応援要請及び受入れに関すること。 8 防災ヘリコプターの応援要請等に関すること。

部名	班名	所属課等	所掌事務
健康福祉部	救助防疫班	医療福祉政策課 生活支援課 こども政策課 こどもの育ち支援課 保育幼稚園課 (各保育所・幼稚園) 保険年金課 健康推進課	1 被災地の消毒及び防疫に関する事 2 食品衛生対策に関する事 3 確認された死体の安置、納棺運搬に関する事 4 衛生材料その他必需品の調達、診療施設等所管施設の被害調査及び災害対策に関する事 5 救護所（応急治療所）及び避難所への応援に関する事 6 災害救助法の適用手続きに関する事 7 災害救助法に基づく本部事務に関する事 8 被災者生活再建支援法の適用等に関する事 9 避難者・被災者の健康管理支援に関する事 10 災害弔慰金等の支給及び災害救護資金の貸付に関する事 11 救援、義援金品の收受及び事務手続に関する事 12 日本赤十字社との事務調整に関する事 13 保育所（園）・幼稚園の開設及び運営に関する事 14 災害時の園児の避難及び保護者との連絡に関する事 15 児童福祉施設の被害調査及び被害対策に関する事
	避難行動要支援者支援班	障がい福祉課 介護高齢福祉課 地域包括支援センター	1 被災者の応急救助に関する事 2 被災者に対する救援物資の給与に関する事 3 社会福祉施設の被害調査及び災害対策に関する事 4 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援に関する事 5 避難行動要支援者名簿の作成、活用及び管理に関する事 6 福祉避難所の確保及び連絡調整に関する事 7 協定締結法人等が所管する福祉避難所の運営に関する事 8 関係者への情報提供に関する事 9 関係者との連絡調整に関する事

部名	班名	所属課等	所掌事務
市民病院部	医療班	上野総合市民病院	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医務の総合計画に関すること。 2 患者搬送、その他医事に関すること。 3 患者治療に関すること。 4 薬剤に関すること。 5 放射性物質の災害応急対策（保健衛生上）に関すること。 6 救護所（応急治療所）の設置に関すること。 7 所管に係る関係機関、団体等との連絡調整に関すること。 8 病院施設等の被害調査及び災害対策に関すること。
産業農林部	農林班	農林振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 食糧の調達配給に関すること。 2 炊き出しに関すること。 3 主食、副食物等の確保に関すること。 4 農林畜産の被害調査及び災害対策に関すること。 5 農産物、家畜等の防疫に関すること。
	商工観光班	商工労働課 観光振興課 中心市街地推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工鉱業関係等の被害調査及び災害対策に関すること。 2 観光施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 3 市内勤務者及び観光客等帰宅困難者の避難支援に関すること。
	農業施設班	農村整備課 農業委員会 事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地及び農業施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 2 林道、林地、林業施設及び地すべり等の被害調査並びに災害対策に関すること。
建設部	土木河川班	建設管理課 道路河川課	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路橋りょう等公共土木施設の災害防御に関すること。 2 道路橋りょう等公共土木施設及びがけ崩れについての被害調査並びに災害対策に関すること。 3 災害復旧事業に関すること。 4 公共土木施設災害復旧に関する事務の総括に関すること。 5 河川施設等の災害防御に関すること。 6 河川等の被害調査及び災害対策に関すること。 7 緊急物資等の輸送道路確保に関すること。

部名	班名	所属課等	所掌事務
建設部	都市計画・ 建築住宅班	都市計画課 建築課 住宅課 企業用地整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市有財産（建物）等の修理及び被害額の算定に関すること。 2 被害住宅の被害認定に関すること。 3 被災者生活再建支援法の活用に関すること。 4 被災建築物応急危険度判定士の養成及び派遣並びに判定の実施に関すること。（震災対策時） 5 被災宅地危険度判定士の養成及び派遣並びに判定の実施に関すること。 6 住宅相談の実施に関すること。 7 応急仮設住宅の建設及び入居者の決定に関すること。 8 避難所及び応急仮設住宅の応急修理に関すること。 9 公園施設、住宅施設等の災害復旧及び支援施策に関すること。 10 電気、ガス及び通信等の被害状況の把握に関すること。 11 都市施設等の被害調査及び災害対策に関すること。
上下水道部	上下水道総 括・給水班	経営企画課	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道災害の事務及び庶務に関すること。 2 住民等の情報、広報に関すること。 3 被害状況の取りまとめ、報告に関すること。 4 応急資機材の調査及び確保に関すること。 5 応援要請に関すること。 6 応急給水及び被害調査に関すること。
	復旧班	水道工務課 水道施設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の応急復旧及び被害状況調査に関すること。 2 取水、浄水対策に関すること。 3 取水、浄水施設の被害状況の調査に関すること。 4 原水、応急給水、復旧時の水質検査に関すること。
	下水道班	下水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1 下排水路施設及び公共下水道施設の被害調査、復旧及び災害対策に関すること。 2 農業集落排水施設の被害調査及び災害対策に関すること。 3 公共管理浄化槽施設の被害調査及び災害対策に関すること。
教育委員会部	教育支援班	学校教育課 各小中学校 各給食センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の児童生徒の安全確保及び避難に関すること。 2 被災児童生徒の応急教育対策に関すること。 3 災害救助用学用品等の調達と給与に関すること。 4 災害時における学校給食の対策に関すること。 5 被災児童生徒の保健衛生に関すること。 6 教職員の災害のための確保及び動員に関すること。 7 炊き出し調理人の確保及び炊き出しに関すること。

部名	班名	所属課等	所掌事務
教育委員会部	教育施設班	教育総務課 生涯学習課 文化財課 中央公民館 上野図書館	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 2 文化財の被害調査及び災害対策に関すること。 3 災害時における教育施設の避難場所としての応急供用に関すること。

12-5 伊賀市災害弔慰金の支給等に関する条例

伊賀市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成16年11月1日条例第129号

改正 平成23年12月28日条例第28号

令和元年7月1日条例第8号

令和元年10月1日条例第29号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 災害弔慰金（第3条—第8条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金又は精神若しくは身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

（災害弔慰金の支給）

第3条 市長は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病に

かかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について、法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間及び据置期間については、令第7条第2項の規定によるものとする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3%以内で市長が別に定める率とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連携して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還（又は半年賦償還）とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還することができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及びの規定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年上野市条例第33号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年伊賀町条例第29号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年島ヶ原村条例第23号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年阿山町条例第24号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大山田村条例第17号）及び災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年青山町条例第27号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年12月28日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の伊賀市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（令和元年7月1日条例第8号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年10月1日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

12-6 伊賀市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

伊賀市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成16年11月1日

規則第106号

改正令和元年12月27日規則第27号

令和3年4月1日規則第41号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 災害弔慰金の支給（第2条・第3条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第4条・第5条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第6条―第18条）
- 第5章 補則（第19条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、伊賀市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年伊賀市条例第129号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- （1） 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- （2） 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- （3） 死亡者の遺族に関する事項
- （4） 支給の制限に関する事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第3条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- （1） 障害者の氏名、性別及び生年月日

- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(必要書類の提出)

第5条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(利率)

第6条 条例第14条第2項に規定する利率は、年1.5パーセントとする。

(借入れの申込)

第7条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前年とする。）の1月1日において、他の市町村に居住していた借入申込者及びその世帯に属する者にあっては、前年の所得（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合は、前々年の所得とする。）に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書とその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに市長に提出しなければならない。

(調査)

第8条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第9条 市長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（様式第3号）を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書（様式第4号）により借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第10条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した借用書（様式第5号）に資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第11条 市長は、前条の借用書と引替えに貸付金を交付するものとする。

第12条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第13条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第14条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第8号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第15条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（様式第10号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、延滞利子の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第16条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

（2）借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（様式第14号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第17条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第18条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は、速やかにその旨を市長に氏名等変更届（様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第5章 補則

（補則）

第19条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（令和元年12月27日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年4月1日規則第41号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際この規則による改正前の各様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

（様式第1号～第16号 省略）

12-7 天災による住宅等の被害者に対する復旧資金の融通に関する条例

天災による住宅等の被害者に対する復旧資金の融通に関する条例

平成16年11月1日

条例第208号

(目的)

第1条 この条例は、暴風雨又は豪雨及び地震等の天災によって住宅若しくは宅地等に著しく損失を受けた住民に対し、復旧に必要な資金の融通の適正な措置を行い、民生の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「被害者」とは、市内に住居を有する者で天災（当該天災による被害が住民生活に及ぼす影響が大であると認め、規則をもって定めたものに限る。）により住宅若しくは宅地等に相当な被害を受けたもので、市長が認定したものをいう。

2 この条例において「復旧資金」とは、農業協同組合又は金融機関が被害者に対し住宅若しくは宅地等の復旧に必要な資金として規則で定める期間内に貸し付ける資金で、次に掲げるものをいう。

(1) 市長が認定する被害額を基準として規則で定めるところにより算出される額又は300万円を超えない範囲内で定める額のいずれか低い額の範囲内で決定した金額とする。

(2) 償還期限は、6年を超えない範囲内において規則で定める期限以内の期間とする。

(3) 利率は、被害者に貸し付けられる場合、年5.5パーセント以内とする。

3 復旧資金の貸付けを既に受けている者が、その償還の終わるまでの間において再び被害者となった場合における復旧資金については、その償還期限を規則で定めるところにより2年を超えない範囲内で延長する旨の貸付条件の変更は、前項第2号の規定にかかわらずこれを復旧資金とすることができる。

(補助)

第3条 この条例の定めるところにより、復旧資金の貸付けに要する経費等については、次の各号の規定により補助するものとする。

(1) 市が、農業協同組合又は金融機関との契約により、当該農業協同組合又は当該金融機関が貸し付けた復旧資金に係る利子の補給に要する経費

(2) 市が、農業協同組合又は金融機関との契約により、当該農業協同組合又は当該金融機関が復旧資金を貸し付けたことによって受けた損失の補償に要する経費

2 前項第2号の契約には、次に掲げる事項を含まなければならないものとする。

(1) 当該契約の当事者である農業協同組合又は金融機関は、その契約による損失補償を受けた後においても善良な資金管理者となって、当該融資に係る償還金の回収に努めなければならない。

(2) 農業協同組合又は金融機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る償還金の回収によって得た金額のうち、債権行使のために必要とした費用を控除して残額のあるときは、これをもって当該融資に係る損失補償を受けない損失を補償し、なお残額のあるときは、当該契約によって市から受けた損失補償の金額に達するまでの金額は、す

べて市に納付しなければならない。

- 3 第1項第2号の規定による損失補償は、融資された元本の償還期限の到達後において規則で定める期間を経過し、なお元本、利子の全部又は一部が回収されなかった場合における回収されなかった金額とする。

(補助の限度額)

第4条 前条第1項の規定により市が補助すべき復旧資金の総額は、それぞれの天災の都度規則で定める額をもって限度とする。

- 2 前条第1項の規定により市が交付する補助金は、同項第1号の経費については当該利子補給の対象となった貸付金の総額につき年1.0パーセントの割合で計算した額の範囲内の金額とし、同項第2号の経費については当該損失額の100分の50に相当する金額とする。

(補助金の打切り及び返還)

第5条 第3条第1項に定める契約を締結した農業協同組合又は金融機関が、同条第2項各号の契約事項に違反したときは、市長は当該交付すべき補助金の全部又は一部を交付せず、若しくは既に交付した補助金のあるときはその全部又は一部を返還させることができる。

(報告及び検査)

第6条 市長は、復旧資金の貸付けが適正に行われている状態を知るために必要があるときは、当該復旧資金を貸し付けた農業協同組合又は金融機関から報告書類を求め、若しくは職員をしてその事務所に立ち入らせ、帳簿及びその他必要な物件を検査させることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、天災による住宅等の被害者に対する復旧資金の融通に関する条例（昭和47年阿山町条例第22号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

12-8 伊賀市住宅等の災害融資に係る利子補給金及び損失補償金の交付に関する規程

伊賀市住宅等の災害融資に係る利子補給金及び損失補償金の交付に関する規程

平成16年11月1日

告示第99号

(趣旨)

第1条 天災による住宅等の被害者に対する復旧資金の融通に関する条例（平成16年伊賀市条例第208号。以下「天災融資条例」という。）に基づき、復旧資金の融資機関に、天災によって損失を受けた住宅等の被害者に対する復旧資金の融資によって生じる利子の補給及び損失の補償を行うため、この規程の定めるところにより予算をもってする範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この規程において用いる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 補助金 利子の補給金及び損失補償金をいう。
- (2) 被害者 天災融資条例第2条第1項の規定に該当する者をいう。
- (3) 融資機関 農業協同組合又は金融機関をいう。

(補助対象の認定)

第3条 天災融資条例の規定による復旧資金の融資を受けようとする者は、市が融資機関と当該天災による補助金に関する契約を締結した後において天災による住宅等の被害者認定申請書（様式第1号）を市長に提出し、被害者であることの認定を受けなければならない。

(融資の決定)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該被害者であり、かつ、復旧資金を必要とする者であることを審査し、融資することが適当であると認めたときは、貸付限度額の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により貸付けを決定したときは、貸付決定通知書を当該申請者に交付するとともに併せて融資機関に通知するものとする。

(復旧資金の利子補助基本額)

第5条 市は、毎年度予算の定める範囲内において融資機関との契約により、その融資機関が被害者に対して貸し付けた復旧資金については、年1.0パーセントの利子補給率をもって算定した額に相当する経費を補助する。

(利子補給金の交付申請)

第6条 金融機関が前条の規定により利子補給金の交付を受けようとするときは、利子補給金交付申請書（様式第2号）に次の書類を添え、毎年1月1日から6月30日までの期間に係るものについては5月31日までに、毎年7月1日から12月31日までの期間に係るものについては11月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号その2）
- (2) 利子補給計算明細書（様式第2号その3）

(実績報告)

第7条 前条の規定により利子補給金の交付決定を受けた融資機関は、利子補給金実績報告書（様式第3号）に次の書類を添え、毎年1月1日から6月30日までの期間に係るものについては7月20日までに、毎年7月1日から12月31日までの期間に係るものについては翌年の1月20日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第2号その2）
- (2) 利子補給計算明細実績書（様式第2号その3）
（損失補償）

第8条 市は、融資機関と締結する第3条の契約により、融資機関が被害者に復旧資金を貸し付けたことによって生じた損失に対しては、毎年度予算の定める範囲内において当該補償に要する経費を補助する。

（損失補償の限度）

第9条 前条の規定による損失補償金は、融資機関が復旧資金として貸付けを行った被害者（以下「債務者」という。）に対し善良な債権者として当該債権を行使するも、融資した元本の償還期限到達後3月を経過してもなおその元本又は利子の全部若しくは一部が回収されなかった場合においては、その回収されなかった金額を損失とし、損失補償の対象となった貸付金の総額の100分の50の割合で計算した金額を損失補償の限度額とする。

（損失補償金の交付申請）

第10条 融資機関が、前条の規定により債務者から回収されなかった資金につき損失補償金の交付を受けようとするときは、同条に定める期間の経過後30日以内に損失補償金交付申請書（様式第2号）に次の書類を添え市長に提出しなければならない。

- (1) 事業成績書（様式第4号）
- (2) 市長が必要と認める書類（その都度に指示する。）

（損失補償金の交付決定及び交付）

第11条 市長は、前条の損失補償金交付申請書を受理したときは、その可否を審査し、損失補償金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、併せて融資機関に通知し、当該申請書を受理した日から3月以内に交付するものとする。

（損失補償後の債権回収による納付金）

第12条 損失補償金の交付を受けた融資機関は、当該契約するところにより損失補償の交付を受けた後において、その融資に係る債権の回収によって得た金額のうち債権行使のために必要とした費用を差引して残額のあるときは、その融資について損失補償を受けない損失をうめ、なお残額があるときは、当該契約によって市から交付を受けた損失補償の金額に達するまでの金額はこれを市へ納付しなければならない。

（融資状況の報告及び調査）

第13条 市長は、第3条の規定によって契約を行った融資機関に対し、その貸付けの状態が適正に行われているかどうかを知るため必要があるときは、報告書の提出を求め、又は市長の定める職員をして調査させることができる。

（補助金の打切り又は返還）

第14条 市長は、融資機関が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その融資機関に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、すでに交付した補助金があるときはその

全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この規程の定めるところに違反するとき。
- (2) 融資の方法が不適當と認められるとき。
- (3) 虚偽の申請又は報告があったとき。

(その他)

第15条 市長は、この規程に定めるもののほか、必要な事項については、各天災ごとに別に定める。

附 則

この告示は、平成16年11月1日から施行する。

(様式第1号～第4号 省略)

12-9 伊賀市自主防災組織活性化促進補助金交付要綱

伊賀市自主防災組織活性化促進補助金交付要綱

平成16年11月1日

告示第110号

改正 平成21年3月31日告示第52号
平成30年1月15日告示第1号
令和3年4月1日告示第87号
令和3年8月5日告示第196号
令和7年4月1日告示第78号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災活動の活性化を促進し、風水害、地震、火災その他災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的として交付する伊賀市自主防災組織活性化促進補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号）第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において自主防災組織とは、市民により地域の防災活動を行うため自治会等を単位として、自主的に組織された団体で会則等が完備され、市長に届出のあった団体をいう。

(交付対象及び交付制限)

第3条 補助金の交付の対象は、自主防災組織とする。

2 補助金の交付は、一の自主防災組織につき1会計年度1回限りとする。

(対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市自主防災組織活性化促進補助金交付申請書（様式第1号）に概算見積書を添えて行うものとする。

(実績報告)

第6条 補助金に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず、伊賀市自主防災組織活性化促進補助事業実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 事業明細書

(2) 納品書及び領収書の写し

(3) 実施状況・完成写真

2 前項に規定する報告書は、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は事業の完了の日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金等の終期)

第7条 規則第25条に規定する市長が定める補助金の交付の期限は、補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和9年度までとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号）の定めるところによる。

附 則

この告示は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日告示第52号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月15日告示第1号）

この告示は、平成30年1月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和3年4月1日告示第87号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際この告示による改正前の各様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和3年8月5日告示第196号）

この告示は、令和3年8月5日から施行する。

附 則（令和7年4月1日告示第78号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助項目	対象経費	補助金の額
自主防災訓練	自主防災組織が主催する防災訓練に要する経費（消耗品及び備品に限る。）及び防災訓練に使用する資機材等の修繕に要する経費 その他市長が必要と認めたもの	補助対象経費の合計額の1/2（千円未満切捨て）とし、25,000円を限度とする。
自主防災活動	講習会、研修会の開催及び防災マップ、各種マニュアル、防災広報紙の作成その他普及、啓発活動等に要する経費（備蓄食糧品以外の食糧品を除く。） その他市長が必要と認めたもの	
消火栓用ホース等の購入	消火栓用ホースの購入に要する経費	

(様式第1号～第2号 省略)

12-10 伊賀市自主防災組織育成資機材貸与規程

伊賀市自主防災組織育成資機材貸与規程

平成16年11月1日

告示第104号

改正 令和3年4月1日告示第87号

(目的)

第1条 この規程は、市民により地域で結成された自主防災組織について、自主防災活動に必要な資機材の貸与を行い、これを育成することにより風水害、地震その他災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において自主防災組織とは、地域の防災活動を行うため自治会等を単位として自主的に組織された団体会則等が整備され、市長に届出のあったものをいう。

(貸与措置)

第3条 市長は、自主防災組織を結成した旨の届出を受けたときは、当該自主防災組織に対し、自主防災活動に必要な資機材の貸与を行うことができる。

(貸与の対象)

第4条 貸与の対象とする資機材は、別表のとおりとする。

(貸与の限度)

第5条 貸与する資機材は、自主防災組織の活動を行うため、必要最少限度の物とし、当該自主防災組織が必要とする資機材を予算の範囲内で貸与する。

(申請手続)

第6条 自主防災組織を結成し、この規程による貸与の措置を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、資機材貸与申請書（様式第1号）により、貸与の申請をしなければならない。

(決定通知)

第7条 市長は、前条に基づき、申請書の提出があったときは、内容を審査し、貸与措置を必要と認めるときは、貸与決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項による貸与決定通知書を受けた申請者は、直ちに自主防災資機材貸借契約書を市長に提出しなければならない。

(貸与資機材の管理)

第8条 自主防災組織は、貸与された資機材について、備品台帳を備え、常に良好な状態で使用できるようその保管管理に努めなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この告示は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第87号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際この告示による改正前の各様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第4条関係）

貸与対象防災資機材

区分	資機材等名
情報連絡用	携帯用無線機、ハンドマイク、トランシーバー、トランジスターラジオなど
初期消火用	消火器、水バケツ、街頭用消火器、可搬式動力ポンプ、消火栓ホース、消火衣など
救助用	ヘルメット、チェーンソー、ノコギリ、スコップ、万能オノ、発電機投光器、エンジンカッター、梯子、ジャッキ、救命ロープ、担架、工具セットなど
救護用	救急セット、防水シート、ろ水器、給水用水槽、テント、簡易トイレ、毛布、揚水機、釜、鍋、コンロ、炊飯装置、給水タンク、ガスボンベ、リヤカーなど
避難用	強力ライト、標旗、メガホン、ロープなど
その他	その他市長が必要と認めたもの

(様式第1号～第2号 省略)

12-11 災害復旧用オープンスペース一覧

No.	名称	所在番地	面積	所有者・管理者	備考
1	B&G 阿山海洋センター	伊賀市川合 3376 番地 7	21,900 m ² ※	伊賀市	
2	阿山第 1 運動公園	伊賀市川合 3373 番地 1	34,200 m ² ※	伊賀市	

※緊急消防援助隊広域進出拠点及び消防・警察救助活動拠点として指定済のため、同時使用する場合は、状況により最低限スペース（19,500 m²）を確保する。

12-12 災害協定一覧（令和 7 年 1 月 1 日現在）

No.	締結日	協定名	協定先
1	平成 9 年 10 月 21 日	水道災害に関する応援協定・覚書	三重県他県内市町
2	平成 16 年 10 月 29 日	三重県災害等廃棄物処理応援協定	三重県他県内市町 環境衛生組合
3	平成 17 年 4 月 1 日	伊賀市及び奈良市消防相互応援協定	奈良市
4	平成 17 年 11 月 1 日	伊賀市甲賀市消防団相互応援協定	甲賀市消防団
5	平成 18 年 9 月 1 日	伊賀市・相楽中部消防組合消防相互応援協定	相楽中部消防組合
6	平成 18 年 9 月 1 日	伊賀市・南山城村消防相互応援協定	南山城村
7	平成 18 年 11 月 1 日	災害救助用米穀等の緊急引渡しについての協定	三重県知事
8	平成 19 年 1 月 30 日	災害時における相互応援協定	岐阜県大垣市
9	平成 19 年 2 月 14 日	伊賀市甲賀市災害時相互応援協定	滋賀県甲賀市
10	平成 19 年 3 月 1 日	三重県内消防相互応援協定	三重県他県内市町 県内広域消防組合
11	平成 19 年 7 月 10 日	災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター
12	平成 19 年 8 月 22 日	災害時における災害情報の放送等に関する協定	伊賀上野ケーブルテレビ株式会社
13	平成 19 年 10 月 31 日	地震・風水害等の緊急時における協定	伊賀市建設業協会
14	平成 19 年 11 月 29 日	災害時における生活必需物資の供給応援に関する協定	上野卸商業団地連合会
15	平成 20 年 3 月 17 日	災害時における隊友会の協力に関する協定	社団法人三重県隊友会
16	平成 20 年 5 月 27 日	災害時におけるアマチュア無線による応援に関する協定	伊賀広域防災アマチュア無線連絡協議会
17	平成 20 年 6 月 17 日	災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定	三重県レッカー事業協同組合
18	平成 20 年 9 月 19 日	災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定	イオンリテール株式会社西日本カンパニー奈良伊賀事業部
19	平成 20 年 10 月 1 日	伊賀市木津川市災害時相互応援協定	京都府木津川市
20	平成 20 年 11 月 5 日	地震・風水害等の緊急時における協定	伊賀造園土木協力会
21	平成 21 年 6 月 11 日	地震・風水害等の緊急時における基本協定	上野建設業組合
22	平成 21 年 8 月 4 日	災害時等における水道施設の緊急復旧工事等に関する基本協定	伊賀市上下水道協同組合
23	平成 22 年 5 月 27 日	災害時における応急対策等に関する協定	株式会社キタモリ
24	平成 23 年 5 月 31 日	災害時における応急対策等に関する協定	株式会社タカミ

No.	締結日	協定名	協定先
25	平成23年6月16日	停電および災害時の情報連絡に関する申し合わせ	中部電力株式会社伊賀営業所
26	平成23年7月14日	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地方整備局
27	平成23年10月6日	災害時における福祉避難所に関する協定	社会福祉法人維雅幸育会
28	平成23年10月6日	災害時における福祉避難所に関する協定	社会福祉法人伊賀市社会事業協会
29	平成23年10月6日	災害時における福祉避難所に関する協定	社会福祉法人伊賀昂会
30	平成23年10月6日	災害時における福祉避難所に関する協定	社会福祉法人いがほくぶ
31	平成23年10月6日	災害時における福祉避難所に関する協定	社会福祉法人敬親会
32	平成23年10月6日	災害時における福祉避難所に関する協定	社会福祉法人恵成会
33	平成23年10月6日	災害時における福祉避難所に関する協定	社会福祉法人福寿会
34	平成23年10月12日	災害時における応急対策及び復旧対策に関する協定	上野商工会議所
35	平成23年10月12日	災害時における応急対策及び復旧対策に関する協定	伊賀市商工会
36	平成23年11月11日	災害時における指定避難所に関する協定	財団法人前田教育会
37	平成23年11月28日	災害時相互応援に関する協定	滋賀県大津市
38	平成24年2月16日	災害時における相互応援に関する協定	東京都国立市
39	平成24年2月22日	災害時における電気の保安に関する協定	財団法人中部電気保安協会三重支部
40	平成24年3月1日	災害時における動物救護活動に関する協定	公益社団法人三重県伊賀獣医師会伊賀支部
41	平成24年4月16日	災害時における指定避難所に関する協定	学校法人白鳳幼稚園
42	平成24年6月1日	災害時に備えた相互協力に関する申し合わせ	伊賀警察署、名張警察署
43	平成24年6月18日	災害時等の応援に関する申し合わせ	近畿地方整備局
44	平成24年8月3日	福祉避難所開設時の運用に関する申し合わせ	伊賀市社会福祉協議会
45	平成24年8月6日	災害時における指定避難所等に関する協定	社会福祉法人伊賀市社会事業協会
46	平成24年8月23日	三重県市町災害時応援協定	三重県、三重県市長会、三重県町村会
47	平成24年8月24日	災害時における福祉避難所に関する協定	社会福祉法人青山福祉会
48	平成24年8月24日	災害時における福祉避難所に関する協定	社会福祉法人あやまユートピア
49	平成24年8月24日	災害時における福祉避難所に関する協定	社会福祉法人グリーンセンター福祉会
50	平成24年8月24日	災害時における福祉避難所に関する協定	社会福祉法人洗心福祉会
51	平成24年10月10日	福祉避難所開設時の運用に関する申し合わせ	社会福祉法人洗心福祉会
52	平成24年10月31日	広告付き避難所看板の設置に関する協定	中電興業株式会社津営業所
53	平成24年10月31日	広告付き避難所看板の設置に関する協定	テルウェル西日本株式会社東海支店
54	平成24年11月7日	福祉避難所開設時の運用に関する申し合わせ	社会福祉法人青山福祉会
55	平成25年3月1日	三重県防災ヘリコプター支援協定	三重県、三重県内29市町、三重紀北消防組合、松阪地区広域消防組合、志摩広域消防組合、紀勢地区広域消防組合

No.	締結日	協定名	協定先
56	平成 25 年 4 月 1 日	災害時における L P ガス等の調達に関する協定	三重県伊賀 L P ガス協議会
57	平成 25 年 4 月 10 日	災害時における応急生活物資等の調達の協力に関する協定	マックスバリュ中部株式会社
58	平成 25 年 7 月 10 日	災害時における応急対策等に関する協定	株式会社ハートサービス
59	平成 25 年 7 月 18 日	伊賀市における災害ボランティアセンターに関する協定	N P O 法人みえ防災市民会議 社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会
60	平成 25 年 8 月 1 日	災害時における応急生活物資等の調達の協力に関する協定	株式会社森永食品クック
61	平成 26 年 7 月 11 日	地震・風水害等の緊急時における協定	伊賀警備業協会
62	平成 26 年 7 月 23 日	災害時における葬祭業務等の協力に関する協定	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
63	平成 26 年 7 月 29 日	災害時における支援協力に関する協定	イオンタウン株式会社 マックスバリュ中部株式会社
64	平成 27 年 7 月 10 日	災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定	中部電力株式会社、西日本電信電話株式会社、上野都市ガス株式会社
65	平成 28 年 6 月 28 日	伊賀市と三重県行政書士会における「災害時における協力に関する協定」	三重県行政書士会
66	平成 28 年 7 月 25 日	災害廃棄物の処理等に関する基本協定	株式会社ヤマゼン
67	平成 28 年 7 月 25 日	災害廃棄物の処理等に関する基本協定	三重県中央開発株式会社
68	平成 29 年 2 月 9 日	災害時における緊急・救援輸送に関する協定	一般社団法人地域交通研究会
69	平成 29 年 2 月 24 日	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社
70	平成 29 年 3 月 10 日	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	三重県石油商業組合伊賀支部
71	平成 29 年 3 月 15 日	災害時における量の提供等の協力に関する協定	5 日で 5000 枚の約束。プロジェクト実行委員会
72	平成 29 年 4 月 28 日	地震災害時の被災建築物に対する応急業務に関する協定	一般社団法人三重県建築士会伊賀支部
73	平成 29 年 8 月 28 日	災害発生時における伊賀市と伊賀市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社上野郵便局
74	平成 29 年 9 月 29 日	災害時相互応援に関する協定	奈良県生駒郡斑鳩町
75	平成 29 年 10 月 13 日	下水道施設（主要機器）に関する災害時における応急措置の協力に関する協定	メタウォーター株式会社営業本部 日本営業部
76	平成 29 年 10 月 13 日	下水道施設（主要機器）に関する災害時における応急措置の協力に関する協定	日新電機株式会社中部支社
77	平成 29 年 10 月 13 日	災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会
78	平成 30 年 1 月 18 日	伊賀市・笠置町消防相互応援協定	笠置町
79	平成 30 年 2 月 21 日	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン中部エリア統括部
80	平成 30 年 3 月 1 日	地域広帯域移動無線アクセス回線の利用に関する協定	伊賀上野ケーブルテレビ株式会社
81	令和 4 年 4 月 1 日	伊賀市・日本下水道事業団災害支援協定（単年度協定）	日本下水道事業団
82	平成 30 年 8 月 31 日	災害時における物資供給及び車両等の協力に関する協定	伊賀ふるさと農業協同組合
83	平成 30 年 9 月 6 日	災害時における医療救護活動に関する協定	一般社団法人伊賀医師会
84	平成 30 年 10 月 28 日	災害時ボランティア支援における協定	一般社団法人伊賀青年会議所 社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会

No.	締結日	協定名	協定先
85	平成 30 年 12 月 19 日	災害時における指定避難所及び温水プール等の使用に関する協定	株式会社西條
86	平成 31 年 3 月 25 日	災害時における浴場の使用等に関する協定	伊賀市上野浴場組合
87	平成 31 年 3 月 29 日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社 PLANT
88	平成 31 年 3 月 29 日	大規模災害時における駐車場の一部使用に関する協定	株式会社 PLANT
89	令和元年 6 月 6 日	災害時における歯科医療救護活動に関する協定	一般社団法人伊賀歯科医師会
90	令和元年 9 月 10 日	災害時における飲用水供給に関する協定	上野ガス株式会社
91	令和元年 10 月 1 日	非常災害時における施設開放に関する協定	三重県立あけぼの学園高等学校
92	令和元年 10 月 1 日	非常災害時における施設開放に関する協定	三重県立上野高等学校
93	令和元年 10 月 1 日	非常災害時における施設開放に関する協定	三重県立白鳳高等学校
94	令和元年 11 月 1 日	災害時における支援協力に関する協定	生活協同組合コープみえ
95	令和元年 12 月 11 日	災害時における調査及び災害応急復旧に関する協定	株式会社上田新工業
96	令和元年 12 月 11 日	災害時における調査及び災害応急復旧に関する協定	日立造船株式会社中部支社
97	令和元年 12 月 11 日	災害時における調査及び災害応急復旧工事に関する協定	藤吉工業株式会社三重支店
98	令和 2 年 2 月 25 日	災害時における応急生活物資の供給に関する協定	セツカートン株式会社、J パックス株式会社
99	令和 2 年 3 月 16 日	伊賀市・山添村消防相互応援協定	山添村
100	令和 2 年 3 月 18 日	災害時における調査及び災害応急復旧工事に関する協定	株式会社日立プラントサービス関西支店
101	令和 2 年 5 月 13 日	災害時における調査及び災害応急復旧工事に関する協定	株式会社クオードコーポレーション
102	令和 2 年 8 月 12 日	災害時における飲用水供給に関する協定	株式会社堀川商店
103	令和 2 年 9 月 1 日	伊賀市・奈良県広域消防組合消防相互応援協定	奈良県広域消防組合
104	令和 2 年 11 月 12 日	特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定	西日本電信電話株式会社
105	令和 2 年 11 月 20 日	災害時における物資の供給に関する協定	コーナン商事株式会社
106	令和 2 年 12 月 1 日	災害時における調査及び災害応急復旧工事に関する協定	株式会社三重日立
107	令和 2 年 12 月 23 日	災害等における下水道施設等復旧の緊急措置及び応急措置の実施に関する協定	伊賀環境整備事業協同組合
108	令和 3 年 1 月 21 日	災害時におけるお応援業務に関する協定	公益社団法人 三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
109	令和 3 年 2 月 18 日	災害時における物資供給に関する協定	林建材株式会社
110	令和 3 年 2 月 18 日	各種災害時におけるマルチコプターを用いた情報収集及び情報連携に関する協定	中部電気パワーグリッド株式会社 三重支社伊賀営業所
111	令和 3 年 3 月 15 日	災害時における物資供給に関する協定	株式会社 ナフコ
112	令和 3 年 3 月 25 日	原子力災害時における袋井市民の県外広域避難に関する協定	袋井市
113	令和 3 年 8 月 23 日	災害時における調査及び災害応急復旧工事に関する協定	ドリコ株式会社名古屋支店
114	令和 3 年 10 月 21 日	災害時における調査及び災害応急復旧工事に関する協定	水 ing エンジニアリング株式会社

No.	締結日	協定名	協定先
115	令和3年12月24日	災害時における調査に関する協定	株式会社ウォーターエージェンシー 名古屋営業所
116	令和4年1月13日	災害時における医薬品等の調達に関する協定	一般社団法人 伊賀薬剤師会
117	令和4年1月13日	災害時における医療救護活動に関する協定	一般社団法人 伊賀薬剤師会
118	令和4年1月19日	伊賀市・名張市消防相互応援協定	名張市
119	令和4年6月4日	災害時における避難所に関する協定	DMG森精機株式会社
120	令和4年8月9日	災害時におけるLPガス対応機器の貸与に関する協定	一般社団法人三重県LPガス協会
121	令和5年1月20日	伊賀市・甲賀広域行政組合消防相互応援協定	甲賀広域行政組合
122	令和5年3月23日	災害時における放送等に関する協定	伊賀上野ケーブルテレビ株式会社
123	令和5年4月3日	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書	株式会社キナン伊賀営業所
124	令和5年3月23日	災害時等における施設利用の協力に関する協定書	株式会社ダイナム
125	令和5年5月30日	災害時における物資輸送及び運営等の協力に関する協定書	近畿福山通運株式会社伊賀上野営業所
126	令和5年5月18日	災害時における避難所に関する協定書	特定非営利活動法人伊賀FCくノ一
127	令和6年1月19日	災害時における物資供給に関する協定	大嘉産業株式会社
128	令和5年3月10日	地震・風水害等の緊急時における基本協定書	伊賀市測量設計協会
129	令和6年10月16日	災害時における電動車両等の支援に関する協定	三重三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社
130	令和6年12月9日	災害時における避難所に関する協定書	高尾区

13 防災関係機関及び連絡窓口

13-1 市防災関係連絡窓口

機関名	防災事務連絡窓口	所在地	電話番号	FAX番号
伊賀市	防災危機対策局	518-8501 伊賀市四十九町3184番地	N T T 0595-22-9640	N T T 0595-24-0444
	伊賀支所	519-1412 伊賀市下柘植728	N T T 0595-45-9111	N T T 0595-45-9120
	島ヶ原支所	519-1711 伊賀市島ヶ原4913	N T T 0595-59-2053	N T T 0595-59-3196
	阿山支所	518-1395 伊賀市馬場1128-1	N T T 0595-43-1543	N T T 0595-43-1679
	大山田支所	518-1422 伊賀市平田656-1	N T T 0595-47-1150	N T T 0595-46-0135
	青山支所	518-0292 伊賀市阿保1411	N T T 0595-52-1112	N T T 0595-52-2174
	消防本部	518-0833 伊賀市緑ヶ丘東町920	N T T 0595-24-9110	N T T 0595-24-3544
	上野総合市民病院	518-0823 伊賀市四十九町831	N T T 0595-24-1111	N T T 0595-24-1565

13-2 指定地方行政機関（関係機関含む）

機 関 名	防災事務連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番 号
中 部 管 区 警 察 局	広域調整第二課	460-0001 名古屋市中区三ノ丸2-1-1	052-951-6000	052-954-8800
東 海 財 務 局 津 財 務 事 務 所	総 務 課	514-8560 津市桜橋2丁目129	059-225-7221	059-224-1647
東 海 北 陸 厚 生 局	総務課庶務係	461-0011 名古屋市中区白壁1丁目 15番1	052-971-8831	052-971-8861
東 海 農 政 局	農 産 課	460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2	052-201-7271	052-218-2793
東 海 農 政 局 三 重 農 政 事 務 所	企 画 調 整 課	514-0006 津市広明町415-1	N T T 059-228-3151	N T T 059-225-9694
近畿中国森林管理局	企 画 調 整 室 企 画 調 整 係	530-0042 大阪市北区天満橋1丁目 8-75	06-6881-3407	06-6881-3415
近畿中国森林管理局 三 重 森 林 管 理 署	総 務 課	519-0116 亀山市本町1丁目7-13	0595-82-0069	0595-82-8792
中 部 経 済 産 業 局	総 務 課	460-8510 名古屋市中区三ノ丸2-5-2	052-951-2683	052-962-6804
中 部 近 畿 産 業 保 安 監 督 部	監 督 課	460-8510 名古屋市中区三ノ丸2-5-2	052-951-2561	052-951-9803
中 部 運 輸 局	交 通 政 策 部 環 境 ・ 物 流 課	460-8528 名古屋市中区三ノ丸2-2-1	052-952-8007	052-952-8087
中 部 運 輸 局 三 重 運 輸 支 局	総 務 企 画 課 企 画 係	514-0303 津市雲出長常町字六の割 1190-9	059-234-8411	059-234-8603
大 阪 航 空 局 中 部 空 港 事 務 所	総 務 課	479-8787 愛知県常滑市セントレア 1-1	0569-38-2155	0569-38-2156
東 京 管 区 気 象 台 (津地方気象台)	津 地 方 気 象 台	514-0002 津市島崎町327-2	N T T 059-228-6818	N T T 059-246-8484
東 海 総 合 通 信 局	総 務 部 総 務 課	461-8795 名古屋市中区白壁1丁目 15-1	052-971-9105	052-955-3294
三 重 労 働 局	安 全 衛 生 課	514-0002 津市島崎町 327-2	059-227-1284	059-227-1283
中 部 地 方 整 備 局	企 画 部 防 災 課	460-8514 名古屋市中区三ノ丸2-5-1	052-953-8357	052-953-8362
中 部 地 方 整 備 局 北 勢 国 道 事 務 所	総 務 課	510-8013 四日市市南富田町4-6	059-363-5511	059-363-5521

機 関 名	防災事務連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番号
中部地方整備局 北勢国道事務所 上野維持出張所		518-0842 伊賀市上野桑町2055	0595-21-3011	0595-21-9742
中部地方整備局 三重河川国道事務所	総 務 課	514-8502 津市広明町297	059-229-2211	059-229-2231
近畿地方整備局	企 画 課 事業調整第二係	540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44	06-6942-1141	06-6942-7463
近畿地方整備局 木津川上流河川事務所	調 査 課	518-0723 名張市木屋町812-1	0595-63-1611	0595-64-1238
近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 伊賀上野出張所		518-0825 伊賀市小田町242	0595-21-2403	0595-21-2411

13-3 陸上自衛隊

機 関 名	防災事務連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番号
陸 上 自 衛 隊 第 3 3 普 通 科 連 隊	第 3 科	514-1118 津市久居新町975	N T T 059-255-3133	N T T 同左（切替）

13-4 警察関係

機 関 名	防災事務連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番号
三重県警察本部	警備部警備第2課	514-8514 津市栄町1丁目100番地	N T T 059-222-0110	N T T 059-222-0110
伊賀警察署	警備課	518-0823 伊賀市四十九町1929-1	0595-21-0110	0595-21-0110
名張警察署	警備課	518-0751 名張市蔵持町芝出837-3	0595-62-0110	0595-62-0110

13-5 県

機 関 名	防災事務連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番号
三重県	防災対策部 災害対策総務課	514-8570 津市広明町13	N T T 059-224-2181	N T T 059-224-2199
三重県 伊賀地域防災総合事 務所	地域調整防災室 地域防災課	518-0823 伊賀市四十九町2802	N T T 0595-24-8003	N T T 0595-24-8010
三重県教育委員会	教育総務課	514-8570 津市広明町13	N T T 059-224-3301	N T T 059-224-2319

13-6 市町及び消防機関

機 関 名	防災事務連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番号
三重県市長会	市長会事務局	514-0003 津市桜橋2丁目96番地	059-225-1376	059-223-4466
三重県町村会	町村会事務局	514-0003 津市桜橋2丁目96番地	059-225-2138	059-223-5494
三重県消防長会	(四日市市消防本 部総務課)	510-0087 四日市市西新地14-4	059-356-2002	059-356-2016
三重県消防協会	三重県防災対策部 消防・保安課内	514-8570 津市広明町13	N T T 059-224-2108	N T T 059-224-2199

13-7 指定公共機関（関係機関含む）

機 関 名	防災事務連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番 号
日本郵便株式会社 東海支社		456-0058 名古屋市熱田区6番2丁目15-6	052-651-5415	
上野郵便局	総務課	518-8799 伊賀市上野丸之内151-3	0595-21-3255	0595-24-4879
東海旅客鉄道 株式会社	監理部総務課	450-0002 名古屋市中村区名駅1丁目3-4	052-564-2396	052-564-2344
東海旅客鉄道 株式会社三重支店	工務課	514-0009 津市羽所町700番地 アスト 津内	059-222-7780	059-221-0050
西日本旅客鉄道 株式会社近畿統括 本部	施設課	532-0003 大阪市淀川区宮原4-3-39	06-7668-7070	06-7668-7076
西日本旅客鉄道株 式会社 近畿統括本部阪奈 支社	伊賀上野駅	518-0022 伊賀市三田1016	0595-28-3613	0595-23-3466
日本貨物鉄道 株式会社東海支社	総務課	492-8143 愛知県稲沢市駅前1丁目9番3 号	0587-24-3709	0587-24-3564
西日本電信電話 株式会社三重支店	設備部災害対策室	514-0033 津市丸之内28-38	N T T 059-223-9330	N T T 059-227-6140
株式会社N T T ド コモ東海支社三重 支店	技術サービス部 技術推進室 技術企画担当	514-0009 津市羽所町700 アスト津ビル10F	059-229-2032	059-226-1088
株式会社ドコモC S東海三重支店		514-0009 津市羽所町700	059-229-2027	
K D D I 株式会社 中部総支社	中部オペレーショ ンセンター	〒464-0850 名古屋市千種区内山3-30-9佐 久間ビル	052-262-6220	052-262-6369
ソフトバンク株式 会社	東日本保全統括部 東海ネットワーク センター 保全管理課	〒451-0046 名古屋市西区牛島町2-1	052-388-2423	052-388-2412
日本銀行名古屋支 店	文書課 総務グループ	460-8708 名古屋市中区錦2丁目1-1	052-222-2000	052-219-1815
日本赤十字社 三重県支部	事業推進課	514-0004 津市栄町1丁目891	N T T 059-227-4145	N T T 059-227-6245
日本放送協会 津放送局	企画総務	514-0036 津市丸之内養正町4-8	N T T 059-229-3010	N T T 059-229-3029

機 関 名	防災事務連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番 号
中部電力株式会社 三重支店	総務部 総務グループ	514-8558 津市丸之内2-21	NTT 059-246-6712 地上系無線 8-883-**-11 (本館 2 階会 議室) 8-883-**-12 (西館 3 階指 令室)	NTT 059-246-6700 地上系無線 8-883
中部電力パワーグ リッド株式会社 伊賀営業所	営業課	518-0823 伊賀市四十九町862-4	0595-24-9206	0595-24-9201
独立行政法人 水資源機構	中部支社 管理部施設課	460-0001 名古屋市中区三の丸1-2-1	052-231-7541	052-231-7516
	木津川ダム 総合管理所	518-0413 名張市下比奈知2811-2	0595-64-8961	0595-64-8964
	川上ダム建設所	518-0294 伊賀市阿保251	0595-52-1661	0595-52-3091

13-8 指定地方公共機関（関係機関含む）

機 関 名	防災事務連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番号
近畿日本鉄道株式会社	鉄道本部 大阪統括部名張駅	518-0713 名張市平尾2961	0595-63-0269	0595-63-0273
	鉄道本部 名古屋統括部伊勢中川駅	515-2325 松阪市嬉野中川新町一丁目93	0598-42-1101	0598-42-1138
伊賀鉄道株式会社	総務企画課	518-0873 伊賀市上野丸之内61-2	0595-21-0863	0595-21-1070
三重交通株式会社	運転保安部 運転保安課	514-0032 津市中央1-1	059-229-5537	059-229-1635
	伊賀営業所	518-0609 名張市西田原字大野田450	0595-66-3715	0595-66-3720
一般社団法人 三重県トラック協会	総務部	514-0003 津市桜橋3丁目53-11	N T T 059-227-6767	N T T 059-225-2095
	伊賀支部	518-0823 伊賀市四十九町字桜谷3074-1	0595-21-8397	0595-21-8398
一般社団法人三重県 L P ガス協会		514-0009 津市柳山津興369番地の2	059-227-6238 災害時専用電話 059-227-0019	059-229-4648
公益社団法人 三重県医師会	三重県医師会事務局	514-8538 津市桜橋2丁目191-4	059-228-3822	059-225-7801
一般社団法人 伊賀医師会	事務局	518-0823 伊賀市四十九町1929-42	0595-23-5550	0595-24-3409
一般社団法人 名賀医師会	事務局	518-0721 名張市朝日町1361-4	0595-64-2321	0595-64-0331
一般社団法人 伊賀薬剤師会		518-0823 伊賀市四十九町風呂谷831-4	0595-26-7270	0595-26-7277
公益社団法人 三重県歯科医師会		514-0003 津市桜橋2丁目120-2	059-227-6488	059-227-0510
三重テレビ放送 株式会社	技術部	514-0063 津市渋見町小谷693-1	N T T 059-223-3359	N T T 059-223-3367
三重エフエム放送 株式会社	総務課	514-8505 津市観音寺町焼尾1043-1	N T T 059-225-5533	N T T 059-227-1890
株式会社ケーブルコ モンネット三重		514-0131 三重県津市あのかつ台四丁目7番地1	059-236-5221	059-236-5222

13-9 隣接市町村

機 関 名	防災事務連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番号
津市	危機管理部 防災室	514-8611 津市西丸之内23番1号	N T T 059-229-3104	N T T 059-223-6247
	久居総合支所 地域振興課	514-1118 津市久居新町3006番地	N T T 059-255-8816	N T T 059-256-7666
	河芸総合支所 地域振興課	510-0314 津市河芸町浜田808	N T T 059-244-1700	N T T 059-245-0004
	芸濃総合支所 地域振興課	514-2211 津市芸濃町椋本椋本6141番地1	N T T 059-266-2510	N T T 059-266-2522
	美里総合支所 地域振興課	514-2113 津市美里町三郷48番地1	N T T 059-279-8111	N T T 059-279-8125
	安濃総合支所 地域振興課	514-2326 津市安濃町東観音寺483番地	N T T 059-268-5511	N T T 059-268-3357
	香良洲総合支所 地域振興課	514-0392 津市香良洲町1878番地	N T T 059-292-4374	N T T 059-292-4318
	一志総合支所 地域振興課	515-2516 津市一志町田尻593番地2	N T T 059-293-3000	N T T 059-293-5544
	白山総合支所 地域振興課	515-2603 津市白山町川口892番地	N T T 059-262-7011	N T T 059-262-5010
	美杉総合支所 地域振興課	515-3421 津市美杉町八知5580番地2	N T T 059-272-8080	N T T 059-272-1119
名張市	危機管理室	518-0492 名張市鴻之台1番町1番地	N T T 0595-63-7271	N T T 0595-64-0089
亀山市	防災安全課	519-0195 亀山市本丸町577番地	N T T 0595-84-5035	N T T 0595-82-9955
(滋賀県)				
甲賀市	危機管理課	528-8502 甲賀市水口町水口6053	0748-69-2103	0748-63-4619
(京都府)				
相楽郡南山城村	総務課	619-1411 相楽郡南山城村北大河原小字久保14-1	0743-93-0102	0743-93-3030
(奈良県)				
奈良市	危機管理課	630-8580 奈良市二条大路南一丁目1-1	0742-34-4930	0742-35-3635
	月ヶ瀬行政センター 地域振興課	630-2302 奈良市月ヶ瀬尾山2845	0743-92-0131	0743-92-0320
山辺郡山添村	総務課	630-2344 山辺郡山添村大字大西151	0743-85-0041	0743-85-0219

13-10 交通機関

機 関 名	防災事務 連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番号
東海旅客鉄道株式会 社三重支店	管理課	514-0009 津市羽所町700番地 アスト 津内12F	059-226-6140	059-221-0050
西日本旅客鉄道株式 会社 近畿統括本部阪奈支 社	伊賀上野駅	518-0022 伊賀市三田1016	0595-28-3613	0595-23-3466
近畿日本鉄道株式会 社	鉄道本部 大阪統 括部名張駅	518-0713 名張市平尾2961	0595-63-0269	0595-63-0273
	鉄道本部 名古屋 統括部伊勢中川駅	515-2325 松阪市嬉野中川新町一丁目 93	0598-42-1101	0598-42-1138
伊賀鉄道株式会社	鉄道営業部 運輸課	518-0873 伊賀市上野丸之内61番地の2	0595-21-3231	0595-21-1070
三重交通 (株)	運転保安部運転指 導課	514-0032 津市中央1-1	N T T (昼間) 059-229-5537 (夜間) 059-228-2079	N T T 059-229-1635

13-11 ライフライン関係機関

機 関 名	防災事務 連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番号
上野都市ガス株式会 社	工務部導管グルー プ	518-0838 伊賀市上野茅町2706	0595-21-3611	0595-21-0464
名張近鉄ガス株式会 社	工務部	518-0621 名張市桔梗が丘1-1-5-1	0595-65-2311	0595-65-9631
伊賀上野ケーブルテ レビ株式会社	技術部	518-0835 伊賀市緑ヶ丘南町2332	0595-24-2560	0595-24-6260
株式会社アドバンス コープ	総務部	518-0444 名張市箕曲中村18-2	0595-64-7821	0595-64-5202

14 様式

14-1 自衛隊災害派遣及び撤収要請様式

(別紙1) 災害派遣要請書 (知事あて)

年 月 日
知 事 あ て
(市町長) 印
自衛隊の災害派遣要請要求について
災害を防除するため、自衛隊法83条に基づく自衛隊の派遣要請を要求します。
記
1 災害の状況及び派遣を要請する事由 災害の状況 (特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。) 派遣を要請する事由
2 派遣を希望する期間
3 派遣を希望する区域及び活動内容 (1) 派遣を希望する区域 (2) 派遣を希望する活動内容 (3) 連絡場所及び連絡者
4 その他参考となすべき事項

(別紙2) 災害派遣要請書(陸上自衛隊第33普通科連隊長あて)

年 月 日

陸上自衛隊第33普通科連隊長 様

三重県知事 印

自衛隊の災害派遣要請について

災害を防除するため、自衛隊法83条に基づき自衛隊の派遣を要請します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。)
派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域
 - (2) 派遣を希望する活動内容
 - (3) 連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となすべき事項

(別紙3) 撤収要請書 (知事あて)

年 月 日

知 事 あ て

(市町長) 印

自衛隊の撤収要請要求について

このことについて、自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

1 撤収要請日時

年 月 日 時 分

2 派遣要請日時

年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

(別紙4) 撤収要請書 (陸上自衛隊第33普通科連隊長あて)

年 月 日

陸上自衛隊第33普通科連隊長 様

三重県知事 印

自衛隊の撤収要請について

このことについて、自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収を要請します。

記

- 1 撤収要請日時
年 月 日 時 分
- 2 派遣要請日時
年 月 日 時 分
- 3 撤収作業場所
撤収作業内容

14-2 災害報告様式
【消防庁指定 第4号様式（その1）】

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟	
							一部破損	棟	未分類	棟	
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)					
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)									
	自衛隊派遣要請の状況										
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策											

- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(様式A)

被害状況調書

(年 月 日 時 分現在)

市町村名

人的被害	死 者		ア	人		
	行 方 不 明		イ	人		
	負傷	重 傷		ウ	人	
		軽 傷		エ	人	
		小 計		オ	人	
計			カ	人		
住家	棟数	全壊、全焼及び流失		キ	棟	
		半壊及び半焼		ク	棟	
		一部破損		ケ	棟	
		床上浸水		コ	棟	
		床下浸水		サ	棟	
被害者の被害	世帯数	全壊、全焼及び流失	世帯	シ	世帯	
			人員	ス	人	
	及び	世帯数	半壊及び半焼	世帯	セ	世帯
				人員	ソ	人
	被害人員	及び	一部破損	世帯	タ	世帯
				人員	チ	人
	被害人員	及び	床上浸水	世帯	ツ	世帯
				人員	テ	人
	被害人員	及び	床下浸水	世帯	ト	世帯
				人員	ナ	人
	報告	発信	月 日 時 分	発信者		
		受信	月 日 時 分	受信者		

(注) 災害救助法によるもの

様式（1）

土木関係被害状況報告

年 月 日 時現在

1. 被害状況

事業主体	区 分	被害数	被 害 額 (千円)	備 考
県	河海砂道橋港 りよ	川岸防路う湾		
	計			
市 町	河海砂道橋港 りよ	川岸防路う湾		
	計			
合 計	河海砂道橋港 りよ	川岸防路う湾		
	計			

2. 応急対策その他

様式（２）

農林水産関係被害状況報告

年 月 日 時現在

1. 農業関係

事業主体	区 分	単 位	被 害 数	被 害 額 (千円)	備 考
計					

2. 耕地関係
3. 開拓関係
4. 林業関係
5. 畜産関係
6. 水産関係
- } 農業関係と同じ様式

(記 載 例)

1. 「事業主体」欄は、国、県、市町村、民間の別を記入する。
2. 「区分」欄は
 - (1) 農業関係は、農業用施設、共同利用施設、水稻、陸稲、雑穀、菜種、甘藷、そさい、果樹、茶、桑等に区分する。
 - (2) 耕地関係は、海岸、農業用施設、農地等に区分する。
 - (3) 開拓関係は、(1) の農業関係に準じて区分
 - (4) 林業関係は、山地崩壊、治山施設、林道、林業施設、林産物等に区分し、更に、林業施設については、炭がま、木材、木炭、倉庫、製材施設、貯木場、苗畑、その他に、林産物については、立木、素材、製材、薪炭、原木、木炭、種苗、薪、その他等に区分する。
 - (5) 畜産関係は、畜舎、共同利用施設、乳和牛、豚、山羊、めん羊、にわとり、草地飼料畑、その他に区分する。
 - (6) 水産関係は、漁業用施設、共同利用施設、漁港施設、海岸施設、漁船、漁具、のり養殖施設、漁具藻類等に区分する。

7. 応急対策その他

様式（3）

教育関係被害状況報告

年 月 日 時現在

1. 被害状況

事業主体	区 分	被害数	被害額 (千円)	備考
国	大 中 小 幼 学 学 稚 校 校 園			
県	大 高 等 学 校 盲、ろ う 学 校			
市町村	大 中 小 幼 学 学 稚 校 校 園			
私 立 団 体	大 高 等 学 校 中 学 校 小 学 校 幼 稚 園 そ の 他			
	計			

2. 応急対策その他

様式（４）

民生関係被害状況報告

年 月 日 時現在

1. 被害状況

事業主体	区 分	被害数	被 害 額 (千円)	備 考
	養 老 施 設 授 産 施 設 保 育 所 施 設 宿 所 提 供 施 設 養 護 施 設 母 子 生 活 支 援 施 設 ・ ・ ・ そ の 他			
	計			

2. 応急対策その他

様式（５）

商工関係被害状況報告

年 月 日 時現在

1. 被害状況

事業主体	区 分	被害数	被 害 額	備 考	
	工業 関係	工 場 関 係		(千円)	
		設 備 、 機 械			
		製 品 、 半 製 品			
		計			
	商業 関係	店 舗			
		商 品			
		計			
	鉱 業 関 係				
	そ の 他				

2. 応急対策その他

様式（6）

観光関係被害状況報告

年 月 日 時現在

1. 被害状況

区 分	被害数	被 害 額	備 考
県 営 施 設 関 係 市 町 村 営 施 設 関 係 団 体 関 係 会 社 個 人 関 係		(千円)	
計			

2. 応急対策その他

様式（7）

衛生関係被害状況報告

年 月 日 時現在

1. 被害状況

事業主体	区 分	単 位	被 害 数	被 害 額 (千円)	備 考
計					

(注)

1. 「事業主体」欄は、国、県、市町村、民間の別
2. 「区分」欄は医療機関、上水道関係、簡易水道、火葬場、じん芥焼却場、母子健康センター、伝染病舎等に区分する。

2. 応急対策その他

様式（8）

一般公共施設関係被害状況報告

年 月 日 時現在

1. 被害状況

事業主体	区 分	被害数	被 害 額	備 考
県			(千円)	
市 町 村				
計				

2. 応急対策その他

県庁舎、企業庁、教育局、警察関係

様式（9）

公共機関被害状況報告

年 月 日 時現在

1. 被害状況

事業主体	区 分	被害数	被 害 額 (千円)	備 考
	計			

2. 応急対策その他

様式第3の2

第	号		年	月	日
<h2 style="margin: 0;">緊急輸送車両確認証明書</h2>					
三重県公安委員会 印					
番号標に表示されている番号					
輸送人員 又は品名					
輸送人員 又は品名					
使用者	住所	() 局 番			
	氏名				
通行日時					
輸送経過		出発地	経由地	目的地	
備考					

様式3の3

地震防災応急対策用		地震防災応急対策用		第	号
緊急通行車両等事前届出書		緊急通行車両等事前届出済証			
三重県公安委員会 殿		左記のとおり事前届出を受けたことを証する		年	月
申請者住所		三重県公安委員会		日	
(電話)		印			
氏名					
番号標に表示されている番号	住所	番			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	局	番			
使用者	氏名				
出 発 地					
<p>(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付のうえ、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部に提出してください。</p>					
<p>(注) 警戒宣言発令時又は災害発生時又はこの届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。</p> <p>2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を忘失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。</p> <p>3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。</p> <p>(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき</p> <p>(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき</p> <p>(3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき</p>					

14-4 災害救助法関係様式
様式(1)

災害救助費概算額調
(災害名)

伊賀市

種目別区分			員数	単価	金額	備考
I 救助業務に要した経費				円	円	
1 救助費						
(1)	避難所設置費	避難所	延人			
		福祉避難所	延人			
		ホテル・旅館など	延人			
		計	延人			
(2)	応急仮設住宅設置費	建設型仮設住宅	世帯			
		借上型仮設住宅	世帯			
		応急修理期間における 応急仮設住宅の使用	世帯			
		計	世帯			
(3)		炊出しその他による食品の給与費	延人			
(4)		飲料水の供給費				
(5)	被服器具 その他 生活必需品 給費	全壊(焼)流出	世帯			
		半壊(焼)・床上浸水	世帯			
		計	世帯			
(6)	医療及び 助産費	医療	延人			
		助産	延人			
		計	延人			
(7)		被災者の救出費	人			
(8)	住宅の 応急 修理費	半壊以上	世帯			
		準半壊	世帯			
		計	世帯			
(9)		生業に必要な資金の貸与費	世帯			
(10)	学用品の 給与費	小学校 児童	教科書	人		
			文房具等	人		
		中学校 生徒	教科書	人		
			文房具等	人		
		高等学 校等生 徒	教科書	人		
			文房具等	人		
計	人					
(11)	埋葬費	大人	体			
		小人	体			
		計	体			
(13)	死体の 処理費	洗浄、縫合、消毒等	体			
		一時保存	体			
		検案	体			
		計	体			
(14)		障害物の除去費	世帯			
(15)		輸送費				
(16)		賃金職員等雇上費				
2		実費弁償費	人			
3		扶助金	件			
4		損失補償	件			
5		法第19条の補償				
II 救助事務に要した経費						
1		都道府県事務費				
2		市町村事務費				
3		法第20条第1項の求償に係る事務費				
4		災害ボランティアセンターの設置・運営(委託費)				
(合計)						

様式（2）

〇〇年度災害救助基金報告書

伊賀市

概況	災害救助基金現在高 (令和 年 4 月 1 日)	A	円	備考
	当該年度における災害救助基金最少額	B	円	
	差引過△不足額	A - B = C	円	
	当該年度要積立額	D	円	
	当該年度積立予定額	E	円	
災害救助基金現在残高内訳 災害救助基金運用状況	法第 26 条第 1 号の方法		円	
	同条第 2 号の方法		円	
	同条第 3 号の方法		円	
	計		円	
前年度決算状況	災害救助基金現在高 (令和 年 4 月 1 日)	F	円	
	災害救助基金最少額	G	円	
	差引過△不足額 (F - G)	H	円	
	要積立額	I	円	
	積立額	J	円	
	支出額	K	円	
	応急仮設住宅払下収入金	基金繰入額	円	
		その他	円	
	生業資金返還額	基金繰入額	円	
その他		円		

(注)「前年度決算状況」の各欄のうち、額が確定していないものについては見込額とすること。

14-8 生活必需品関係様式

被服、寝具その他生活必需品の給与状況

住宅被害程度区分		世帯主 氏名	基礎とな った世帯 構成人員 (人)	給与月日 月 日	物資給与の品名			実支出額 (円)	備考
					市町村名	伊賀市			
					〇〇	〇〇	...		
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊（焼）流失又は半壊（焼）床上浸水の別を記入すること。
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄は、実際に給与した物品名を品名として記載し、各給与数を記入すること。
 4 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

14-10 医療関係様式

病院診療所医療実施状況

診療機関 名称	患者氏名	診療期間 月 日	病名	診療区分				診療報酬（点）		金額 （円）	備考
				市町村名		伊賀市					
				入院	通院	入院	通院				
計	人										

（注）「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

14-11 被災者関係様式

被災者救出状況記録簿

			市町村名	伊賀市
年 月 日	救出用機械器具等			備考
	機械器具等名称	数 量	金額（円）	
計				

- (注) 1 備考欄には使用した機械器具の使用用途概略を記載すること。
2 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。

14-12 住宅関係様式

住宅応急修理記録簿

整理番号	世帯主氏名	応急修理期間 月 日～ 月 日	実支出額 (円)	市町村名	伊賀市
				応急修理箇所概要	摘要
計	世帯				

(注) 実施に際し、複数の業者が施工した場合にはその旨を備考欄に記入すること。

14-14 学校関係様式

学用品の給与状況

学校名	学年	児童(生徒)氏名	親権者氏名	給与 月日	給与品の内訳												実支出額	伊賀市 備考
					教科書				その他学用品									
					国語	算数	理科	社会	その他	鉛筆	ノート	絵の具セット	習字セット	その他				
小学校																		
中学校																		
高校																		

- (注) 1 当該様式は、小学校、中学校、高等学校等教育機関の別に作成すること。
 2 支給する学用品の品目については、教科書、文房具、通学用品、その他の学用品の範囲で個々の実情に応じて給与するものである。
 3 給与月日欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与年月日を記入する。
 4 給与品の内訳欄には、数量を記入し、備考欄には別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

14-16 災害廃棄物関係様式

障害物除去の状況

整理番号	住家被害程度区分		除去に要した期間 月 日～ 月 日	市町村名	伊賀市	
				実支出額 (円)	除去に要すべき 状態の概要	備考
計	半壊(焼)	世帯				
	床上浸水	世帯				

(注) 除去に際し、複数の業者が施工した場合はその旨を備考欄に記入すること。

14-17 輸送関係様式

輸送記録簿

											市町村名		伊賀市	
輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上等			修繕					燃料費	実支 出額	備考	
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕 月日	修繕 費	故障の 概要				
			種類	台数		名称番号	所有者氏名							
月 日					円						円	円		
計														

- (注)1 「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
 2 県又は市町の車両による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償無償を問わず記入すること。
 4 借上等に「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

(実費弁償) 様式

(1) 令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況

職種	従業員数		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額				市町村名	伊賀市	算定基準による算定額	備考
	実人員	延人員			日当	旅費	時間外勤務手当	計				
<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・歯科医師 ・薬剤師 	人	人			円	円	円	円				
<ul style="list-style-type: none"> ・保健師 ・助産師 ・看護師 ・准看護師 												
<ul style="list-style-type: none"> ・診療放射線技師 ・臨床検査技師 ・臨床工学技士 ・救急救命士又は 歯科衛生士 												
<ul style="list-style-type: none"> ・土木技術者 ・建築技術者 												
<ul style="list-style-type: none"> ・大工 ・左官又はとび職 												
計												

(注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

(2) 令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

業者 業種	数	従事者		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額	備考
		実人員	延人員				
土木又は建築業者 及び これらの者の従業者		人	人			円	
鉄道事業者 及びその従業者							
軌道経営者 及びその従業者							
自動車運送事業者 及びその従業者							
船舶運送業者 及びその他従業者							
港湾運送業者 及びその従業者							
計							

(注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

(4) 損失補償費の状況

種類	実支出額	積算基礎	備考
計	0		

- (注)1 「種類」欄には、法第5条の管理、使用、保管および収容の別に区分して記入すること。
 2 「基礎積算」欄には、損失補償の額の積算基礎を記入すること。
 3 「備考」欄には、損失補償の概要を記入すること。

法第 19 条の補償費の状況

区 分	支 出 額			備 考
	実 員 数	単 価	金 額	
1 人 件 費		円	円	
(1) 旅 費				
(2) 役 務 費				
(3) 時 間 外 勤 務 手 当 及 び 深 夜 手 当				
2 救 護 所 設 置 費				
(1) 救 護 器 材 費				
(2) 消 耗 器 材 費				
(3) 借 上 料 損 料				
3 救 護 諸 費				
(1) 薬 剤				
(2) 治 療 材 料				
(3) 医 療 器 具 破 損 料				
(4) 衛 生 材 料				
(5) 死 体 の 処 理 費				
(6) そ の 他				
4 輸 送 費				
5 賃 金 職 員 等 雇 上 費				
6 そ の 他 の 費 用				
7 扶 助 金				
(1) 療 養 扶 助 金				
(2) 休 業 扶 助 金				
(3) 障 害 扶 助 金				
(4) 遺 族 扶 助 金				
(5) 葬 祭 扶 助 金				
(6) 打 切 扶 助 金				
8 事 務 費				
(1) 消 耗 品 費				
(2) 通 信 運 搬 費				
(3) そ の 他				
計				

(注) 「区分」の欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること。

14-19 救助事務費関係様式
様式 24①

救助事務費の状況

自治体名 伊賀市

費 目	実支出額（円）	備 考
職 員 手 当		
時間外勤務手当		
賃 金		
旅 費		
需 用 費		
消 耗 品 費		
燃 料 費		
印 刷 製 本 費		
光 熱 水 費		
修 繕 費		
食 糧 費		
役 務 費		
通 信 運 搬 費		
使用料及び賃借料		
計		

- (注) 1 本表に掲げる金額は、災害救助に直接必要と認め支出されたもの限り、災害対策や復旧関係の経費は認めないこと。
2 「備考」欄は、実支出額の内容を記入すること。

様式 24②

救助事務費調査票

自治体名		担当部局	担当者名	電話番号
伊賀市				
具体的な内容		金額	備考	
(ア)時間外(休日、夜間含)勤務手当		超過勤務時間	0	
内訳	避難所の設置・運営	時間	様式 24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
	支援物資の荷捌き・搬送	時間	様式 24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
	飲料水の供給	時間	様式 24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
	医療	時間	様式 24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式 24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式 24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 様式 24⑦ DMAT活動時間調査票 及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
	その他	時間	様式 24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
(イ)旅費			0	
内訳	避難所の設置・運営		様式 24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	
	支援物資の荷捌き・搬送		様式 24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	
	飲料水の供給		様式 24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	
	医療		様式 24④ 救護班活動状況(総括表)、様式 24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者)様式 24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者)様式 24⑦ DMAT活動時間調査票及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	
	その他		様式 24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	
(ウ)消耗品費			0	
内訳	医療		様式 24④ 救護班活動状況(総括表)、様式 24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者)様式 24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者)及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し (必要に応じて購入・借上理由書などの会計資料の添付の写し)	
	その他		様式 24⑧ 救助事務費明細書(その他費用)及び証拠書類一式(必要に応じて購入・借上理由書などの会計資料の添付の写し)	
(エ)燃料費			0	
内訳	医療		様式 24④ 救護班活動状況(総括表)、様式 24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者)様式 24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者)及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し	
	その他		様式 24⑧ 救助事務費明細書(その他費用)及び証拠書類の写し	
(オ)食糧費			0	
内訳	医療		様式 24④ 救護班活動状況(総括表)、様式 24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者)様式 24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者)及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し	
	その他		様式 24⑧ 救助事務費明細書(その他費用)及び証拠書類一式(飲酒費用が計上されている場合は救助費の対象外)	
(カ)使用料及び賃借料			様式 24⑧ 救助事務費明細書(その他費用)及び証拠書類一式(目的、期間、運転日報など明確な資料を併せて添付)	
(キ)通信運搬費			様式 24⑧ 救助事務費明細書(その他費用)及び証拠書類一式(目的、期間など明確な資料を併せて添付)	
(ク)その他の経費() ※()内に具体的な経費の種類を記載し、明細書を作成ください。			様式 24⑧ 救助事務費明細書(その他費用)及び証拠書類一式(目的、期間など明確な資料を併せて添付)	
合計			0	

様式 24⑤

救護班活動状況(国公立病院・日本赤十字社に勤務する者)

機関名	支援先	
実施期間	日数	延人数

1.医療

内容	数量	単位	金額(円)	備考
(ア)薬剤費等			0	※医療に計上
・医薬品、治療材料			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・医療機器の修繕費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				

2.救助事務費

内容	数量	単位	金額(円)	備考
(イ)職員手当			0	※救助事務費に計上(様式24に同額を記載)
・時間外勤務手当			0	内訳は職種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
(ウ)旅費等			0	※救助事務費に計上(様式24に同額を記載)
・旅費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・宿泊費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
(エ)需用費			0	※救助事務費に計上(様式24に同額を記載)
・消耗品費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・燃料費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・食糧費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				

- ※ 人数は延べ人数。
- ※ 別途、積算根拠の分かる資料を添付すること。
- ※ 「1. 医療」の合計額は「様式9 病院診療所医療実施状況」に計上すること。
- ※ 「2. 救助事務費」は「様式24 救助事務費」に各項目ごとに同額を記載し、救助事務費として計上すること。

様式 24⑥

救 護 班 活 動 状 況(国公立病院・日本赤十字社以外に勤務する者)

機関名	支援先	
実施期間	日数	延人数

1.医療

内容	数量	単位	金額(円)	備考
(ア)薬剤費等			0	※医療に計上
・医薬品、治療材料			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・医療機器の修繕費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				

2.救助事務費

内容	数量	単位	金額(円)	備考
(イ)職員手当			0	※救助事務費に計上(様式24に同額を記載)
・時間外勤務手当			0	内訳は職種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
(ウ)旅費等			0	※救助事務費に計上(様式24に同額を記載)
・旅費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・宿泊費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
(エ)需用費			0	※救助事務費に計上(様式24に同額を記載)
・消耗品費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・燃料費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・食糧費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				

※ 人数は延べ人数。

※ 別途、積算根拠の分かる資料を添付すること。

※ 「1.医療」の合計額は「様式9 病院診療所医療実施状況」に計上すること。

※ 「2.救助事務費」は「様式24 救助事務費」に各項目ごとに同額を記載し、救助事務費として計上すること。

様式 24㉞

DMAT(DPAT)活動時間調査票

※ 留意事項

- 応急的な救護活動に要した実際の時間を記入し、待機時間等は除いてください。
- 調査票は、活動日別に記入してください。
- 活動記録等と調査票の内容が一致しているか確認をお願いします。

職種：		氏名：								
活動月日	活動概要	勤務命令時間	時間数	日当	時間外勤務手当	旅費	宿泊費等	備考		
月 日		～	0:00							
月 日		～	0:00							
月 日		～	0:00							
月 日		～	0:00							
月 日		～	0:00							
月 日		～	0:00							
合計			0:00	0	0	0	0			

参考資料1

救助の種類	様式番号	様式名	救助の種類に応じた必要書類	救助に必要な書類	救助に際し、必要となる証拠書類等
避難所の設置	様式3	避難所設置及び避難生活状況	ア 避難者名簿 イ 救助実施記録日計票 ウ 避難所用物資受払簿 エ 避難所設置及び避難生活状況 オ 避難所設置に要した支払証拠書類 カ 避難所設置に要した物品受払証拠書類	ア 避難者名簿 イ 救助実施記録日計票 ウ 避難所用物資受払簿 エ 避難所設置及び避難生活状況 オ 避難所設置に要した支払証拠書類 カ 避難所設置に要した物品受払証拠書類	<ul style="list-style-type: none"> 避難者名簿(入退所日時・世帯数が分かるもの、応援自治体除く) 避難所物資受払簿、請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など購入実績、金額等が確認できる書類(備蓄物資は購入時のもの、評価額が異なる場合は評価調書)
			ア 救助実施記録日計票 イ 応急仮設住宅台帳 ウ 応急仮設住宅用地賃借契約書 エ 応急仮設住宅使用賃借契約書 オ 応急仮設住宅建築に係る原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等 カ 応急仮設住宅建築に係る工事代金等支払証拠書類	<ul style="list-style-type: none"> 工事に係る工程表、所在地、配置図、仕様書、見積書 施工前(原状復旧時に必要になる) 設置時及び解体時の施工中及び施工後の写真(工事報告) 救助実施記録日計票(日々の入居状況の整理) 住まいの確保状況調査(日々報告) 	
炊き出しの給与	様式5	炊き出し給与状況	ア 救助実施記録日計票 イ 炊き出しその他による食品給与物品受払簿 ウ 炊き出し給与状況 エ 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類 オ 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類	ア 救助実施記録日計票 イ 炊き出しその他による食品給与物品受払簿 ウ 炊き出し給与状況 エ 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類 オ 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類	<ul style="list-style-type: none"> 炊出し受払簿(日毎の給与数分かるもの、応援自治体除く)、 請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など購入実績、金額等が確認できる書類 (備蓄物資は購入時のもの、評価額が異なる場合は評価調書)
			ア 救助実施記録日計票 イ 給用水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿 ウ 飲料水の供給簿 エ 飲料水供給のための支払証拠書類	<ul style="list-style-type: none"> 請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など実績、金額等が確認できる書類 (備蓄物資は購入時のもの、評価額が異なる場合は評価調書) 	
被服・寝具、生活必需品給与又は賞与	様式7	被服、寝具その他生活必需品の給与状況	ア 救助実施記録日計票 イ 物資受払簿 ウ 物資の給与状況 エ 物資購入関係支払証拠書類 オ 備蓄物資払出証拠書類 (注)法による物資と義援物資は実際上も明確にも区分しておくこと。	ア 救助実施記録日計票 イ 物資受払簿 ウ 物資の給与状況 エ 物資購入関係支払証拠書類 オ 備蓄物資払出証拠書類 (注)法による物資と義援物資は実際上も明確にも区分しておくこと。	<ul style="list-style-type: none"> 申込書(=被災者の被害の程度(全壊・半壊、床上浸水)及び必要な物品を確認した書類)、 請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書等
			ア 救助実施記録日計票 イ 物資受払簿 ウ 物資の給与状況 エ 物資購入関係支払証拠書類 オ 備蓄物資払出証拠書類 (注)法による物資と義援物資は実際上も明確にも区分しておくこと。	<ul style="list-style-type: none"> 活動実績が確認できる書類 協定書、費用支出要綱など 請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など購入実績、金額等が確認できる書類 	
医療	様式8	救護班活動状況	ア 救護班 (1)救助実施記録日計票 (2)医薬品衛生材料受払簿 (3)救護班活動状況 イ 都道府県又は委任を受けた市町村 (1)救助実施記録日計票 (2)医薬品衛生材料受払簿 (3)救護班活動状況(写)	ア 救護班 (1)救助実施記録日計票 (2)医薬品衛生材料受払簿 (3)救護班活動状況 イ 都道府県又は委任を受けた市町村 (1)救助実施記録日計票 (2)医薬品衛生材料受払簿 (3)救護班活動状況(写)	
			ア 救護班 (1)救助実施記録日計票 (2)医薬品衛生材料受払簿 (3)救護班活動状況 イ 都道府県又は委任を受けた市町村 (1)救助実施記録日計票 (2)医薬品衛生材料受払簿 (3)救護班活動状況(写)	<ul style="list-style-type: none"> 病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類 	
医療	様式9	病院診療所医療実施状況	ア 病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類 イ 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類	ア 病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類 イ 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類	
			ア 病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類 イ 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類		

助産	様式 10	助産台帳	救助実施記録日計票 イ 衛生材料等受払 ウ 助産台帳 エ 助産関係支出証書類 (注)救護班が助産を行った場合は、助産台帳とは別に、救護班活動状況にも明らかにしておくこと。	略
被災者の救出、死体の捜索	様式 11	被災者救出状況記録簿	〔被災者の救出〕 ア 救助実施記録日計票 イ 被災者救出用機械器具燃料受払簿 ウ 被災者救出状況記録簿 エ 被災者救出関係支出証書類 〔死体の捜索〕 ア 救助実施記録日計票 イ 捜索用機械器具燃料受払簿 ウ 死体の捜索状況記録簿 エ 死体捜索用関係支出証書類	略
住宅の応急修理	様式 12	住宅応急修理記録簿	(ア) 救助実施記録日計票 (イ) 住宅の応急修理記録簿 (ウ) 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等 (エ) 住宅の応急修理関係支出証書類	① 応急修理申込書 (資力に係る申出書、応急修理申込チェックシート含む) ② リ災証明書 ③ 修理見積書 ④ 修理依頼書(市町村→業者宛) ⑤ 応急修理決定通知書(市町村→被災者宛) ⑥ 工事完了報告書 ⑦ 修理前、修理中及び修理後の写真(カラー) ⑧ 支払いをした伝票の写し
生業に必要な資金の貸与	様式 13	生業資金貸付台帳	現在では、この生業資金の貸与制度は運用されていない。	略
学用品の給与	様式 14	学用品の給与状況	ア 救助実施記録日計票 イ 学用品の給与状況 ウ 学用品購入関係支出証書類 エ 備蓄物資貸出証書類	リ災証明書、 学用品の支払い根拠資料(請求書、納品書等)
埋葬及び死体の処理	様式 15 様式 16	埋葬台帳 死体処理台帳	〔埋葬〕 ア 救助実施記録日計票 イ 埋葬台帳 ウ 埋葬費支出関係証書類 〔死体の処理〕 ア 救助実施記録日計票 イ 死体処理台帳 ウ 死体処理費支出関係証書類	略
障害物の除去	様式 17	障害物除去の状況	ア 救助実施記録日計票 イ 障害物除去支出関係証書類	障害物の除去申請書類、 リ災証明書、 請求書・支払い根拠書類、 除去前、除去中及び除去後の写真(カラー)
輸送	様式 18	輸送記録簿		請求書・領収書・契約書・支出命令書・精算の根拠資料など実績、金額等が確認できる書類

賃金雇い上げ	様式 18②	賃金職員雇上台帳		<ul style="list-style-type: none"> ・活動実績が確認できる書類 ・協定書、費用支出要綱など ・請求書、領収書、契約書、支出命令書、積算の根拠資料など実績、金額等が確認できる書類
従事命令関係	様式 19	(1) 令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者の従事状況	<ul style="list-style-type: none"> ① 医師及び歯科医師 ② 薬剤師 ③ 保健師、助産師及び看護師 ④ 土木技術者及び建築技術者 ⑤ 大工、左官及びびと職 	略
従事命令関係	様式 20	(2) 令第 4 条第 5 号から第 10 号までに規定する者の従事状況	<ul style="list-style-type: none"> ① 土木建築業者 ② 地方鉄道業者 ③ 軌道経営者 ④ 自動車運送事業者 ⑤ 船舶運送業者 ⑥ 港湾運送業者 	略
従事命令関係	様式 21	(3) 扶助金の支給状況	療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金	略
従事命令関係	様式 22	(4) 損失補償費の状況	救助に必要な物資の生産等を業とする者に対して、その物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用(取り上げて使う)することができるが、その物資の処分を行う場合においては、損失を補償しななければならない。	略
委託費用の補償	様式 23	法第 19 条の補償費の状況	日本赤十字社が支弁した費用に対し、その費用のための寄付金その他収入を控除した額を補償する。	略

参考資料2

救助事務費算出表

(単位:円)

救助費総額	区分	対象金額	対象金額	補助率	負担額
	3千万円以下			10%	
	3千万円超え6千万円以下			9%	
	6千万円超え1億円以下			8%	
	1億円超え2億円以下			7%	
	2億円超え3億円以下			6%	
	3億円超え5億円以下			5%	
	5億円超え			4%	
救助事務費限度額					

↑ 救助費総額を入力すること。

※ 救助費総額が3,000万円以下は救助費総額に負担率10%を乗じて算出すること。

14-20 三重県市町災害時応援協定様式

(様式1)

第 年 月 日
号

三重県知事あて
(応援市町長あて)

応援要請市町長
(公印省略)

応 援 要 請 書

三重県市町災害時応援協定書に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1. 応援を要請する理由

例) 台風〇〇号による災害

2. 添付書類

○被害状況 (別添様式1)

例) 災害対策本部の設置状況、職員配置状況
人的被害、住家被害、非住家被害、道路被害、ライフライン被害
避難者数など

被害集中地域等、現在の主な対応状況等

○応援要請・計画書 (別添様式2～別添様式4)

例) 要請物資、資機材等の品目、数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
要請人員の職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間 等
その他必要な事項 (地図等)

3. 連絡先

担当課 : _____
担当者 : _____
電話番号 : _____
FAX番号 : _____
電子メール : _____

(様式2)

応援市町長あて

第 年 月 日 号

三重県知事

(公印省略)

応援計画書

三重県市町災害時応援協定書に基づき、 年 月 日付け第 号により提出された応援要請に基づき、下記のとおり応援計画を作成しましたので通知します。

記

1. 応援市町名及び応援内容

例) ○○市 応援内容：人員派遣、救援物資輸送

2. 添付書類

- 応援要請書(様式1)の写し
- 被害状況(別添様式1)
- 応援要請・計画書(別添様式2～別添様式4)

3. 連絡先

担当課 : _____
担当者 : _____
電話番号 : _____
FAX番号 : _____
電子メール : _____

(様式3)

第 年 月 日
号

応援要請市町長あて

応援市町長
(公印省略)
(三重県経由)

応援通知書

三重県市町災害時応援協定書に基づき、 年 月 日付け、第 号により提出された応援要請による要請を受諾し、下記のとおり応援を行うこととしましたので通知します。

記

1. 応援市町名及び応援内容

例) ○○市 応援内容：人員派遣、救援物資輸送

2. 添付書類

○応援要請・計画書(別添様式2～別添様式4)

3. 連絡先

担当課 : _____
担当者 : _____
電話番号 : _____
FAX番号 : _____
電子メール : _____

(様式4)

第 年 月 日
号

三重県知事あて
(応援市町長あて)

応援要請市町長
(公印省略)

応援物資受領書

三重県市町災害時応援協定書に基づく本市(町)の応援要請に対して、貴県(市町)より下記のとおり応援物資を受領しましたので通知します。

記

1. 応援物資及び数量

2. 連絡先

担当課 : _____
担当者 : _____
電話番号 : _____
FAX番号 : _____
電子メール : _____

(様式5)

第 年 月 日
号

三重県知事あて
(応援市町長あて)

応援要請市町長
(公印省略)

応援終了要請書

三重県市町災害時応援協定書に基づき、 年 月 日付け第 号により受諾された応援について、下記のとおり終了の要請をいたしますので、よろしくお願ひします。

記

1. 応援終了要請の理由

2. 応援終了要請年月日

年 月 日

3. 連絡先

担当課 : _____
担当者 : _____
電話番号 : _____
FAX番号 : _____
電子メール : _____

(様式6)

第 年 月 日
第 年 月 日

応援要請市町長あて

応援市町長
(公印省略)
(三重県経由)

応援終了報告書

三重縣市町災害時応援協定書に基づき、 年 月 日付け、第 号により提出された応援要請に基づく応援については、下記の理由により終了することになりましたので報告します。

記

1. 応援終了の理由

2. 応援終了年月日

年 月 日

3. 連絡先

担当課 : _____
担当者 : _____
電話番号 : _____
FAX番号 : _____
電子メール : _____

(別添様式1) 事態の概要・被害の状況

被害状況速報

防災情報システム入力・出力

(別添様式3)

人員派遣

応援要請・計画書

県市町名	所属	担当者氏名	連絡先(電話)
応援要請(被災)市町(被災市町記入) 三重県			
応援市町(応援受諾市町記入)			

応援要請内容(被災市町記入)				受諾内容(応援市町記入)							
職種	活動内容 携行品	人数	派遣場所 電話番号	現地責任者	交通手段	派遣期間	(三重県記入) 応援市町	人数	所属・担当者	人数	派遣期間
					陸路(可・不可) 海路(最寄港) 空路(最寄(県・市))	月 日 ~ 月 日	〇〇市 〇〇町				~ ~ ~
					陸路(可・不可) 海路(最寄港) 空路(最寄(県・市))	月 日 ~ 月 日	〇〇市 〇〇町				~ ~ ~
					陸路(可・不可) 海路(最寄港) 空路(最寄(県・市))	月 日 ~ 月 日	〇〇市 〇〇町				~ ~ ~
					陸路(可・不可) 海路(最寄港) 空路(最寄(県・市))	月 日 ~ 月 日	〇〇市 〇〇町				~ ~ ~
					陸路(可・不可) 海路(最寄港) 空路(最寄(県・市))	月 日 ~ 月 日	〇〇市 〇〇町				~ ~ ~
					陸路(可・不可) 海路(最寄港) 空路(最寄(県・市))	月 日 ~ 月 日	〇〇市 〇〇町				~ ~ ~
					陸路(可・不可) 海路(最寄港) 空路(最寄(県・市))	月 日 ~ 月 日	〇〇市 〇〇町				~ ~ ~
					陸路(可・不可) 海路(最寄港) 空路(最寄(県・市))	月 日 ~ 月 日	〇〇市 〇〇町				~ ~ ~

15 伊賀市台風タイムライン

伊賀市台風タイムライン						
目安となる時系列	想定される状況等 (自然現象や気象情報等)	チェック欄	項目 No.	行動内容	行動項目	
			共通項目			
			1	タイムライン運用	タイムライン進捗管理	
			2		タイムライン(TL)レベル移行の検討	
			3		タイムライン発動やレベル移行に伴う周知	
			4	問い合わせ対応・情報提供	報道機関からの問い合わせ対応(随時)	
			5		住民からの問い合わせ対応(随時)	
			6		HPでの情報提供(随時)	
5日前 ～ 2日前	○台風の発生 ○台風の接近 ○台風に関する気象情報	要行 期 行 動 中 行 動 完 了	TLレベル1(タイムライン発動) ※台風の5日または72時間進路予想で、伊賀市が予報円に入る、または前線の動向などで決定 (参考とするトリガー情報) □台風経路図 □台風に関する東海地方気象情報 □台風に関する三重県気象情報			
			7	タイムライン発動	台風・気象情報、警報級の可能性等の情報収集、提供	
			8		タイムライン発動	
			9		タイムライン庁内(連携)会議の開催準備	
			10		災害対策本部設置に向けた調整(場所、資機材等)	
			11		防災待機の配備体制の確認	
			12		施設の運営に関する協議	
			13		県、他市町のタイムライン発動状況の確認	
			14		県派遣チームにかかる情報共有	
			15		住民への防災情報システムHAZARDON等を通じた広報活動(必要時)	
			16		幼稚園・保育園・学校・保護者に対する注意喚起	
			17		市所管施設の被害未然防止対策の徹底	
			18		要配慮者利用施設等関係施設への安全確保の周知依頼	
			19		定期・臨時行事の中止・延期に関する連絡	
			20		市コミュニティバス・伊賀鉄道への情報連絡	
			21		県との情報共有	
			22		関係機関との情報共有	
			23		住民自治協議会、自主防災組織、自治会等・消防団・水防団へ事前対策等依頼	
			24		観光施設・宿泊施設の状況確認、情報提供	
			25		職員への情報周知	
			26		防災関連施設・防災資機材の点検	
27		災害危険・注意箇所等の巡回・点検・警戒				
28		防災資機材リストの確認、施設や防災資機材等の準備・点検				
29		ダム、せき、水門、樋門、排水機場の事前対策検討、水位の確認(放水依頼)				
30		避難対策・避難行動要支援者・要配慮者対策				
31		避難場所・避難所等の開設準備				
32		避難行動要支援者名簿の準備・確認				
33		要配慮者に関する情報収集				
2日前 ～ 1日前	○台風が本土上陸 ○台風の影響による降雨 ○大雨・洪水注意報等	要行 期 行 動 中 行 動 完 了	TLレベル2(準備段階) ※台風の48時間進路予想で、伊賀市が予報円に入る、または注意報等による配備体制により移行 (参考とするトリガー情報) □台風経路図 □大雨・洪水・強風注意報			
			32	台風・気象情報等の確認・共有	台風・気象情報の情報収集、提供 住民への情報提供、注意喚起(伊賀市防災情報アプリHAZARDON、SNS、HP、ケーブルテレビ等)	
			33		災害危険地域への早期避難の呼びかけ	
			34		ゼロ・アワー(事前対策の期限)設定による情報共有	
			35		雨量、河川水位の監視	
			36		関係機関との情報共有	
			37		リエゾンの調整・受入確認	
			38		県との情報共有	
			39		県から広域防災拠点の確保にかかる情報受領	
			40		県派遣チームの調整・受入時期等の確認	
			41		関係機関との情報共有	
			42		電力会社と停電時の対応等の情報共有	
			43		水道事業者、通信事業者と断水・通信途絶時の対応等の情報共有	
			44		公共交通機関の運行状況の確認	
			45		タイムライン連携会議の開催	
			46		施設や防災資機材等の準備・点検	
			47		災害対策本部スペースの準備	
			48		業務の縮小・停止の検討	
			49		職員配備体制の確保、職員への情報周知	
			50		災害対応マニュアル等の確認	
			51		市長等への報告、スケジュール調整	
52		公用車の確保・安全保管				
53		パトロール車両・公用車の準備(燃料補給)				
54		市道路の要注意箇所(アンダーパス等)、区域等の事前通行止め準備				
55		ダム、せき、水門、樋門、排水機場の作業員準備、事前対策、水位の確認(放水依頼)				
56		住民避難の事前準備				
57		高齢者等避難、避難指示の発令条件・時期の確認、検討				
58		避難所開設準備				
59		避難所開設時刻の事前周知				
60		避難所の食料・備品等の準備				
61		避難所の開設にかかる人員の確保・配置				
62		要配慮者利用施設の避難準備及び福祉避難所の受け入れ体制の準備・確認				
63		幼稚園・保育園・学校・保護者に対する注意喚起、休園・休校の検討				
64		自主避難の事前調整				
65		住民自治協議会、自主防災組織(自治会等)への連絡				
66		避難行動要支援者等の関係者(家族、避難支援等関係者、施設等)との事前調整				

伊賀市台風タイムライン

目安となる時系列	想定される状況等 (自然現象や気象情報等)	チェック欄	項目 No.	行動内容	行動項目						
1日前 ～ 当日	<ul style="list-style-type: none"> ○台風が本市(町)接近 ○大雨警報(土砂・洪水警報等) ○高齢者等避難 ○指定河川洪水予報(氾濫注意情報) 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">実行前</td> <td style="width: 33%;">行中</td> <td style="width: 33%;">行後完了</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	実行前	行中	行後完了				TLレベル3(早期警戒) ※警報等による災害対策本部の設置により移行 (参考とするトリガー情報) □大雨・洪水・暴風警報 □土砂災害警戒情報 □災害対策本部設置 など		
			実行前	行中	行後完了						
			68	市災害対策本部の設置	市災害対策本部の設置、設置の報告						
			69		災害対策本部会議の実施						
			70		職員配備体制の確保						
			71		通常業務の縮小・停止						
			72		市議会との情報共有						
			74		職員の退避時期の検討						
			75	関係機関との情報共有	台風、気象情報の情報収集、提供						
			76		リエソンの派遣・受け入れ						
			77		県派遣チームの受け入れ						
			78		県との情報共有(定時報、臨時報、リエソン情報、各種連絡手段等)、その他支援要請						
			79		三重県防災情報システムによる情報共有						
			80		ホットライン(河川水位情報)による直接の情報受領						
			81		ダム の異常洪水時防災操作の実施時における避難判断情報(水位情報)の受領						
			82		関係機関との情報共有						
			83	現場情報や被害情報の収集・共有	市各地区の被害情報収集、記録、提供						
			84		雨量、河川水位、大雨による災害危険度分布(キキクル)の監視						
			85		市内の巡回・パトロールおよび災害発生危険箇所の点検・対応						
			86		ダム、せき、水門、樋門、排水機場の作業員出動、事前対策						
			87		市道の通行止め措置						
			88		道路、ライフライン、公共交通機関等の状況確認						
			89		幼稚園・保育園・学校、児童・生徒等の被害情報収集						
			90		ゼロ・アワー設定・修正にともなう情報共有						
			91	住民への情報提供・避難対策、避難情報発令	高齢者等避難情報の対象地域の決定						
			92		市所管施設の閉鎖措置						
			93		幼稚園・保育園の休園措置および小中学校の休校措置						
94		避難所開設(○)に対し避難所開設依頼、避難所開設に向けた職員の配備									
95		避難所開設情報の住民・関係機関への周知(防災情報システム、その他)									
96		避難判断水位を超過した地区及び洪水警報の危険度分布・土砂災害危険度情報がレベル3相当「警戒」(赤)となった地区への「高齢者等避難」の発令									
97		住民への情報提供、注意喚起(緊急速報メール、伊賀市防災情報アプリ、SNS、HP、シアターなど)									
98		避難情報発令地区のハザード内にある要配慮者利用施設への避難情報の伝達									
99		避難行動要支援者への避難支援及び避難誘導									
105	防災対応の事前準備	防災資機材の確保									
106		公用車の一時退避									
107		市所管施設で取り扱っている公文書の一時退避									
108		土嚢要請への対応									
当日	<ul style="list-style-type: none"> ○台風が本市(町)通過 ○土砂災害警戒情報 ○避難指示 ○指定河川洪水予報(氾濫警戒情報・氾濫危険情報) ○記録的短時間大雨情報 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">実行前</td> <td style="width: 33%;">行中</td> <td style="width: 33%;">行後完了</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	実行前	行中	行後完了				TLレベル4(行動) ※台風が伊賀市へ接近もしくは通過し、重大な災害の発生するおそれがさらに高まることなどで移行 (参考とするトリガー情報) □土砂災害警戒情報 □避難指示等 □特別警報(大雨・暴風) など		
			実行前	行中	行後完了						
			109	災害対策本部会議の実施	災害対策本部会議の実施						
			110		職員配備体制の確保						
			111		関係部局内での情報共有						
			112		職員の退避指示						
			113	関係機関との情報共有	リエソンの情報共有						
			114		県との情報共有(定時報、臨時報、リエソン情報、各種連絡手段等)、その他支援要請						
			115		三重県防災情報システムによる情報共有						
			116		県派遣チームの増員にかかる情報受領						
			117		県派遣チームとの情報共有						
			118		ホットライン(河川水位情報)による直接の情報受領						
			119		気象台からのホットライン(該当市町のみ)						
			120		ダム の異常洪水時防災操作の実施時における避難判断情報(水位情報)の受領						
			121		関係機関との情報共有						
			122	被害情報の収集、提供	市内各地区の被害情報収集、記録、提供						
			123		雨量、河川水位、潮位、土砂災害警戒判定メッシュ情報の監視						
			124		市内の巡回・パトロールおよび災害発生危険箇所の点検・対応						
			125		道路、ライフライン、公共交通機関等の状況確認						
			126		休校・休園措置情報、幼稚園・保育園・学校、児童・生徒等の被害情報の把握						
			127		ゼロ・アワー(現場作業員の撤収時刻)の設定および周知、退避の徹底						
			128	被害発生時の応急対策	土嚢等による浸水防止対策						
			129		せき、水門・樋門・排水機場、陸間の操作実施						
			130		市道路の通行止め措置						
			131		ポンプ車等による排水作業						
			132	通信機能の確保	通信状況の確認及び通信回線の確保						
			133	住民への情報提供・避難情報発令	避難指示にかかる水位の確認						
134		氾濫危険水位を超過した地区及び洪水警報の危険度分布、土砂災害危険度情報がレベル4相当「危険」(紫)となった地区への避難指示の発令									
136		土砂災害危険度情報がレベル4相当「危険」(紫)となった地区への避難指示の発令									
137		その他被害拡大の恐れがある地区への避難指示の発令									
138		住民への情報提供、注意喚起(緊急速報メール、伊賀市防災情報アプリ、SNS、HP、シアターなど)									
139		避難情報発令地区のハザード内にある要配慮者利用施設への避難情報の伝達									
140		避難所開設情報の住民・関係機関への周知(伊賀市防災情報アプリ、その他)									
141		県への避難所運営支援要請									
142		要配慮者への避難誘導									

伊賀市台風タイムライン

目安となる時系列	想定される状況等 (自然現象や気象情報等)	チェック欄			項目 No.	行動内容	行動項目
当日	<input type="radio"/> 特別警報 <input type="radio"/> 氾濫発生 <input type="radio"/> 土砂災害発生	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 行 <input type="checkbox"/> 動 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 行 <input type="checkbox"/> 動 <input type="checkbox"/> 完 <input type="checkbox"/> 了	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 行 <input type="checkbox"/> 動 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 行 <input type="checkbox"/> 動 <input type="checkbox"/> 完 <input type="checkbox"/> 了	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 行 <input type="checkbox"/> 動 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 行 <input type="checkbox"/> 動 <input type="checkbox"/> 完 <input type="checkbox"/> 了	TLレベル5(緊急対応) ※台風が伊賀市へ接近もしくは通過し、重大な災害の発生するおそれが著しく大きくなる、または土砂災害や河川の氾濫が市全体で発生していることなどで移行(参考とするトリガー情報) <input type="checkbox"/> 特別警報(大雨・暴風) など		
					143	災害対策本部会議の実施	災害対策本部会議の実施
					144		非常体制移行の検討
					145		職員配備体制の確保(長期化を想定した体制確保)
					146		各部署間で情報共有
					147	被災状況の確認、提供	市内各地区の被害情報収集、記録、提供
					148		施設の被害情報収集
					149		県との情報共有(定時報、臨時報、リエゾン情報、各種連絡手段等)、その他支援要請
					150		防災情報システムによる情報共有
					151		ダムの異常洪水時防災操作の実施時における避難判断情報(水位情報)の受領
					152		関係機関との情報共有
					153		堤防破堤・外水氾濫の確認
					154		浸水エリアの把握準備
					155		庁舎等の被害状況の確認
					156		道路、ライフライン、公共交通機関等の状況確認
					157		幼稚園・保育園・学校、児童・生徒等の被害情報収集
					158	孤立地域支援対策	孤立地域の発生状況の状況収集
					159		孤立地域への物資搬送調整
					160		孤立地域内での傷病者の情報収集
161	住民への情報提供・避難情報発令	洪水警報の危険度分布がレベル5相当(災害切迫「黒」となった地区及び災害発生が確認された場合地区への緊急安全確保の発令					
162		避難所状況の確認、住民・関係機関への情報提供(防災情報システム、その他)					
163		住民への避難等の呼びかけ(場合によっては、外出を控える・垂直避難等)					
164		住民への情報提供、注意喚起(緊急通報メール、伊賀市防災情報アプリ、SINS、HF、Lアラート等)					
165	通信途絶の対応	災害現場の無線機材の配置					
166		非常通信ルートの確保					
167	救援物資の要請・受入・調整	県、他市町への救援物資要請、受入調整					
168		県物資拠点の開設状況等の確認					
169		市町物資拠点の開設、運営					
170	要配慮者への応急対策	県へ隣接市町への避難者受入調整依頼					
171	災害応援要請	県への自衛隊災害派遣要請の要求					
173		県・国への職員の派遣要請					
174		各協定等に基づく応援要請					
175		緊急消防援助隊派遣の要請					
176		救助・救急活動にかかるヘリコプターの応援要請					
177		県へのその他支援・応援要請、調整					
178		応援に関する受入調整					
179	医療対策	三重DMATの派遣情報の確認					
180	救助・救急活動	住民の安否確認					
181		行方不明者の捜索					
182		ヘリコプターの活動要請					
183		警察、自衛隊、緊急消防援助隊の活動調整、拠点確保					
184	被災者支援・復旧対応の準備	災害救助法の適用判断の確認					
185		被災者生活再建支援法の適用判断の確認					
186		被災者支援、生活再建業務の準備					
187		被害調査の準備					
188		罹災証明書の発行作業準備					
189		ボランティアセンターの設置準備					
190		住宅相談窓口の設置準備					
191		被災住宅危険度判定業務の準備					
192		廃棄物対策の調整					
当日 ～ 1日後	<input type="radio"/> 警報解除 <input type="radio"/> 避難勧告等解除	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 行 <input type="checkbox"/> 動 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 行 <input type="checkbox"/> 動 <input type="checkbox"/> 完 <input type="checkbox"/> 了	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 行 <input type="checkbox"/> 動 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 行 <input type="checkbox"/> 動 <input type="checkbox"/> 完 <input type="checkbox"/> 了	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 行 <input type="checkbox"/> 動 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 行 <input type="checkbox"/> 動 <input type="checkbox"/> 完 <input type="checkbox"/> 了	TLレベル0(解除) ※台風が伊賀市から遠ざかる、または衰退し、重大な災害の発生するおそれがなくなることで決定(参考とするトリガー情報) <input type="checkbox"/> 警報解除 など ※被害の状況によっては、引き続き災害対応・復旧・復興対策の実施		
					193	災害対策本部の廃止	避難勧告・避難指示(緊急)の解除
					194		防災資機材の撤収
					195		派遣リエゾンの撤収
					196		自衛隊、海上保安庁の撤収要請
					197		緊急消防救助隊の引き揚げ決定
					198		開設避難所の閉鎖作業
					199		被害情報の収集
					200		災害対策本部の廃止の判断

16 台風接近・上陸に伴う土砂災害、洪水を対象とした避難指示等の発令
(伊賀市) タイムライン

台風接近・上陸に伴う土砂災害、洪水を対象とした避難指示等の発令【伊賀市】タイムライン(防災行動計画)			伊賀市 令和5年6月1日
気象・水防情報 早期警戒情報(警戒級の可能性(高・中)) ◇台風予報 ◇台風等に関する三重県気象情報(随時) ◇大雨注意報・洪水注意報(伊賀市) (警戒級の可能性(高・中))	キキクル(危険度分布) 県土砂災害情報提供システム (土砂災害警戒区域等)	伊賀市災害対策本部 (住民等)に行動を促す情報等) 警戒レベル1 ・気象情報等収集	住民等がとるべき行動 災害外への心構えを高める ○テレビ、ラジオ、インターネット等による気象情報等の確認
◇大雨注意報・洪水注意報(伊賀市) (警戒級の可能性(高・中))	注意(注意報級) 土砂災害危険度情報「黄」 警戒レベル2相当(注意)	警戒レベル2 災害対策本部【準備体制】 ○住民への注意喚起 ○災害対策本部設置準備 ○気象の状況・予測 ○今後の対応等協議 災害対策本部設置【警戒体制配備1】 ○災害対策本部会議開催準備 ○気象の状況・予測 ○今後の対応等協議	自らの避難行動を確認 ○ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。 ○避難場所・避難ルート等の確認 ○非常持ち出し品の準備 ○自宅保全
水防団待機水位到達(国県河川) ◇大雨警戒(土砂災害)(伊賀市) ◇大雨警戒(洪水)(伊賀市)	警戒(警戒報級) 土砂災害危険度情報「赤」 警戒レベル3相当(警戒)	災害対策本部警戒体制【配備2-1】 ○気象の状況・予測、対応協議 ◆日没3時間前までを考慮 警戒レベル3 高齢者等避難 (状況:災害のおそれあり) ○避難場所等開設準備・地区市民センター職員派遣等 ○気象の状況・予測、対応協議	○テレビ、インターネット、携帯電話等で台風、大雨、河川情報等の確認 ○要配慮者等避難準備
◇暴風警戒(伊賀市)	警戒(警戒報級)	警戒体制【配備2-1】拡充 ※必要により【配備2-2】	
氾濫注意水位到達(国県河川) 避難判断断水位到達(国県河川)	危険 土砂災害危険度情報「紫」 警戒レベル4相当(危険)	◆日没3時間前までを考慮 警戒レベル3 高齢者等避難 (状況:災害のおそれあり) ○避難場所等開設準備・地区市民センター職員派遣等 ○気象の状況・予測、対応協議	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。 ○避難準備(要配慮者等以外) ○避難行動要支援者の避難支援
※台風の接近に伴う暴風雨や台風上陸 ◇土砂災害警戒情報 はん濫危険情報 氾濫危険水位到達(国県河川)	危険 土砂災害危険度情報「紫」 警戒レベル4相当(危険)	警戒レベル4 避難指示 (状況:災害のおそれ高い) ○避難状況確認・避難者支援 ○避難者支援 ○災害情報収集・対応	危険な場所から全員避難 ・過去の重大な災害発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 ・暴風雨が吹き始める前に避難完了
※伊賀市に台風の暴風域が入る時間 ◇大雨特別警戒 はん濫発生情報 堤防天端水位到達・越流	災害切迫 土砂災害の発生	警戒レベル5 緊急安全確保 (必ず発令される情報でない) ○被害状況の把握・対応 ○避難及び安否の確認 ○県・協定団体等へ派遣要請	危険な場所から等避難完了 ○避難所の運営(避難者の確認) ○地域の避難状況の確認 ○地域の災害情報の収集
氾濫注意水位以下 警戒解除	注意以下 土砂災害危険度情報「黄」以下	避難情報の発令解除 警戒体制配備解除 災害対策本部【廃止】	命の危険 直ちに安全確保 ・すでに安全な避難ができず、命の危険な状況。今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動する。 ○各地域における避難の確認 ○各地域における安否の確認
◇警戒解除	注意以下	避難情報の発令解除 警戒体制配備解除 災害対策本部【廃止】	避難解除



※気象・水防及び河川水位、キキクル(危険度分布)、県土砂災害情報提供システムの情報は実情により異なる。このため、市の避難指示等の発令は、気象状況等を判断したうえで行う。

17 MCA無線配置表

令和7年2月

番 号	無線型式	設置場所
本庁 100	可搬型	防災危機対策局
本庁 101	携帯型	防災危機対策局
本庁 102	携帯型	防災危機対策局
本庁 103	携帯型	防災危機対策局
本庁 104	携帯型	上野支所
本庁 105	携帯型	防災危機対策局
本庁 106	携帯型	防災危機対策局
本庁 107	携帯型	防災危機対策局
本庁 108	携帯型	防災危機対策局
本庁 109	携帯型	防災危機対策局
本庁 110	携帯型	防災危機対策局
本庁 111	携帯型	秘書広報課
本庁 112	携帯型	上野支所
本庁 113	携帯型	防災危機対策局
本庁 114	携帯型	防災危機対策局
本庁 115	携帯型	防災危機対策局
本庁 116	携帯型	防災危機対策局
本庁 117	携帯型	防災危機対策局
本庁 118	携帯型	防災危機対策局
本庁 119	携帯型	防災危機対策局
本庁 122	車載型	防災危機対策局
本庁 123	車載型	秘書広報課
本庁 124	可搬型	都市計画課
本庁 125	携帯型	建設管理課
本庁 126	携帯型	道路河川課
本庁 127	携帯型	下水道課
本庁 128	携帯型	建築課
本庁 129	携帯型	農林振興課
本庁 130	携帯型	農村整備課
本庁 131	携帯型	農業委員会事務局
本庁 132	携帯型	商工労働課
本庁 133	携帯型	住民課
本庁 134	可搬型	住民自治推進課
本庁 135	携帯型	人権政策課
本庁 136	携帯型	環境センター
本庁 137	携帯型	さくらリサイクルセンター
本庁 138	携帯型	浄化センター
本庁 139	携帯型	八幡町市民館
本庁 140	携帯型	下郡市民館
本庁 141	携帯型	寺田市民館
本庁 142	携帯型	水道総務課
本庁 143	携帯型	水道工務課
本庁 144	携帯型	水道施設課
本庁 145	携帯型	市民病院総務課
上野 171	可搬型	東部地区市民センター
上野 172	可搬型	南部地区市民センター
上野 173	可搬型	西部地区市民センター

番 号	無線型式	設置場所
上野 174	可搬型	小田地区市民センター
上野 175	可搬型	久米地区市民センター
上野 176	可搬型	花之木地区市民センター
上野 177	可搬型	長田地区市民センター
上野 178	可搬型	新居地区市民センター
上野 179	可搬型	三田地区市民センター
上野 180	可搬型	諏訪地区市民センター
上野 181	可搬型	府中地区市民センター
上野 182	可搬型	中瀬地区市民センター
上野 183	可搬型	友生地区市民センター
上野 184	可搬型	猪田地区市民センター
上野 185	可搬型	依那古地区市民センター
上野 186	可搬型	比自岐地区市民センター
上野 187	可搬型	神戸地区市民センター
上野 188	可搬型	古山地区市民センター
上野 189	可搬型	花垣地区市民センター
上野 190	可搬型	ゆめが丘地区市民センター
上野 191	可搬型	きじが台地区市民センター
消防 201	携帯型	消防本部 通信指令課
伊賀 300	可搬型	伊賀支所
伊賀 301	携帯型	伊賀支所
伊賀 302	携帯型	伊賀支所
伊賀 303	携帯型	西柘植地区市民センター
伊賀 304	携帯型	いがまち人権センター
伊賀 305	携帯型	防災危機対策局
伊賀 306	携帯型	防災危機対策局
伊賀 371	可搬型	壬生野地区市民センター
伊賀 372	可搬型	柘植地区市民センター
島原 400	可搬型	島ヶ原支所
島原 401	携帯型	島ヶ原支所
島原 402	携帯型	島ヶ原支所
島原 403	携帯型	島ヶ原支所
島原 404	携帯型	島ヶ原老人福祉センター
島原 471	携帯型	島ヶ原地区市民センター
島原 481	携帯型	大道クラブ
島原 482	携帯型	奥村区クラブ
島原 483	携帯型	山菅クラブ
島原 484	携帯型	中矢区集議所
阿山 500	可搬型	阿山支所
阿山 501	携帯型	阿山支所
阿山 502	携帯型	阿山支所
阿山 503	携帯型	阿山支所
阿山 571	可搬型	鞆田地区市民センター
阿山 572	可搬型	玉滝地区市民センター
阿山 573	可搬型	丸柱地区市民センター
阿山 581	携帯型	音羽公民館
山田 600	可搬型	大山田支所
山田 601	携帯型	大山田支所
山田 602	携帯型	大山田支所
山田 603	携帯型	大山田支所
山田 604	携帯型	ライトピアおおやまだ

番 号	無線型式	設置場所
山田 671	可搬型	阿波地区市民センター
山田 672	可搬型	布引地区市民センター
山田 681	携帯型	奥馬野公民館
山田 682	携帯型	中馬野公民館
山田 683	携帯型	坂下公民館
山田 684	携帯型	上阿波構造改善センター
山田 685	携帯型	子延公民館
山田 686	携帯型	平松公民館
山田 687	携帯型	猿野公民館
山田 688	携帯型	富永公民館
山田 689	携帯型	須原公民館
山田 690	携帯型	下阿波公民館
青山 700	可搬型	青山支所
青山 701	携帯型	青山支所
青山 702	携帯型	青山支所
青山 703	携帯型	青山支所
青山 704	携帯型	青山文化センター
青山 705	携帯型	防災危機対策局
青山 706	携帯型	青山支所
青山 771	可搬型	上津地区市民センター
青山 772	可搬型	博要地区市民センター
青山 773	可搬型	高尾地区市民センター
青山 774	可搬型	矢持地区市民センター
青山 775	可搬型	桐ヶ丘地区市民センター
青山 781	携帯型	奥鹿野公民館
青山 782	携帯型	国見集議所
青山 783	携帯型	床並集議所
青山 784	携帯型	上高尾生活改善センター
青山 785	携帯型	霧生農民研修センター
青山 787	携帯型	福川公民館
青山 788	携帯型	古田集会場
青山 789	可搬型	諸木公民館

伊賀市水防計画

〔資料編〕

1 重要水防区域

1-1 国土交通省管理区間河川の重要水防区域

重要水防箇所評定基準（案）

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
基礎地盤漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関係する変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	
水衝・洗掘	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。</p> <p>橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。</p>	
工作物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p>	
工事施工			<p>出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。</p>

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後 3 年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

重点区間：水防上の必要性に応じて、特に水防に重点的に巡視すべき箇所を重要度 A、B 及び、要注意区間より選定。

木津川

(重点区間)

番号	河川名	種別	左右岸の別	位置	地先名	延長(m)	適用(水防工法)
1	木津川	工作物	左右	52.0k-38	伊賀市島ヶ原地先 伊賀市島ヶ原地先	—	島ヶ原大橋
2	木津川	越水・溢水	左	52.8k-100 から 52.8k+100	伊賀市島ヶ原地先	200	越水危険箇所
3	木津川	工作物	左右	58.6k+69	伊賀市長田地先 伊賀市小田町地先	—	新長田橋
4	木津川	工作物	左右	62.0k-60	伊賀市大内地先 伊賀市守田町地先	—	名阪木津川橋
5	服部川	工作物	左右	1.1k	伊賀市小田町地先 伊賀市東高倉地先	—	服部川橋梁
6	服部川	越水・溢水	左	2.6k-100 から 2.6k+100	伊賀市小田町地先	200	越水危険箇所
7	柘植川	越水・溢水	左	1.2k-100 から 1.2k+100	伊賀市山神地先	200	越水危険箇所

(重要度A)

番号	河川名	種別	左右岸の別	位置	地先名	延長(m)	適用(水防工法)
1	木津川	越水・溢水	右	51.4k-50 から 52.4k+100	伊賀市島ヶ原地先	1150	51.8k：越水危険箇所
2	木津川	越水・溢水	左	51.6k-50 から 53.0k+40	伊賀市島ヶ原地先	1490	52.8k：越水危険箇所
3	木津川	工作物	右	51.8k+15	伊賀市島ヶ原地先	—	島ヶ原排水樋門
4	木津川	工作物	—	52.0k-38	伊賀市島ヶ原地先	—	島ヶ原大橋
5	木津川	工作物	左	52.0k-6	伊賀市島ヶ原地先	—	川南第2排水樋門
6	木津川	工作物	左	52.2k+60	伊賀市島ヶ原地先	—	川南第3排水樋門
7	木津川	越水・溢水	右	53.4k+10 から 53.6k+100	伊賀市島ヶ原地先	200	
8	木津川	工作物	—	57.4k+50	伊賀市長田～岩倉地先	—	岩倉大橋
9	木津川	工作物	左	57.4k+60	伊賀市長田地先	—	木根排水樋門
10	木津川	工作物	左	58.0k+15	伊賀市長田地先	—	平野川排水樋門
11	木津川	工作物	—	58.6k+69	伊賀市長田 ～小田町地先	—	新長田橋

番号	河川名	種別	左右岸の別	位置	地先名	延長(m)	適用 (水防工法)
12	木津川	越水・溢水	右	59.4k+10 から 59.6k+100	伊賀市木興町地先	200	
13	木津川	越水・溢水	左	59.4k+10 から 59.6k+100	伊賀市長田地先	200	
14	木津川	工作物	右	60.4k+40	伊賀市木興町地先	—	木興排水樋門
15	木津川	工作物	左	61.8k-18	伊賀市大内地先	—	岩根川排水樋門
16	木津川	工作物	—	62.0k-60	伊賀市大内 ～守田町地先	—	名阪木津川橋
17	服部川	越水・溢水	左	0.2k+100 から 0.6k+100	伊賀市東高倉 ～小田町地先	400	
18	服部川	越水・溢水	右	0.4k+100 から 0.6k+100	伊賀市東高倉地先	200	
19	服部川	工作物	右	0.6k+183.5	伊賀市東高倉地先	—	大坪排水樋門
20	服部川	工作物	—	1.1k	伊賀市小田町 ～東高倉地先	—	服部川橋梁
21	服部川	越水・溢水	左	1.4k+10 から 1.6k+100	伊賀市小田町地先	200	
22	服部川	工作物	右	1.8k-90	伊賀市三田地先	—	浅子川排水樋門
23	服部川	越水・溢水	左	2.0k+100 から 2.6k+100	伊賀市小田町～平野 清水地先	600	
24	服部川	越水・溢水	右	2.0k-100 から 2.4k+10	伊賀市三田 ～服部町地先	510	2.2k:越水危険箇所
25	服部川	堤体漏水	左	2.2k+100 から 2.6k+100	伊賀市小田町 ～伊賀市平野清水地 先	400	
26	柘植川	越水・溢水	左	0.0k から 0.2k+100	伊賀市三田地先	300	
27	柘植川	堤防断面	左	0.0k から 0.4k	伊賀市三田地先	400	
28	柘植川	工作物	—	0.2k-50	伊賀市三田地先	—	金橋潜水橋
29	柘植川	越水・溢水	左	0.6k+100 から 1.4k	伊賀市大谷 ～山神地先	700	1.2k:越水危険箇所
30	柘植川	越水・溢水	右	0.6k+100 から 1.4k+100	伊賀市三田 ～山神地先	800	

番号	河川名	種別	左右岸の別	位置	地先名	延長(m)	適用 (水防工法)
31	柘植川	工作物	左	1.0k+61.9	伊賀市山神地先	—	大岩川排水樋門
32	遊水地	工作物	—	新居遊水地 外周堤	伊賀市東高倉地先	—	東高倉第9号排水 樋門
33	遊水地	工作物	—	新居遊水地 外周堤	伊賀市東高倉地先	—	東高倉第13号排水 樋門
34	遊水地	工作物	—	長田遊水地 外周堤	伊賀市朝屋地先	—	朝屋第1排水樋門
35	遊水地	工作物	—	長田遊水地 外周堤	伊賀市朝屋地先	—	朝屋第2排水樋門
36	遊水地	工作物	—	長田遊水地 外周堤	伊賀市朝屋地先	—	朝屋第3排水樋門
37	遊水地	漏水	—	木興遊水地 (往古川堤防)	伊賀市木興町地先	—	

(重要度B)

番号	河川名	種別	左右岸の別	位置	地先名	延長 (m)	適用 (水防工法)
1	木津川	越水・溢 水	右	50.8k+100 から 51.0k+100	伊賀市島ヶ原地先	200	
2	木津川	工作物	—	50.8k+152	伊賀市島ヶ原地先	—	新島ヶ原大橋
3	木津川	越水・溢 水	右	56.8k+100 から 57.0k+100	伊賀市岩倉地先	200	
4	木津川	越水・溢 水	右	57.4k-80 から 57.8k+100	伊賀市岩倉 ～西高倉地先	580	57.4k：越水危険 箇所
5	木津川	越水・溢 水	左	57.4k+50 から 59.4k+100	伊賀市長田地先	2050	58.2k：越水危険 箇所
6	木津川	堤体漏 水	左	57.6k+80 から 57.8k+50	伊賀市長田地先	170	
7	木津川	工作物	—	57.6k+93	伊賀市長田 ～西高倉地先	—	高倉大橋
8	木津川	越水・溢 水	右	58.0k+100 から 59.4k+100	伊賀市東高倉 ～木興町地先	1400	
9	木津川	工作物	—	59.2k+119	伊賀市長田 ～木興町地先	—	長田橋
10	木津川	越水・溢 水	左	59.6k+100 から 60.0k+100	伊賀市長田 ～木興町地先	400	
11	木津川	越水・溢 水	右	59.6k+100 から 60.0k+100	伊賀市木興町地先	400	

番号	河川名	種別	左右岸 の別	位置	地先名	延長 (m)	適用 (水防工法)
12	木津川	工作物	—	60.0k+233	伊賀市朝屋 ～木興町地先	—	木興橋
13	木津川	越水・溢 水	左	60.2k+100 から 61.0k+100	伊賀市木興町 ～朝屋地先	800	
14	木津川	越水・溢 水	右	60.2k+100 から 62.0k+100	伊賀市木興町 ～守田町地先	1800	61.4k：越水危険 箇所
15	木津川	工作物	—	61.0k+158	伊賀市朝屋 ～守田町地先	—	大野木橋
16	木津川	越水・溢 水	左	61.2k+100 から 62.0k+100	伊賀市大野木 ～大内地先	800	62.0k：越水危険 箇所
17	木津川	堤体漏 水	左	61.6k-50	伊賀市大野木地先	100	
18	木津川	堤体漏 水	左	61.6k+100 から 62.2k+100	伊賀市大内 ～上之庄地先	600	
19	服部川	越水・溢 水	右	0.0k から 0.4k+100	伊賀市東高倉地先	500	
20	服部川	工作物	—	0.2k+47	伊賀市東高倉地先	—	新居橋
21	服部川	越水・溢 水	左	0.6k+100 から 1.4k+100	伊賀市小田町地先	800	
22	服部川	越水・溢 水	右	0.6k+100 から 1.8k+100	伊賀市東高倉 ～三田地先	1200	
23	服部川	水衝・深 掘れ	右	1.6k-170 から 1.8k+100	伊賀市東高倉 ～三田地先	470	
24	服部川	堤防断 面	左	1.6k-100 から 1.6k+100	伊賀市小田町地先	200	
25	服部川	越水・溢 水	左	1.6k+100 から 2.0k+100	伊賀市小田町地先	400	
26	服部川	堤体漏 水	左	1.6k+100 から 2.2k+100	伊賀市小田町地先	600	
27	服部川	工作物	—	1.6k+157	伊賀市小田町 ～三田地先	—	伊賀上野橋
28	服部川	堤体漏 水	右	1.8k-50	伊賀市三田地先	—	
29	服部川	越水・溢 水	右	2.4k+10 から 2.8k-80	伊賀市服部町地先	310	

番号	河川名	種別	左右岸 の別	位置	地先名	延長 (m)	適用 (水防工法)
30	服部川	工作物	—	2.8k-70	伊賀市平野清水～ 服部町地先	—	新服部橋
31	服部川	越水・溢 水	左	2.6k+100 から 3.0k+100	伊賀市平野清水 ～服部町地先	400	
32	服部川	工作物	—	3.4k+66	伊賀市服部町地先	—	服部橋
33	柘植川	越水・溢 水	右	0.0k から 0.6k+100	伊賀市三田地先	700	0.0k:越水危険箇 所
34	柘植川	堤体漏 水	右	0.0k～1.4k	伊賀市三田 ～山神地先	1400	
35	柘植川	越水・溢 水	左	0.2k+100 から 0.6k+100	伊賀市三田 ～大谷地先	400	
36	柘植川	堤防断 面	左	0.8k-120 から 0.8k+100	伊賀市服部町 ～山神地先	220	

(要注意箇所)

番 号	河川名	種別	左右岸 の別	距離杭	地点名	延長	備考
1	木津川	陸閘	右	51.6k-50	伊賀市島ヶ原地先	—	島ヶ原東町陸閘
2	木津川	陸閘	左	51.8k	伊賀市島ヶ原地先	—	川南陸閘
3	木津川	陸閘	右	51.8k	伊賀市島ヶ原地先	—	島ヶ原陸閘
4	遊水地	陸閘	—	木興遊水地 外周堤	伊賀市木興町地先	—	木興陸閘 (第1)
5	遊水地	陸閘	—	木興遊水地 外周堤	伊賀市木興町地先	—	木興陸閘 (第2)
6	遊水地	陸閘	—	小田遊水地 外周堤	伊賀市小田町地先	—	小田陸閘

1-2 知事管理区間河川の重要水防区域

(1) 重要水防区域

重要水防区域とは下記事項に該当する箇所を河川、海岸、砂防について指定する。

1) 河川

- ① 過年度災害未施工箇所で、破堤、欠壊を更に助長して、重大な被害を及ぼすおそれのある箇所。
- ② 堤防が低くて溢水し、又は堤体が貧弱、堤防の脚部深掘れ等のため破堤し、重大な被害を及ぼすおそれのある箇所。
- ③ 河床が著しく埋塞して流水断面を縮小したために附近堤防の溢水、又は欠壊により重大な被害を及ぼすおそれのある箇所。
- ④ 護岸、床止、水門、樋門、樋管、天然河岸の欠壊、破壊或いはそのおそれのある箇所で被害を及ぼすと思われる箇所。

2) 海岸

- ① 河川 ①に同じ
- ② 河川 ②に同じ
- ③ 堤防、前面の海浜が流出した箇所で、重大な被害を及ぼすおそれのある箇所。
- ④ 護岸、胸壁、水門、樋門、樋管、天然海岸の欠壊、破壊或いはそのおそれのある箇所で重大な被害を及ぼすと思われる箇所。

3) 砂防

- ① 堰堤本体が弱体化し、亀裂など発見されて、破壊が懸念され、下流に重大な被害を及ぼすおそれのある箇所。
- ② 流路工が著しく埋没した箇所で、上流又は下流に重大な被害を及ぼすおそれのある箇所。
- ③ 堤防、護岸、床固、流路工、水叩工、及び山腹工の埋没、欠壊又は破壊している箇所、或いはそのおそれのある箇所で重大な被害を及ぼすと思われる箇所。

(2) 重要水防箇所評定基準

上記重要水防区域について下記の基準により評定する。

重要水防箇所評定基準

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
1. 堤防高	① 溢水、氾濫、越波の実績があり、その対策が未施工の箇所。	① 溢水、氾濫、越波の実績があり、その対策が暫定施工の箇所。 ② 実績はないが、過去の出水又は高潮により溢水、氾濫、越波のおそれがあり、対策が未施工の箇所。 ③ 河川改修計画による計画堤防高より低い箇所。 ④ 災害復旧工事等により被災水位までの築堤となっており余裕高のない箇所。	

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
2. 堤防断面	① 破堤、欠壊、半欠壊の実績があり、その対策が未施工の箇所。	① 破堤、欠壊、半欠壊の実績があり、その対策が暫定施工の箇所。 ② 実績はないが、過去の出水又は高潮により破堤、欠壊、半欠壊のおそれがあり、対策が未施工の箇所。 ③ 堤防断面が標準断面より小さい箇所（堤防の法勾配が2割より急であったり天端巾が非常に小さい堤防）。	
3. 法崩れ・すべり	① 法崩れ又は、すべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	① 法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 ② 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
4. 漏水	① 漏水の実績があるが、その対策が未施工の箇所。	① 漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 ② 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
5. 水衝・洗掘	① 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 ② 橋台取り付部、その他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 ③ 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるがその対策が未施工の箇所。	① 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
6. 工作物	<p>① 「河川管理施設等応急対策基準」にもとづく改善措置が必要な床止め及び堰、水門及び樋門、橋梁その他工作物の設置場所。</p> <p>② 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)等以下となる箇所。</p> <p>③ 護岸、堤防及び堰堤本体等が弱体化し、亀裂等があり、その対策が未施工の箇所。</p>	<p>① 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p> <p>② 護岸、堤防及び堰堤本体等が弱体化し、亀裂等の発生するおそれがありその対策が未施工の箇所。</p>	
7. 工事施工			<p>① 出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。</p>
8. 新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			<p>① 新堤防で築造後3年以内の箇所。</p> <p>② 破堤跡又は旧川流の箇所。</p>
9. 陸閘			<p>① 陸閘が設置されている箇所。</p>

河川

水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適用			
		指定有無	名称	左右の岸	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評定	対策水防工法				
淀川	木津川	有	伊賀市	左	62.2k+40m 71.0km	から まで	伊賀市上之庄 伊賀市比土	から まで	8,760	堤防高 (流下能力)	62.2k+40m 71.0km	から まで	8,820	B	積土俵工	河積不足 暫定堤防
淀川	木津川	有	伊賀市	左	71.0k+0m 71.4k+0m	から まで	伊賀市比土 伊賀市比土	から まで	400	漏水	71.0k+0m 71.4k+0m	から まで	400	A	月の輪工	
淀川	木津川	有	伊賀市	左	71.4k+0m 71.6k+170m	から まで	伊賀市比土 伊賀市市場	から まで	370	堤防高 (流下能力)	71.4k+0m 71.6k+170m	から まで	370	B	積土俵工	河積不足 暫定堤防
										工作物	63.6k+50m 63.6k+50m	から まで		B	積土俵工	笠部橋 河積阻害
										工作物	63.8k+0m 63.8k+0m	から まで		B	積土俵工	森堰 河積阻害
										工作物	64.2k+120m 64.2k+120m	から まで		B	積土俵工	猪田橋 河積阻害
										工作物	67.8k+150m 67.8k+150m	から まで		B	積土俵工	栢川下橋 河積阻害
										工作物	68.0k+180m 68.0k+180m	から まで		B	積土俵工	松本堰 河積阻害
										工作物	68.8k+180m 68.8k+180m	から まで		B	積土俵工	上林橋 河積阻害
										工作物	69.0k+20m 69.0k+20m	から まで		B	積土俵工	三郷堰 河積阻害
										工作物	69.2k+90m 69.2k+90m	から まで		B	積土俵工	新田堰 河積阻害
										工作物	69.8k+40m 69.8k+40m	から まで		B	積土俵工	暗崎橋 河積阻害
										工作物	70.0k+180m 70.0k+180m	から まで		B	積土俵工	岩鼻堰 河積阻害
										工作物	70.6k+100m 70.6k+100m	から まで		B	積土俵工	古郡橋 河積阻害
										工作物	71.4k+10m 71.4k+10m	から まで		B	積土俵工	比土橋 河積阻害
										工作物	71.6k+100m 71.6k+100m	から まで		B	積土俵工	神戸堰 河積阻害
										工作物	71.6k+110m 71.6k+110m	から まで		B	積土俵工	近鉄橋梁 河積阻害
										工作物	71.6k+150m 71.6k+150m	から まで		B	積土俵工	近鉄大阪 線橋梁 河積阻害

伊賀市水防計画
〔資料編〕

水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適用
		指定有無	名称	左右の岸	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評定	対策水防工法	
淀川	木津川	有	伊賀市	右	62.8k+10m から 72.6k+30m まで	伊賀市四十九町 から 伊賀市比土 まで	9,950	堤防高 (流下能力)	62.8k+10m から 72.6k+30m まで	9,950	B	積土俵工	河積不足 暫定堤防
淀川	木津川	有	伊賀市	左	72.0k+70m から 72.8k+110m まで	伊賀市比土 から 伊賀市比土 まで	820	堤防高 (流下能力)	72.0k+70m から 72.8k+110m まで	820	B	積土俵工	河積不足 暫定堤防
								工作物	72.0k+100m から 72.0k+100m まで		B	積土俵工	高瀬橋 河積阻害
淀川	木津川	有	伊賀市	左	74.4k+120m から 76.0k+180m まで	伊賀市羽根 から 伊賀市別府 まで	1,620	堤防高 (流下能力)	74.4k+120m から 76.0k+180m まで	1,620	B	積土俵工	河積不足
淀川	木津川	有	伊賀市	右	74.4k+120m から 76.0k+180m まで	伊賀市阿保 から 伊賀市別府 まで	1,620	堤防高 (流下能力)	74.4k+120m から 76.0k+180m まで	1,620	B	積土俵工	河積不足
淀川	木津川	有	伊賀市	右	76.8k+0m から 77.0k+30m まで	伊賀市岡田 から 伊賀市岡田 まで	220	堤防高 (流下能力)	76.8k+0m から 77.0k+30m まで	220	A	積土俵工	H.7.5 実績有 河積不足
淀川	木津川	有	伊賀市	左	79.0k+50m から 79.6k+90m まで	伊賀市北山 から 伊賀市北山 まで	630	堤防高 (流下能力)	79.0k+50m から 79.6k+90m まで	630	B	積土俵工	河積不足
淀川	木津川	有	伊賀市	右	84.8k+0m から 85.4k+110m まで	伊賀市坂下 から 伊賀市坂下 まで	710	堤防高 (流下能力)	84.8k+0m から 85.4k+110m まで	710	B	積土俵工	高さ不足
淀川	東高倉川	有	伊賀市	左	0.6k+130m から 1.0k+150m まで	伊賀市東高倉 から 伊賀市東高倉 まで	420	堤防高 (流下能力)	0.6k+130m から 1.0k+150m まで	420	B	積土俵工	河積不足
								工作物	0.8k+0m から 0.8k+0m まで		B	積土俵工	無名橋 河積阻害
								工作物	0.8k+30m から 0.8k+30m まで		B	積土俵工	官者橋 河積阻害
								工作物	0.8k+170m から 0.8k+170m まで		B	積土俵工	無名橋 河積阻害
								工作物	1.0k+110m から 1.0k+110m まで		B	積土俵工	岡出橋 河積阻害
								工作物	1.0k+120m から 1.0k+120m まで		B	積土俵工	J R 橋梁 河積阻害
淀川	東高倉川	有	伊賀市	右	0.6k+130m から 1.0k+150m まで	伊賀市東高倉 から 伊賀市東高倉 まで	420	堤防高 (流下能力)	0.6k+130m から 1.0k+150m まで	420	B	積土俵工	河積不足

伊賀市水防計画
〔資料編〕

水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適用						
		指定有無	名称	左右の岸	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評定	対策水防工法							
淀川	服部川	有	伊賀市	左	4.6k+0m	から	伊賀市西明寺	から	1,550	堤防高 (流下能力)	4.6k+0m	から	1,550	B	積土俵工	河積不足			
					6.0k+160m	まで	伊賀市荒木	まで			4.8k+170m	から					B	積土俵工	西明寺井堰 河積阻害
											4.8k+170m	まで							
										5.4k+10m	から	B	積土俵工	寺田橋 河積阻害					
										5.4k+10m	まで								
淀川	服部川	有	伊賀市	右	4.6k+20m	から	伊賀市高畑	から	1,460	堤防高 (流下能力)	4.6k+20m	から	1,460	B	積土俵工	河積不足			
					6.0k+60m	まで	伊賀市寺田	まで			6.0k+60m	まで							
淀川	服部川	有	伊賀市	右	7.6k+80m	から	伊賀市千戸	から	660	堤防高 (流下能力)	7.6k+80m	から	660	B	積土俵工	高さ不足			
					8.2k+120m	まで	伊賀市千戸	まで			8.2k+120m	まで							
淀川	服部川	有	伊賀市	左	8.2k+120m	から	伊賀市真泥	から	600	堤防高 (流下能力)	8.2k+120m	から	600	B	積土俵工	高さ不足			
					8.8k+130	まで	伊賀市真泥	まで			8.8k+130m	まで							
淀川	服部川	有	伊賀市	右	9.4k+10m	から	伊賀市畑村	から	1,320	堤防高 (流下能力)	9.4k+10m	から	1,320	B	積土俵工	河積不足			
					10.6k+150m	まで	伊賀市平田	まで			9.6k+100m	から					B	積土俵工	河積阻害 真泥井堰
											9.6k+100m	まで							
										10.2k+10m	から	B	積土俵工	河積阻害 千戸井堰					
										10.2k+10m	まで								
											10.6k+40m	から	B	積土俵工	山田橋 河積阻害				
										10.6k+40m	まで								
淀川	服部川	有	伊賀市	左	10.2k+30m	から	伊賀市下中島	から	670	堤防高 (流下能力)	10.2k+30m	から	670	B	積土俵工	河積不足			
					10.8k+150m	まで	伊賀市下中島	まで			10.8k+150m	まで							
淀川	服部川	有	伊賀市	右	14.2k+0m	から	伊賀市川北	から	610	堤防高 (流下能力)	14.2k+0m	から	610	B	積土俵工	河積不足			
					14.8k+10m	まで	伊賀市川北	まで			14.4k+40m	から					B	積土俵工	高橋 河積阻害
											14.4k+40m	まで							
										14.6k+140m	から	B	積土俵工	広瀬橋 桁下高不足					
										14.6k+140m	まで								
淀川	服部川	有	伊賀市	左	14.6k+50m	から	伊賀市川北	から	140	堤防高 (流下能力)	14.6k+50m	から	140	B	積土俵工	河積不足			
					14.6k+190m	まで	伊賀市広瀬	まで			14.6k+190m	まで							

伊賀市水防計画
〔資料編〕

水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適用								
		指定有無	名称	左右の岸	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評定	対策水防工法									
淀川	服部川	有	伊賀市	右	17.6k+70m	から	伊賀市下阿波	から	900	堤防高 (流下能力)	17.6k+70m	から	400	A	積土俵工	高さ不足					
					18.6k+70m	まで	伊賀市下阿波	まで			18.0k+60m	まで									
															堤防高 (流下能力)	18.0k+60m	から	500	B	積土俵工	河積不足
																18.0k+70m	まで				
										18.0k+180m	まで		B	積土俵工	瀬古口橋 桁下高不足						
											18.0k+110m					から	18.0k+110m	まで	B	積土俵工	寺坂橋 桁下高不足
淀川	服部川	有	伊賀市	左	18.0k+40m	から	伊賀市下阿波	から	700	堤防高 (流下能力)	18.0k+40m	から	700	B	積土俵工	河積不足					
					18.6k+150m	まで	伊賀市下阿波	まで			18.6k+150m	まで									
淀川	服部川	有	伊賀市	右	19.0k+0m	から	伊賀市須原	から	680	堤防高 (流下能力)	19.0k+0m	から	680	B	積土俵工	河積不足					
				19.6k+90m	まで	伊賀市須原	まで	19.6k+90m			まで										
淀川	服部川	有	伊賀市	左	19.2k+150m	から	伊賀市須原	から	680	堤防高 (流下能力)	19.2k+150m	から	680	B	積土俵工	河積不足					
					20.0k+50m	まで	伊賀市須原	まで			19.4k+10m	から					19.4k+10m	まで	B	積土俵工	無名橋 桁下高不足
淀川	服部川	有	伊賀市	左	18.4k+30m	から	伊賀市富永	から	490	堤防高 (流下能力)	18.4k+30m	から	490	B	積土俵工	高さ不足					
					18.8k+130m	まで	伊賀市富永	まで			18.6k+40m	から					18.6k+40m	まで	B	積土俵工	富永橋 桁下高不足
淀川	服部川	有	伊賀市	右	18.4k+120m	から	伊賀市富永	から	270	堤防高 (流下能力)	18.4k+120m	から	270	B	積土俵工	高さ不足					
				18.6k+190m	まで	伊賀市富永	まで	18.6k+190m			まで										
淀川	服部川	有	伊賀市	左	21.0k+170m	から	伊賀市上阿波	から	170	法崩れ すべり	21.0k+170m	から	170	B	杭打 積土俵工						
				21.2k+120m	まで	伊賀市上阿波	まで	21.2k+120m			まで										
淀川	柘植川	有	伊賀市	左	3.4k+160m	から	伊賀市佐那具町	から	1,980	堤防高 (流下能力)	3.4k+160m	から	1,980	B	積土俵工	河積不足					
					5.6k+0m	まで	伊賀市佐那具町	まで			5.6k+0m	まで									
																3.8k+120m	から		B	積土俵工	外山橋 河積阻害
																	3.8k+120m				
																4.0k+10m	から		B	積土俵工	井堰 河積阻害
4.0k+10m	まで	4.0k+10m	まで																		
										4.2k+0m	から		B	積土俵工	新橋 河積阻害						
											4.2k+0m					まで	4.2k+0m	まで			
										4.4k+120m	から		B	積土俵工	佐那具橋 河積阻害						
											4.4k+120m					まで	4.4k+120m	まで			

伊賀市水防計画
〔資料編〕

水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適用								
		指定有無	名称	左右の岸	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評定	対策水防工法									
淀川	柘植川	有	伊賀市	右	3.4k+150m	から	伊賀市東条	から	1,020	堤防高 (流下能力)	3.4k+150m	から	1,020	B	積土俵工	河積不足					
					4.4k+160m	まで	伊賀市外山	まで			4.4k+160m	まで									
淀川	柘植川	有	伊賀市	右	4.4k+160m	から	伊賀市円徳院	から	1,220	堤防高 (流下能力)	4.4k+160m	から	1,220	B	積土俵工	河積不足					
					5.8k+30m	まで	伊賀市円徳院	まで			5.8k+30m	まで									
淀川	柘植川	有	伊賀市	左	5.6k+0m	から	伊賀市西之沢	から	1,120	堤防高 (流下能力)	5.6k+0m	から	1,120	B	積土俵工	河積不足					
					6.6k+80m	まで	伊賀市西之沢	まで			6.6k+80m	まで									
					工作物	5.8k+50m	から	B		積土俵工	井堰 河積阻害										
						5.8k+50m	まで														
					工作物	6.2k+170m	から				B	積土俵工					上川原橋 河積阻害				
						6.2k+170m	まで														
堤防高 (流下能力)	5.8k+30m	から	640	B	積土俵工	河積不足															
	6.4k+130m	まで																			
堤防高 (流下能力)	7.2k+90m	から				810	B	積土俵工	河積不足												
	8.0k+90m	まで																			
堤防高 (流下能力)	7.2k+100m	から							780	B	積土俵工	河積不足									
	8.0k+100m	まで																			
工作物	7.4k+0m	から	B	積土俵工	柏野橋 河積阻害																
	7.4k+0m	まで																			
工作物	7.6k+90m	から			B	積土俵工	井堰 河積阻害														
	7.6k+90m	まで																			
淀川	柘植川	有					伊賀市	左	9.2k+20m	から	伊賀市下拓植	から	1,350	堤防高 (流下能力)	9.2k+20m	から	510	B	積土俵工	河積不足	
									10.4k+180m	まで	伊賀市下拓植	まで			9.6k+140m	まで					
			水衡洗掘	9.6k+140m					から	B	木竹流工										
				10.4k+180m					まで												
			工作物	9.2k+70m	から	B			積土俵工			井堰 河積阻害									
				9.2k+70m	まで																
			工作物	9.8k+120m	から							B		積土俵工	中出橋 桁下高不足						
				9.8k+120m	まで																
			工作物	10.0k+20m	から										B	積土俵工					井堰 河積阻害
				10.0k+20m	まで																
			工作物	10.4k+50m	から	B			積土俵工												上市場橋 桁下高不足
				10.4k+50m	まで																
堤防高 (流下能力)	9.2k+30m	から	1,350	B	積土俵工		河積不足														
	10.4k+170m	まで						伊賀市下拓植				まで	9.6k+130m	まで							
水衡洗掘	9.6k+130m	から					B	木竹流工													
	10.4k+170m	まで																			

伊賀市水防計画
〔資料編〕

水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適用			
		指定有無	名称	左右の岸	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評定	対策水防工法				
淀川	河合川	有	伊賀市	右	0k-10m	から	伊賀市円徳院	から	380	堤防高 (流下能力)	0k+10m	から	380	B	積土俵工	高さ不足
					0.2k+170m	まで	伊賀市円徳院	まで			0.2k+170m	まで				
										工作物	0k+0m	から		B	積土俵工	岩瀬橋 桁下高不足
											0k+0m	まで				
淀川	河合川	有	伊賀市	右	0.8k+110m	から	伊賀市川合	から	420	水衡洗掘	0.8k+110m	から	420	B	木竹流工	
					1.2k+90m	まで	伊賀市川合	まで			1.2k+90m	まで				
淀川	河合川	有	伊賀市	右	1.6k+190m	から	伊賀市川合	から	490	水衡洗掘	1.6k+190m	から	490	B	木竹流工	
					2.2k+40m	まで	伊賀市川合	まで			2.2k+40m	まで				
淀川	河合川	有	伊賀市	右	2.4k+120m	から	伊賀市川合	から	470	水衡洗掘	2.4k+120m	から	470	B	木竹流工	
					3.0k+0m	まで	伊賀市川合	まで			3.0k+0m	まで				
淀川	河合川	有	伊賀市	左	4.2k+140m	から	伊賀市芝出	から	440	水衡洗掘	4.2k+140m	から	440	B	木竹流工	
					4.8k+20m	まで	伊賀市芝出	まで			4.8k+20m	まで				
淀川	河合川	有	伊賀市	左	5.6k+10m	から	伊賀市石川	から	340	水衡洗掘	5.6k+10m	から	340	B	木竹流工	
					5.8k+150m	まで	伊賀市石川	まで			5.8k+150m	まで				
淀川	払子川	有	伊賀市	左	3.2k+110m	から	伊賀市音羽	から	890	工作物	3.2k+110m	から	790	B	積土俵工	護岸老朽化
					4.2k+10m	まで	伊賀市音羽	まで			4.0k+110m	まで				
										工作物	4.0k+110m	から	100	A	積土俵工	護岸老朽化
											4.2k+10m	まで				
										工作物	3.4k+50m	から		B	積土俵工	無名橋 桁下高不足
											3.4k+50m	まで				
										工作物	3.6k+10m	から		B	積土俵工	無名橋 桁下高不足
											3.6k+10m	まで				
										工作物	4.0k+0m	から		B	積土俵工	無名橋 桁下高不足
											4.0k+0m	まで				
淀川	払子川	有	伊賀市	右	3.2k+100m	から	伊賀市音羽	から	960	工作物	3.2k+100m	から	540	A	積土俵工	護岸老朽化
					4.2k+20m	まで	伊賀市音羽	まで			3.8k+50m	まで				
										工作物	3.8k+50m	から	420	B	積土俵工	護岸老朽化
											4.2k+20m	まで				
淀川	黒滝川	有	伊賀市	右	0k+0m	から	伊賀市石川	から	430	水衡洗掘	0k+0m	から	430	B	木竹流工	
					0.4k+30m	まで	伊賀市石川	まで			0.4k+30m	まで				
										工作物	0k+190m	から		B	積土俵工	無名橋 桁下高不足
											0k+190m	まで				
										工作物	0.2k+150m	から		B	積土俵工	無名橋 桁下高不足
											0.2k+150m	まで				

伊賀市水防計画
〔資料編〕

水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適用			
		指定有無	名称	左右の岸	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評定	対策水防工法				
淀川	黒滝川	有	伊賀市	左	0k+190m 0.4k+30m	から まで	伊賀市石川 伊賀市石川	から まで	230	水衡洗掘	0k+190m 0.4k+30m	から まで	230	B	木竹流工	
淀川	足谷川	有	伊賀市	左	0k+160m 0.2k+80m	から まで	伊賀市山畑 伊賀市山畑	から まで	120	堤防高 (流下能力)	0k+160m 0.2k+80m	から まで	120	B	積土俵工	河積不足
淀川	足谷川	有	伊賀市	右	0.2k+10m 0.4k+60m	から まで	伊賀市山畑 伊賀市山畑	から まで	240	堤防高 (流下能力)	0.2k+10m 0.4k+60m	から まで	240	B	積土俵工	河積不足
淀川	上市場川	有	伊賀市	左	0.2k+30m 0.6k+100m	から まで	伊賀市上市場 伊賀市上市場	から まで	470	新堤防	0.2k+30m 0.6k+100m	から まで	470	要注意		13年度完成
淀川	上市場川	有	伊賀市	右	0k+0m 1.0k+40m	から まで	伊賀市上市場 伊賀市上市場	から まで	1,040	新堤防	0.2k+30m 0.6k+100m	から まで	470	要注意		13年度完成
淀川	倉部川	有	伊賀市	左	0.6k+120m 0.8k+90m	から まで	伊賀市中拓植 伊賀市中拓植	から まで	170	工作物	0.6k+120m 0.8k+90m	から まで	170	B	積土俵工	護岸老朽化
淀川	倉部川	有	伊賀市	左	2.2k+20m 2.4k+20m	から まで	伊賀市倉部 伊賀市倉部	から まで	200	堤防高 (流下能力) 工作物	2.2k+20m 2.4k+20m 2.2k+20m 2.4k+20m	から まで から まで	200	B B	積土俵工 積土俵工	河積不足 風森橋 河積阻害
淀川	倉部川	有	伊賀市	右	2.3k+20m 2.4k+20m	から まで	伊賀市倉部 伊賀市倉部	から まで	100	堤防高 (流下能力)	2.3k+20m 2.4k+20m	から まで	100	B	積土俵工	河積不足
淀川	大谷川	有	伊賀市	右	0k+0m 0.2k+140m	から まで	伊賀市上村 伊賀市上村	から まで	340	新堤防	0k+0m 0.2k+140m	から まで	340	要注意	木竹流工	H13年度完成
淀川	崩川	有	伊賀市	左	0.2k+100m 0.4k+120m	から まで	伊賀市前川 伊賀市前川	から まで	220	工作物	0.2k+100m 0.4k+120m	から まで	220	B	積土俵工	護岸老朽化
淀川	崩川	有	伊賀市	右	0.2k+100m 0.4k+120m	から まで	伊賀市前川 伊賀市前川	から まで	220	工作物	0.2k+100m 0.4k+120m	から まで	220	B	積土俵工	護岸老朽化
淀川	平川	有	伊賀市	左	0k+0m 0.8k+170m	から まで	伊賀市山出 伊賀市山出	から まで	970	水衡洗掘 工作物	0k+0m 0.8k+170m 0k+80m 0k+80m	から まで から まで	970	B B	木竹流工 積土俵工	上切橋 桁下高不足
淀川	平川	有	伊賀市	右	0k+0m 0.8k+170m	から まで	伊賀市山出 伊賀市山出	から まで	970	水衡洗掘	0k+0m 0.8k+170m	から まで	970	B	木竹流工	
淀川	矢谷川	有	伊賀市	左	0k-20m 1.4k+130m	から まで	伊賀市平野 伊賀市車坂町	から まで	1,550	堤防高 (流下能力)	0k-20m 1.4k+130m	から まで	1,550	要注意	積土俵工	H. 6. 9 実績有 ～ 1.4k+20m 完了

水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適用			
		指定有無	名称	左右の岸	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評定	対策水防工法				
淀川	矢谷川	有	伊賀市	右	0k-20m	から	伊賀市服部町	から	3,850	堤防高 (流下能力)	0k-20m	から	2,260	要注意	積土俵工	H. 6. 9 実績有 ～ 1. 4k+20m 完了
					3. 8k+30m	まで	伊賀市荒木	まで			2. 2k+40m	まで				
					堤防高 (流下能力)	2. 2k+40m	から	1,220		B	積土俵工	河積不足				
						3. 4k+50m	まで									
					堤防高 (流下能力)	3. 4k+50m	から	370		A	積土俵工	H. 6. 9 実績有 河積不足				
						3. 8k+30m	まで									
					工作物	2. 8k+100m	から			A	積土俵工	無名橋 河積阻害				
						2. 8k+100m	まで									
					工作物	2. 8k+120m	から			A	積土俵工	無名橋 (名阪国道) 河積阻害				
						2. 8k+120m	まで									
					工作物	2. 8k+140m	から			A	積土俵工	無名橋 河積阻害				
2. 8k+140m	まで															
工作物	3. 0k+100m	から		A	積土俵工	無名橋 河積阻害										
	3. 0k+100m	まで														
工作物	3. 2k+140m	から		A	積土俵工	無名橋 河積阻害										
	3. 2k+140m	まで														
工作物	3. 4k+50m	から		A	積土俵工	無名橋 河積阻害										
	3. 4k+50m	まで														
工作物	3. 6k+0m	から		A	積土俵工	荒打橋 河積阻害										
	3. 6k+0m	まで														
工作物	3. 6k+170m	から		A	積土俵工	無名橋 河積阻害										
	3. 6k+170m	まで														
淀川	矢谷川	有	伊賀市	左	3. 4k+50m	から	伊賀市荒木	から	370	堤防高 (流下能力)	3. 4k+50m	から	370	A	積土俵工	H. 6. 9 実績有 河積不足
					3. 8k+30m	まで	伊賀市荒木	まで			3. 8k+30m	まで				
淀川	日野川	有	伊賀市	左	1. 0k+80m	から	伊賀市真泥	から	740	堤防高 (流下能力)	1. 0k+80m	から	740	B	積土俵工	河積不足
					1. 8k+30m	まで	伊賀市真泥	まで			1. 8k+30m	まで				
淀川	日野川	有	伊賀市	右	1. 0k+80m	から	伊賀市真泥	から	560	堤防高 (流下能力)	1. 0k+80m	から	560	B	積土俵工	河積不足
					1. 6k+50m	まで	伊賀市真泥	まで			1. 6k+50m	まで				
淀川	湯舟ヶ谷川	有	伊賀市	右	0k+0m	から	伊賀市炊村	から	360	堤防高 (流下能力)	0k+0m	から	360	B	積土俵工	河積不足
					0. 2k+170m	まで	伊賀市炊村	まで			0. 2k+170m	まで				
淀川	平田川	有	伊賀市	左	0k+0m	から	伊賀市平田	から	490	堤防高 (流下能力)	0k+0m	から	490	B	積土俵工	河積不足
					0. 4k+80	まで	伊賀市平田	まで			0. 4k+80m	まで				
淀川	平田川	有	伊賀市	右	0k+0m	から	伊賀市平田	から	330	堤防高 (流下能力)	0k+0m	から	330	B	積土俵工	河積不足
					0. 2k+130m	まで	伊賀市平田	まで			0. 2k+130m	まで				

水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適用							
		指定有無	名称	左右の岸	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評定	対策水防工法								
淀川	高砂川	有	伊賀市	左	0.4k+20m	から	伊賀市鳳凰寺	から	460	堤防高 (流下能力)	0.4k+20m	から	460	B	積土俵工	河積不足				
					0.8k+90m	まで	伊賀市鳳凰寺	まで			0.8k+90m	まで								
淀川	高砂川	有	伊賀市	右	0.4k+20m	から	伊賀市鳳凰寺	から	460	堤防高 (流下能力)	0.4k+20m	から	460	B	積土俵工	河積不足				
					0.8k+90m	まで	伊賀市鳳凰寺	まで			0.8k+90m	まで								
淀川	東出川	有	伊賀市	左	0k+0m	から	伊賀市川北	から	190	堤防高 (流下能力)	0k+0m	から	190	B	積土俵工	河積不足				
					0k+190m	まで	伊賀市川北	まで			0k+190m	まで								
淀川	東出川	有	伊賀市	右	0k+0m	から	伊賀市川北	から	190	堤防高 (流下能力)	0k+0m	から	190	B	積土俵工	河積不足				
					0k+190m	まで	伊賀市川北	まで			0k+190m	まで								
淀川	馬野川	有	伊賀市	左	1.0k+130m	から	伊賀市中馬野	から	290	堤防高 (流下能力)	1.0k+130m	から	290	A	積土俵工	高さ不足				
					1.4k+20m	まで	伊賀市中馬野	まで			1.4k+20m	まで								
淀川	馬野川	有	伊賀市	右	2.0k+20m	から	伊賀市中馬野	から	410	堤防高 (流下能力)	2.0k+20m	から	410	A	積土俵工	高さ不足				
					2.4k+20m	まで	伊賀市中馬野	まで			2.4k+20m	まで								
淀川	馬野川	有	伊賀市	左	3.4k+0m	から	伊賀市奥馬野	から	320	堤防高 (流下能力)	3.4k+0m	から	320	B	積土俵工	河積不足				
					3.6k+120m	まで	伊賀市奥馬野	まで			3.6k+120m	まで								
淀川	馬野川	有	伊賀市	右	3.4k+140m	から	伊賀市奥馬野	から	390	堤防高 (流下能力)	3.4k+140m	から	390	B	積土俵工	河積不足				
					3.8k+110m	まで	伊賀市奥馬野	まで			3.8k+110m	まで								
淀川	平野川	有	伊賀市	左	0.8k+100m	から	伊賀市長田	から	630	堤防高 (流下能力)	0.8k+100m	から	630	B	積土俵工	河積不足				
					1.4k+140m	まで	伊賀市長田	まで			1.4k+140m	まで								
											工作物	0.8k+140m					から	B	積土俵工	無名橋 河積阻害
												0.8k+140m					まで			
											工作物	0.8k+190m					から	B	積土俵工	無名橋 河積阻害
												0.8k+190m					まで			
											工作物	1.0k+50m					から	B	積土俵工	寺垣内一 号橋 河積阻害
												1.0k+50m					まで			
											工作物	1.0k+160m					から	B	積土俵工	寺垣内橋 河積阻害
												1.0k+160m					まで			
				工作物	1.2k+60m	から	B	積土俵工	無名橋 河積阻害											
					1.2k+60m	まで														
				工作物	1.2k+180m	から	B	積土俵工	平垣内一 号橋 河積阻害											
					1.2k+180m	まで														
				工作物	1.4k+60m	から	B	積土俵工	平垣内橋 河積阻害											
					1.4k+60m	まで														
淀川	平野川	有	伊賀市	右	1.2k+60m	から	伊賀市長田	から	210	堤防高 (流下能力)	1.2k+60m	から	210	B	積土俵工	河積不足				
					1.4k+60m	まで	伊賀市長田	まで			1.4k+60m	まで								

伊賀市水防計画
〔資料編〕

水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適用							
		指定有無	名称	左右の岸	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評定	対策水防工法								
淀川	往古川	有	伊賀市	右	0.6k+130m	から	伊賀市木興町	から	400	堤防高 (流下能力)	0.6k+130m	から	400	B	積土俵工	高さ不足				
					1.0k+130m	まで	伊賀市木興町	まで			1.0k+130m	まで								
											0.6k+130m	から					B	積土俵工	新町裏橋 桁下高不足	
											0.6k+130m	まで								
								0.8k+130m	から	B	積土俵工	往古川橋 桁下高不足								
								0.8k+130m	まで											
													B	積土俵工	無名橋 桁下高不足					
淀川	往古川	有	伊賀市	左	0.8k+80m	から	伊賀市木興町	から	250	堤防高 (流下能力)	0.8k+80m	から	250	B	積土俵工	高さ不足				
					1.0k+130m	まで	伊賀市木興町	まで			1.0k+130m	まで								
淀川	久米川	有	伊賀市	左	0.2k+80m	から	伊賀市守田町	から	2,570	堤防高 (流下能力)	0.2k+80m	から	2,570	B	積土俵工	河積不足 暫定堤防				
					2.8k+90m	まで	伊賀市四十九町	まで			2.8k+90m	まで								
淀川	久米川	有	伊賀市	右	0.2k+70m	から	伊賀市守田町	から	2,970	堤防高 (流下能力)	0.2k+70m	から	2,300	B	積土俵工	河積不足 暫定堤防				
					3.2k+70m	まで	伊賀市生疏里	まで			2.4k+210m	から					80	B	積土俵工	河積不足 暫定堤防
											2.6k+60m	まで								
																			2.8k+100m	から
								3.0k+130m	まで											
淀川	久米川	有	伊賀市	左	5.6k+190m	から	伊賀市中友生	から	830	堤防断面	5.6k+190m	から	830	B	積土俵工	断面不足				
					6.6k+110m	まで	伊賀市中友生	まで			6.6k+110m	まで								
																			5.8k+120m	から
								5.8k+120m	まで											
													B	積土俵工	石伏橋 河積阻害					
淀川	久米川	有	伊賀市	右	7.0k+120m	から	伊賀市中友生	から	650	堤防高 (流下能力)	7.0k+140m	から	650	B	積土俵工	河積不足				
					7.6k+190m	まで	伊賀市中友生	まで			7.6k+190m	まで								
													B	積土俵工	井堰 河積阻害					

伊賀市水防計画
〔資料編〕

水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適用						
		指定有無	名称	左右の岸	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評定	対策水防工法							
淀川	久米川	有	伊賀市	左	7.6k+90m	から	伊賀市中友生	から	950	堤防高 (流下能力)	7.6k+90m	から	950	B	積土俵工	河積不足			
					8.6k+50m	まで	伊賀市中友生	まで			8.6k+50m	まで							
											8.0k+40m	から					B	積土俵工	西川原橋 河積阻害
											8.0k+40m	まで							
								8.2k+10m	から	B	積土俵工	西川原一 号橋 河積阻害							
								8.2k+10m	まで										
													B	積土俵工	北垣内橋 河積阻害				
淀川	久米川	有	伊賀市	右	8.0k+100m	から	伊賀市中友生	から	140	堤防高 (流下能力)	8.0k+100m	から	140	B	積土俵工	河積不足			
					8.2k+40m	まで	伊賀市中友生	まで			8.2k+40m	まで							
淀川	久米川	有	伊賀市	左	10.6k+110m	から	伊賀市蓮池	から	290	堤防高 (流下能力)	10.6k+110m	から	290	B	積土俵工	河積不足			
					11.0k+0m	まで	伊賀市蓮池	まで			11.0k+0m	まで							
											10.8k+100m	から					B	積土俵工	無名橋 河積阻害
											10.8k+100m	まで							
												B	積土俵工	無名橋 河積阻害					
													B	積土俵工	中川橋 河積阻害				
淀川	久米川	有	伊賀市	右	10.8k+100m	から	伊賀市蓮池	から	310	堤防高 (流下能力)	10.8k+100m	から	310	B	積土俵工	河積不足			
					11.2k+10m	まで	伊賀市蓮池	まで			11.2k+10m	まで							
淀川	比自岐川	有	伊賀市	左	0k+40m	から	伊賀市栢川	から	270	堤防高 (流下能力)	0k+40m	から	270	B	積土俵工	河積不足			
					0.2k+100m	まで	伊賀市栢川	まで			0.2k+100m	まで							
淀川	比自岐川	有	伊賀市	右	0k+40m	から	伊賀市栢川	から	940	堤防高 (流下能力)	0k+40m	から	940	B	積土俵工	河積不足			
					1.0k+30m	まで	伊賀市栢川	まで			1.0k+30m	まで							
											0k+100m	から					B	積土俵工	近鉄橋梁 河積阻害
											0k+100m	まで							
												B	積土俵工	古屋敷橋 河積阻害					
淀川	比自岐川	有	伊賀市	右	3.8k+90m	から	伊賀市比自岐	から	580	堤防高 (流下能力)	3.8k+90m	から	580	B	積土俵工	河積不足			
					4.4k+70m	まで	伊賀市比自岐	まで			4.4k+70m	まで							
													B	積土俵工	井堰 河積阻害				

伊賀市水防計画
〔資料編〕

水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適用			
		指定有無	名称	左右の岸	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評定	対策水防工法				
淀川	御代川	有	伊賀市	左	2.0k+180m	から	伊賀市比自岐	から	710	堤防高 (流下能力)	2.0k+180m	から	710	B	積土俵工	河積不足
					2.8k+90m	まで	伊賀市比自岐	まで			2.8k+90m	まで				
									710	B	積土俵工	宮橋 河積阻害				
									710	B	積土俵工	宮裏橋 河積阻害				
淀川	御代川	有	伊賀市	右	2.0k+180m	から	伊賀市比自岐	から	710	堤防高 (流下能力)	2.0k+180m	から	710	B	積土俵工	河積不足
					2.8k+90m	まで	伊賀市比自岐	まで			2.8k+90m	まで				
淀川	北川	有	伊賀市	左	0k+10m	から	伊賀市古都	から	330	堤防高 (流下能力)	0k+10m	から	330	B	積土俵工	河積不足
					0.2k+150m	まで	伊賀市古都	まで			0.2k+150m	まで				
									330	B	積土俵工	寺前橋 河積阻害				
									330	B	積土俵工	森橋 河積阻害				
淀川	北川	有	伊賀市	右	0k+10m	から	伊賀市古都	から	330	堤防高 (流下能力)	0k+10m	から	330	B	積土俵工	河積不足
					0.2k+130m	まで	伊賀市古都	まで			0.2k+130m	まで				
淀川	前深瀬川	有	伊賀市	左	0k+0m	から	伊賀市羽根	から	1,220	堤防高 (流下能力)	0k+0m	から	1,220	B	積土俵工	河積不足
					1.2k+50m	まで	伊賀市羽根	まで			1.2k+50m	まで				
淀川	前深瀬川	有	伊賀市	右	0k+0m	から	伊賀市羽根	から	1,940	堤防高 (流下能力)	0k+0m	から	400	B	積土俵工	河積不足
					1.8k+130m	まで	伊賀市阿保	まで			0.4k+0m	まで				
									1,940	堤防高 (流下能力)	0.4k+0m	から	1,540	B	積土俵工	河積不足
淀川	前深瀬川	有	伊賀市	左	5.8k+160m	から	伊賀市種生	から	590	堤防高 (流下能力)	5.8k+160m	から	590	A	積土俵工	河積不足
					6.4k+140m	まで	伊賀市種生	まで			6.4k+140m	まで				
淀川	前深瀬川	有	伊賀市	右	5.8k+160m	から	伊賀市種生	から	570	堤防高 (流下能力)	5.8k+160m	から	570	B	積土俵工	河積不足
					6.4k+140m	まで	伊賀市種生	まで			6.4k+140m	まで				
淀川	前深瀬川	有	伊賀市	右	11.6k+150m	から	伊賀市上高尾	から	440	堤防高 (流下能力)	11.6k+150m	から	360	A	積土俵工	高さ不足
					12.2k+0m	まで	伊賀市上高尾	まで			12.0k+120m	まで				
									440	堤防高 (流下能力)	12.0k+120m	から	80	B	積土俵工	高さ不足
淀川	川上川	有	伊賀市	右	5.4k+190m	から	伊賀市腰山	から	480	堤防高 (流下能力)	5.4k+190m	から	480	A	積土俵工	H7.5 実績有 河積不足
					6.0k+80m	まで	伊賀市腰山	まで			6.0k+80m	まで				
									480	A	積土俵工	葦谷橋 河積不足				
									480	A	積土俵工	無名橋 河積障害				

伊賀市水防計画
〔資料編〕

水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適用			
		指定有無	名称	左右の岸	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評定	対策水防工法				
淀川	川上川	有	伊賀市	左	5.8k+180m	から	伊賀市腰山	から	290	堤防高 (流下能力)	5.8k+180m	から	290	B	積土俵工	河積不足
					6.2k+90m	まで	伊賀市腰山	まで			6.2k+90m	まで				
淀川	川上川	有	伊賀市	左	7.2k+100m	から	伊賀市霧生	から	550	堤防高 (流下能力)	7.2k+100m	から	550	B	積土俵工	河積不足
					7.8k+10m	まで	伊賀市霧生	まで			7.8k+10m	まで				
淀川	川上川	有	伊賀市	右	7.2k+50m	から	伊賀市霧生	から	570	堤防高 (流下能力)	7.2k+50m	から	570	A	積土俵工	H7.5実績有 河積不足
					7.8k+10m	まで	伊賀市霧生	まで			7.8k+10m	まで				
					工作物	7.4k+10m	から	A			積土俵工	河積阻害 落合井堰				
						7.4k+10m	まで									
					工作物	7.4k+60m	から	A		積土俵工	宝善寺橋 河積阻害					
						7.4k+60m	まで									
					工作物	7.6k+10m	から	A		積土俵工	中出大橋 河積阻害					
						7.6k+10m	まで									
淀川	川上川	有	伊賀市	左	8.0k+110m	から	伊賀市霧生	から	470	堤防高 (流下能力)	8.0k+110m	から	470	B	積土俵工	河積不足
					8.4k+180m	まで	伊賀市霧生	まで			8.4k+180m	まで				
					工作物	8.2k+150m	から	B		積土俵工	河積阻害 井堰					
						8.2k+150m	まで									
淀川	川上川	有	伊賀市	右	8.0k+110m	から	伊賀市霧生	から	480	堤防高 (流下能力)	8.0k+110m	から	480	B	積土俵工	河積不足
					8.4k+180m	まで	伊賀市霧生	まで			8.4k+180m	まで				
淀川	老川川	有	伊賀市	左	0.2k+10m	から	伊賀市老川	から	200	堤防高 (流下能力)	0.2k+10m	から	200	B	積土俵工	河積不足
					0.4k+10m	まで	伊賀市老川	まで			0.4k+10m	まで				
					工作物	0.2k+90m	から	B		積土俵工	無名橋 桁下高不足					
						0.2k+90m	まで									
					工作物	0.2k+130m	から	B		積土俵工	城山橋 桁下高不足					
						0.2k+130m	まで									
淀川	老川川	有	伊賀市	右	0.2k+10m	から	伊賀市老川	から	200	堤防高 (流下能力)	0.2k+10m	から	200	B	積土俵工	河積不足
					0.4k+10m	まで	伊賀市老川	まで			0.4k+10m	まで				
淀川	老川川	有	伊賀市	右	0.6k+160m	から	伊賀市老川	から	530	堤防高 (流下能力)	0.6k+160m	から	530	B	積土俵工	河積不足
					1.2k+90m	まで	伊賀市老川	まで			1.2k+90m	まで				
淀川	老川川	有	伊賀市	左	0.8k+90m	から	伊賀市老川	から	140	法崩れ すべり	0.8k+90m	から	140	B	杭打 積土俵工	
					1.0k+20m	まで	伊賀市老川	まで			1.0k+20m	まで				

水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適用						
		指定有無	名称	左右の岸	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評定	対策水防工法							
淀川	青山川	有	伊賀市	左	0.2k+180m	から	伊賀市奥鹿野伊勢路	から	150	堤防高 (流下能力)	0.2k+180m	から	150	A	積土俵工	H7.5 実績有 河積不足			
					0.4k+130m	まで					0.4k+130m	まで							
											0.2k+180m	から					A	積土俵工	井堰 河積阻害
											0.2k+180m	まで							
											0.4k+50m	から					A	積土俵工	田中橋 桁下高不足
											0.4k+50m	まで							
淀川	青山川	有	伊賀市	左	0.6k+130m	から	伊賀市奥鹿野伊勢路	から	490	堤防高 (流下能力)	0.6k+130m	から	490	B	積土俵工	河積不足			
					1.2k+20m	まで					1.2k+20m	まで							
淀川	青山川	有	伊賀市	右	0.6k+130m	から	伊賀市奥鹿野伊勢路	から	520	堤防高 (流下能力)	0.6k+130m	から	520	B	積土俵工	河積不足			
					1.2k+70m	まで					1.2k+70m	まで							
											0.8k+80m	から					B	積土俵工	無名橋 桁下高不足
											0.8k+80m	まで							
											0.8k+140m	から					B	積土俵工	井堰 河積阻害
											0.8k+140m	まで							
											1.0k+40m	から					B	積土俵工	井堰 河積不足
											1.0k+40m	まで							
											1.0k+120m	から					B	積土俵工	薬師橋 桁下高不足
											1.2k+120m	まで							

2 樋門、水門、閘門、樋管等の施設

番号	管理者	河川名 海岸名	種 別	所 在 地			巾高連数	操作責任者	操 作 基 準	電話番号
				郡市	町村	大字				
1	三重県	矢田川	矢田川 分流堰	伊賀	下郡		14.1×2×1	伊賀市 建設管理課	自 動	
2	八幡・守田 水利組合	木津川	森井堰	伊賀		笠部	1.5×1.0×3	守田水利 組 合 長	手 動	
3	猪田水利 組合	木津川	猪田頭首 工余水	伊賀		猪田	1.5×1.0×3	猪 田 水利組合長	手 動	
4	猪田水利 組合	木津川	猪田頭首工	伊賀		上郡	1.5×1.0×1	猪 田 水利組合長	手 動	
5	依那具 農家組合	木津川	依那具 井堰	伊賀		才良	1.4×0.8×1	依那具農家 組 合 長	手 動	
6	才良農家 組 合	木津川	松之本 井堰水路	伊賀		下神戸	1.5×0.9×1	才良農家 組 合 長	手 動	
7	岩鼻井堰 水利組合	木津川	岩 鼻 井 堰	伊賀		上林	1.5×1.3×1	岩鼻井堰水利 組 合 長	手 動	
8	才良農家 組 合	木津川	無	伊賀		上神戸	3.0×2.0×1	才良農家 組 合 長	手 動	
9	大井手井堰 水利組合	木津川	神 戸 井 堰	伊賀		比土	1.0×0.7×1	大井手井堰 水利組合長	手 動	
10	比土古郡 水利組合	木津川	大井手 取水樋門	伊賀		比土	1.0×1.5×1	比土古郡水利 組 合 長	手 動	
11	比土古郡 水利組合	木津川	大井手 取水樋門	伊賀		比土	0.9×0.9×1	比土古郡水利 組 合 長	手 動	
12	上野 土地改良区	服部川	小田新 井堰	伊賀		小田町	1.0×1.2×1	上野土地 改良区理事長	手 動	
13	上野 土地改良区	服部川	西明寺 井堰	伊賀		荒木	0.8×1.0×1	上野土地 改良区理事長	手 動	
14	上野 土地改良区	服部川	上 野 頭首工	伊賀		荒木	2.0×2.0×1	上野土地 改良区理事長	自 動	
15	三郷井堰 土地改良区	柘植川	三 郷 井堰	伊賀		土橋	1.2×1.5×1	三郷井堰土地 改良区理事長	手 動	
16	荒堀統合頭首 工水利組合	柘植川	荒 堀 井堰	伊賀	佐那具		1.0×1.5×1	荒堀統合頭首 工水利組合長	自 動	
17	佐那具 農家組合	柘植川	佐那具 井堰	伊賀		西之澤	1.2×1.5×1	佐那具 農家組合長	手 動	
18	国土交通省	木津川	岩 倉 排水樋門	伊賀	岩倉		1.6×1.6×1	伊賀上野 出張所長	遠隔操作	
19	国土交通省	木津川	市 場 排水樋門	伊賀	長田		1.8×1.8×1	伊賀上野 出張所長	遠隔操作	
20	国土交通省	木津川	朝 屋 排水樋門	伊賀	朝屋		2.75×2.60×1	伊賀上野 出張所長	遠隔操作	
21	国土交通省	木津川	木 興 排水樋門	伊賀	木興		1.5×1.75×1	伊賀上野 出張所長	遠隔操作	
22	国土交通省	木津川	清 水 排水樋門	伊賀	大野木		3.5×2.3×1	伊賀上野 出張所長	遠隔操作	
23	国土交通省	木津川	八 幡 排水樋門	伊賀	八幡		2.5×2.75×1	伊賀上野 出張所長	遠隔操作	
24	国土交通省	木津川	岩根川 排水樋門	伊賀	大内		5.0×3.7×3	伊賀上野 出張所長	遠隔操作	
25	国土交通省	服部川	大 坪 排水樋門	伊賀	東高倉		2.60×2.85×1	伊賀上野 出張所長	遠隔操作	
26	国土交通省	服部川	浅子川 排水樋門	伊賀	野間		2.0×1.55×2	伊賀上野 出張所長	電 動	

番号	管理者	河川名 海岸名	種 別	所 在 地 郡 市 町 村 大 字			巾高連数	操作責任者	操 作 基 準	電話番号
27	国土交通省	服部川	三 田 排水樋門	伊賀	三田		1.5×1.5×1	伊賀上野 出張所長	電 動	
28	国土交通省	木津川	平野川 排水樋門	伊賀	長田		2 連 (0.62×5 段) 3.5×3.3×2	伊賀上野 出張所長	遠隔操作	
29	国土交通省	小田遊水池 周囲堤	小 田 排水樋門	伊賀	小田		3.0×2.5×1	伊賀上野 出張所長	電 動	
30	国土交通省	服部川	小田新田 排水樋門	伊賀	小田		3.0×3.0×2	伊賀上野 出張所長	遠隔操作	
31	国土交通省	木津川	出城 排水樋門	伊賀	新居		3.0×2.5×1	伊賀上野 出張所長	遠隔操作	
32	国土交通省	服部川	野間川 排水樋門	伊賀	三田		2.5×2.075×1	伊賀上野 出張所長	電動	
33	国土交通省	木津川	木根 排水樋門	伊賀	木根		2.1×2.235×1	伊賀上野 出張所長	フラップ	
34	国土交通省	服部川	小田排水機場 吐出樋門	伊賀	小田		2.0×2.1×1	伊賀上野 出張所長	遠隔操作	
35	国土交通省	服部川	小田排水機場 排水ポンプ	伊賀	小田		4/sec×2 基	伊賀上野 出張所長	動力	
36	国土交通省	木津川	長田排水門	伊賀	長田		8.0×7.81×1	伊賀上野 出張所長	遠隔操作	
37	国土交通省	木津川	木興排水門	伊賀	木興		16.0×7.75×1	伊賀上野 出張所長	遠隔操作	
38	国土交通省	木津川	小田排水門	伊賀	小田		16.0×9.91×1	伊賀上野 出張所長	遠隔操作	
39	国土交通省	木津川	新居排水門	伊賀	新居		12.0×8.4×1	伊賀上野 出張所長	遠隔操作	
40	国土交通省	柘植川	大岩川 排水樋門	伊賀	山神		2.5×1.5×1 3.65×2.7×1	伊賀上野 出張所長	電 動	
41	国土交通省	柘植川	柘植川左岸 第2樋門	伊賀	三田		2.7×2.1×2	伊賀上野 出張所長	電 動	
42	国土交通省	小田遊水池 周囲堤	小田川 樋 門	伊賀	小田		2.55×1.80×1	伊賀上野 出張所長	遠隔操作	
43	国土交通省	小田遊水池 周囲堤	小田陸閘	伊賀	小田		4.5×4.0×1	伊賀上野 出張所長	遠隔操作	
44	国土交通省	小田遊水池 周囲堤	小田制水 ゲート	伊賀	小田		4.65×2.8×1	伊賀上野 出張所長	遠隔操作	
45	国土交通省	小田遊水池 周囲堤	小田第1 排水樋門	伊賀	小田		2.5×1.5×1	伊賀上野 出張所長	遠隔操作	
46	国土交通省	小田遊水池 周囲堤	朝屋第1 排水樋門	伊賀	朝屋		1.7×1.3×1	伊賀上野 出張所長	遠隔操作	
47	国土交通省	小田遊水池 周囲堤	朝屋第2 排水樋門	伊賀	朝屋		1.9×1.4×1	伊賀上野 出張所長	遠隔操作	
48	国土交通省	小田遊水池 周囲堤	朝屋第3 排水樋門	伊賀	朝屋		2.3×1.5×1	伊賀上野 出張所長	遠隔操作	
49	国土交通省	小田遊水池 周囲堤	東高倉第9 排水樋門	伊賀	東高倉		1.5×1.5×1	伊賀上野 出張所長	遠隔操作	
50	国土交通省	小田遊水池 周囲堤	東高倉第10 排水樋門	伊賀	東高倉		1.25×1.25×1	伊賀上野 出張所長	遠隔操作	
51	国土交通省	小田遊水池 周囲堤	東高倉第11 排水樋門	伊賀	東高倉		1.0×1.0×1	伊賀上野 出張所長	遠隔操作	
52	国土交通省	小田遊水池 周囲堤	東高倉第12 排水樋門	伊賀	東高倉		2.0×1.5×1	伊賀上野 出張所長	遠隔操作	
53	国土交通省	小田遊水池 周囲堤	東高倉第13 排水樋門	伊賀	東高倉		1.25×1.325×1	伊賀上野 出張所長	遠隔操作	

伊賀市水防計画
〔資料編〕

番号	管理者	河川名 海岸名	種 別	所 在 地 郡 市 町 村 大 字			巾高連数	操作責任者	操 作 基 準	電話番号
54	伊賀市	木津川	樋 門	伊賀	小田		2.62×3.45	伊賀市 建設管理課	動 力	
55	伊賀市	木津川	清水 排水樋門	伊賀		大野木	2.5×2.25	伊賀市 農村整備課	動 力	
56	伊賀市	木津川	大内 排水樋門	伊賀		大内	2.5×2.65	伊賀市 農村整備課	動 力	
57	伊賀町 土地改良区	柘植川	円徳院 下井堰	伊賀	川西		1.2×1.5×1	伊賀町 土地改良区	手 動	
58	伊賀町 土地改良区	柘植川	三 構 取水樋門	伊賀	御代		18×1.5×3	伊賀町 土地改良区	自 動	
59	伊賀町 土地改良区	柘植川	大井第一 取水樋門	伊賀	中柘植		2.0×8.0×1	伊賀町 土地改良区	自 動	
60	伊賀町 土地改良区	倉部川	大井第二 取水樋門	伊賀	中柘植		1.6×3.4×1	伊賀町 土地改良区	自 動	
61	伊賀町 土地改良区	倉部川	新 開 取水樋門	伊賀	倉部		13.0×1.2×1	伊賀町 土地改良区	自 動	
62	伊賀町 土地改良区	百々川	百 々 取水樋門	伊賀	小林		1.4×0.6×1	伊賀町 土地改良区	手 動	
63	伊賀町 土地改良区	滝 川	手 永 取水樋門	伊賀	川西		15.3×1.9×2	伊賀町 土地改良区	自 動	
64	国土交通省	木津川	島ヶ原 排水樋門	伊賀	島ヶ原		1.5×2.0×1	伊賀上野 出張所長	手 動	
65	国土交通省	木津川	川南第2 排水樋門	伊賀	島ヶ原		1.25×1.4×1	伊賀上野 出張所長	フラップ	
66	国土交通省	木津川	川南第1 排水樋管	伊賀	島ヶ原		0.6×0.7×1	伊賀上野 出張所長	フラップ	
67	国土交通省	木津川	川南第3 排水樋門	伊賀	島ヶ原		1.25×1.4×1	伊賀上野 出張所長	フラップ	
68	国土交通省	木津川	島ヶ原 陸 閘	伊賀	島ヶ原		3.3×1.13×1	伊賀上野 出張所長	手 動	
69	国土交通省	木津川	川南陸閘	伊賀	島ヶ原		3.14×1.125×1	伊賀上野 出張所長	手 動	
70	国土交通省	木津川	島ヶ原東町 陸 閘	伊賀	島ヶ原		1.53×1.0×1	伊賀上野 出張所長	手 動	
71	向平子 用水組合	河合川	井 堰	伊賀	楨山		1.4×9.0×1	向平子 水利組合長	手 動	
72	波敷野 水利組合	払子川	井 堰	伊賀	音羽		0.8×6.0×1	波敷野 水利組合長	動 力	
73	五ヶ字水利 管理組合	河合川	樋 門	伊賀	石川		3.5×3.0	五ヶ字水利 管理組合長	手 動	
74	真泥区	服部川	真 泥 取水樋門	伊賀	畑村		1.0×1.2×1	真泥区長	手 動	
75	畑井堰 水利組合	服部川	町 取水樋門	伊賀	平田		1.0×1.5×1	畑井堰 水利組合長	手 動	
76	服部川沿岸 高北辻ノ内 水利組合	服部川	辻ノ内	伊賀	出後		0.9×0.9×1	服部川沿岸 高北辻ノ内 水利組合長	手 動	
77	泥淵 水利組合	服部川	泥淵 取水樋門	伊賀	川北		1.0×1.2×1	泥淵 水利組合長	自 動	
78	国土交通省	木津川	往古川 排水樋門	伊賀	小田		4.3×2.7×2	伊賀上野 出張所長	遠隔操作	
79	小田 土地改良区	小田遊水池 周囲堤	中園 5号樋門	伊賀	小田		φ0.8	伊賀上野 出張所長	手 動	
80	小田 土地改良区	小田遊水池 周囲堤	兵ヶ上 3号樋門	伊賀	小田		φ0.8	伊賀上野 出張所長	手 動	

伊賀市水防計画
〔資料編〕

番号	管理者	河川名 海岸名	種 別	所 在 地 郡 市 町 村 大字			巾高連数	操作責任者	操 作 基 準	電話番号
81	国土交通省	木興遊水池 外周堤	木興陸閘 (第1)	伊賀	木興		4.0×1.752	伊賀上野 出張所長	手 動	
82	国土交通省	木興遊水池 外周堤	木興陸閘 (第2)	伊賀	木興		7.0×1.283	伊賀上野 出張所長	手 動	
83	国土交通省	新居遊水池 外周堤	伊賀線 第1陸閘	伊賀	東高倉		6.5×0.616×1	伊賀上野 出張所長	手 動	
84	伊賀市	木津川	平松第1 排水樋門	伊賀	小田		1.0×1.0×2.447	伊賀市 下水道課	手 動	
85	伊賀市	木津川	平松第2 排水樋門	伊賀	小田		1.0×1.0×2.447	伊賀市 下水道課	手 動	

3 伊賀市消防団管轄区域及び定数

所属別階級	基本団員								支援 団員	合計	管轄区域	
	団長	副団 長	分団 長	副分 団長	部長	班長	団員	小計				
消防団本部	1	3						4		4	伊賀市全域	
女性分団 “しのび小町”			1		1	1	28	31		31		
上野中 分団	第1部 第2部 第3部			1	3	3	8	83	98	45	143	上野車坂町 上野田端町 上野赤坂町 上野農人町 上野玄蕃町 上野寺町 上野伊予町 平野上川原 平野北谷 平野蔵垣内 平野清水 平野城北町 平野中川原 平野西町 平野東町 平野樋之口 平野見能 平野山之下 平野六反田 服部町一丁目 服部町二丁目 服部町三丁目 緑ヶ丘東町 緑ヶ丘中町 緑ヶ丘本町 緑ヶ丘西町 緑ヶ丘南町 上野片原町 上野鍛冶町 上野新町 上野丸之内 上野西大手町 上野東町 上野中町 上野西町 上野向島町 上野魚町 上野小玉町 上野福居町 上野幸坂町 上野下幸坂町 上野相生町 上野紺屋町 上野三之西町 上野徳居町 上野茅町 上野池町 上野忍町 上野恵美須町 上野桑町 上野東日南町 上野西日南町 上野愛宕町 上野鉄砲町 上野万町 小田町 木興町 八幡町 久米町 守田町 陽光台 四十九町 問屋町
上野西 分団	花之木部 長田部 花垣部 古山部			1	3	4	10	91	109	25	134	大野木 法花 大内 七本木 長田 朝屋 予野 白樫 治田 大滝 桂 菖蒲池 古山界外 鍛冶屋 蔵縄手 湯屋谷 安場 東谷
上野北 分団	新居部 三田部 諏訪部			1	2	3	7	63	76	30	106	東高倉 西高倉 岩倉 西山 大谷 三田 野間 諏訪
上野東 分団	府中部 中瀬部 友生部			1	2	3	10	81	97	20	117	服部町 印代 一之宮 千歳 佐那具町 外山 坂之下 東条 西条 土橋 山神 喰代 高山 蓮池 上友生 界外 中友生 下友生 生琉里 ゆめが丘 西明寺 荒木 寺田 高畑 羽根

所属別階級		基本団員								支援 団員	合計	管轄区域
		団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	小計			
上野南 分団	猪田部 依那古部 比自岐部 神戸部			1	3	4	12	96	116	21	137	猪田 笠部 山出 上之庄 依那 具 市部 沖 才良 下郡 上郡 森寺 比自岐 摺見 岡波 下神 戸 上神戸 古郡 比土 上林 栢川 朝日ヶ丘町
伊賀 分団	1部 2部 3部			1	3	3	15	138	160	45	205	一ツ家 柘植町 野村 中柘植 上村 小杉 新堂 楯岡 下柘植 愛田 柏野 御代 山畑 川東 川西 西之澤 希望ヶ丘
阿山 分団	1部 2部 3部 4部			1	2	4	13	86	106	35	141	石川 千貝 馬田 田中 馬場 川合 円徳院 大江 波敷野 阿 山ハイツ 上友田 中友田 下友 田 東湯舟 西湯舟 湯舟 玉瀧 内保 楨山 丸柱 音羽
島ヶ原 分団	1部 2部 3部			1	1	3	6	55	66	15	81	島ヶ原
大山田 分団	1部 2部 3部 4部			1	2	4	9	84	100	30	130	上阿波 猿野 富永 下阿波 広 瀬 川北 奥馬野 中馬野 坂下 出後 富岡 鳳凰寺 中村 平田 甲野 真泥 畑村 千戸 炊村
青山 分団	1部 2部 3部 4部			1	3	4	13	90	111	70	181	阿保 桐ヶ丘 別府 寺脇 岡田 柏尾 奥鹿野 青山羽根 川上 伊勢路 下川原 北山 勝地 妙 楽地 瀧 種生 老川 高尾 霧 生 腰山 諸木 福川
合計		1	3	11	24	36	104	895	1,074	336	1,410	

4 気象庁が天気予報等で用いる予報用語

河川に関する用語	
水系	同じ流域内にある本川、支川、派川、およびこれらに関連する湖沼を総称したもの。
本川（幹川）	流量、長さ、流域の広さなどから、その水系のなかで一番大きい河川。
支川	本川に合流する河川。本川へ直接合流する川を一次支川、一次支川へ合流する川を二次支川と区別する場合がある。
派川	本川から分かれて流れる川。
流域	降雨や降雪がその河川に流入する地域。 洪水予報では、水位を予測する基準地点に流入する水量を推算するための領域を指す。
流域平均雨量	河川の流域ごとに面積平均した実況及び予想の雨量。河川の洪水と関係がある。
流路延長	水源から河口までの距離。一般には、水源の代わりにはっきりした水路になっている地点が始点として採用されている。
基準地点	その河川を代表して水位、流量を観測・予報する地点。 大きな河川は複数の基準地点を持つ。
天井川	川底が周辺の土地より高くなっている河川。
右岸、左岸	河川の上流から下流に向かって右側の岸を右岸、左側の岸を左岸という。
一級水系	国土の保全上、国民の経済上特に重要な水系で政令で指定したもの。 一級河川、準用河川、普通河川より成る。
二級水系	一級水系以外の水系で公共の利害に重要な関係がある水系。 二級河川、準用河川、普通河川より成る。
単独水系	一級、二級水系以外の水系。 準用河川、普通河川より成る。
一級河川	一級水系のうち国土交通大臣が指定し、管理を行う河川。
二級河川	二級水系のうち都道府県知事が指定し、管理を行う河川。
準用河川	一級河川、二級河川以外の河川で市町村長が指定し、管理を行う河川。
普通河川	一級河川、二級河川、準用河川以外のすべての小河川で、地方公共団体が管理を行う河川。
大臣管理区間	一級河川のうち国土交通大臣が直接管理する区間。 「指定区間外区間」ともいう。
知事管理区間	一級河川のうち国土交通大臣の指定により都道府県知事に通常の管理を委任している区間。 指定都市の長に管理を委任する区間と併せて「指定区間」ともいう。
洪水予報指定河川（指定河川）	水防法の規定により、洪水により重大又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定し、気象庁長官と共同して洪水予報を実施する河川。 気象庁においては、誤解の生じない範囲において「指定河川」と略称してもよい。

洪水に関する用語	
水位	河川水面の高さ。
平常水位	増水や濁水をしていないときのふだんの水位。
通報水位	増水時に通報を始める水位。水防団待機水位と同じ。 「水防団待機水位」に言い換える。
警戒水位	増水時に災害が起こるおそれがある水位。氾濫注意水位と同じ。 「氾濫注意水位」に言い換える。
危険水位	基準地点の受け持つ予報区域において、はん濫のおそれが生ずる水位。氾濫危険水位と同じ。
計画高水位（けいかくこうすい）	堤防などを作る際に洪水に耐えられる水位として指定する最高の水位。
最高水位	ある地点の、ある増水時の最も高い水位。
水防団待機水位	水防団が待機する水位。住民に行動を求めるレベルではない。
氾濫注意水位	増水時に災害が起こるおそれがある水位。河川の氾濫の発生に注意を求めるレベルに相当する。 洪水予報指定河川では、水位が氾濫注意水位に到達し、さらに上昇する場合に××川氾濫注意情報を発表する。
避難判断水位	住民に対し氾濫発生危険性についての注意喚起を開始する水位。市町村長の高齢者等避難の発令判断の目安。 洪水予報指定河川では、避難判断水位に到達し、さらに上昇が見込まれる場合、あるいは一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合に〇〇川氾濫警戒情報を発表する。
氾濫危険水位	洪水、内水氾濫により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こるおそれがある水位。市町村長の避難情報の発令判断の目安。 洪水予報指定河川では、水位がはん濫危険水位に到達した場合には、××川氾濫危険情報を発表する。
洪水特別警戒水位	水防法の規定により、洪水予報指定河川以外の河川で、水位周知を行う河川において、洪水による災害の発生を特に警戒すべきとして設定された水位。市町村長の避難情報の発令判断の目安。
流量	川のある断面を単位時間に流れる水の量。
出水	大雨や融雪などにより川の水量が増大すること。
増水	平常の水位よりも水かさが増すこと。
溢水（いっすい）	河川の水があふれ出ること。
越水（えっすい）	河川の水が堤防を越えてあふれ出ること。
浸水	ものが水にひたったり、水が入りこむこと。 床下浸水。低地の浸水。
冠水	農地や作物、道路が水をかぶること。
決壊、破堤	河川の増水により、堤防が壊れること。

氾濫	河川の水がいっぱいになってあふれ出ること。
外水氾濫	河川の水位が上昇し、堤防を越えたり破堤するなどして堤防から水があふれ出ること。 単に「氾濫」ともいう。外水氾濫の対語として、河川外における排水困難で浸水することを「内水氾濫」ともいう。
内水氾濫	河川の水位の上昇や流域内の多量の降雨など（要因によって湛水型とか氾濫型等の表現も用いる）により、河川外における住宅地などの排水が困難となり浸水すること。 内水氾濫の対語として、河川の氾濫を「外水氾濫」ともいう。
洪水	河川の水位や流量が異常に増大することにより、平常の河道から河川敷内に水があふれること。 水文学における「洪水」の定義では、降雨や融雪などにより河川の水位や流量が異常に増大すること。
融雪洪水	流域内の積雪が、大量に解けて引き起こされる洪水。4～5月頃に大雨や気温の急上昇などとともによく起こることが多い。
流域雨量指数	降った雨が、地表面や地中を通して河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を指数化したもの。 内閣府「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）では、6時間先までの「流域雨量指数の予測値」を用いた高齢者等避難及び避難指示の発令基準が例示されている。 これまでに降った雨（解析雨量）及びこれから降ると予想される雨（降水短時間予報等）をもとに、国土数値情報に登録された全国約20,000の河川について1km四方の領域ごとに算出する。 洪水警報等の判断基準に用いており、流域雨量指数を用いて洪水発生危険度の判定した結果は「洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）」で確認できる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりを、地図上で概ね1kmごとに示す情報。
洪水キキクル	洪水警報の危険度分布の愛称。
地面現象に関する用語	
地すべり	斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象。
山崩れ	山地の斜面の土砂や岩石が急激に移動する現象で、大雨や融雪が原因となる場合が多い。地震が原因となることもある。
崖崩れ	降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象。
土砂崩れ	山崩れ。がけ崩れ。
土石流	山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象。
先行降雨	土砂崩れにおいては数日前からの降水が原因となることがある。ある時刻に影響を与える過去の降水量をいう。時間的に厳密な定義はないが1日より前を対象にすることが多い。 前日までに降った大雨によって土が湿っているときなどに「先行降雨の影響で山崩れやがけ崩れの発生のおそれが高くなっている」などと表現する。
山津波	土石流のうち規模の大きいもの。

鉄砲水	短時間の強い雨などにより谷川の水位が急上昇し水流が堰を切ったように押し出すこと。土石流や都市河川の急激な増水をいうこともある。
大雨警報（土砂災害）の危険度分布	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに示す情報</p> <p>大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>土壌雨量指数及び降雨の実況・予測値に基づいて、土砂災害発生の危険度を5段階に判定した結果を表示した情報。避難に要する時間を確保するために2時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いている。</p> <p>内閣府「避難情報に関するガイドライン」では、土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に対して避難情報を発令することを基本とするとされ、避難情報の発令基準が例示されている。</p> <p>土壌雨量指数及び雨量の実況値及び2時間先までの予測値が大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の基準に到達したかどうかで、土砂災害発生の危険度を5段階に判定し、色分け表示している。常時10分毎に更新している。</p>
土砂キキクル	大雨警報（土砂災害）の危険度分布の愛称。
土壌雨量指数	<p>大雨による土砂災害発生のリスクの高まりを把握するための指標。降った雨が土壌中にどれだけ溜まっているかを指数化したもの。</p> <p>これまでに降った雨（解析雨量）及びこれから降ると予想される雨（降水短時間予報）をもとに、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出する。</p> <p>大雨警報（土砂災害）等の判断基準に用いており、土壌雨量指数を用いて土砂災害発生の危険度を判定した結果は「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」で確認できる。</p>
土砂災害警戒情報	<p>土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報。都道府県と気象庁が共同で発表する。</p> <p>土砂災害警戒情報が発表された市町村においては、「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」を参照して、危険度が高まっている領域（メッシュ）内の土砂災害警戒区域等に対して避難指示等の発令が判断される。</p>

（資料：気象庁ホームページ）

